

ISSN 0914-8671

農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

NO.36
第18号
1号
1989.7



農村計画 第36号

目次

はじめに.....	高橋 強	1
1. 農村地域の活性化とリゾート整備の役割.....	長崎 明	2
2. 21世紀に向けた活力ある地域社会づくり.....	梶 弥進男	10
3. 苗場地域の土地改良事業とリゾート整備.....	笠沼 昭司	17
4. リゾート整備における農村整備の課題.....	坂井 八郎	23
5. オランダの農村整備とリゾート開発.....	佐藤 洋平	36
6. 緑と水とロマンの町をめざして.....	窪田 秀治	46
7. 若者の定住する活性化社会の創造に向けて.....	須佐 昭三	54
事務局通信.....		60
刊行物案内.....		63
編集後記.....		64

表紙写真：農村公園（新潟県川西町）

池や東屋、築山、縁石、そして数々の植栽が施され、遊具なども設置されており、お年寄りや子供達の憩いの場、遊び場として地域の皆さんに利用されています。

第11回農村計画研究部会現地研修集会

主催 農業土木学会
農村計画研究部会
協賛 農村計画学会

1. テーマ 「農村地域の活性化をめざして」
——リゾート整備と農村振興——
2. 日 時 平成元年7月20日(木)研修集会
21日(金)・22日(土)現地見学
3. 場 所 新潟県民会館大ホール
新潟市一番堀通り町3-1
☎(025)228-4481(代)
4. プログラム
 - (1) 研修集会 7月20日(木) 9:30~17:30
9:00~9:30 受付
9:30~10:10 挨拶
- ◇午前の部
 - 10:10~10:50 「農村地域の活性化とリゾート整備の役割」
新潟大学農学部教授 長崎 明
 - 10:50~11:30 「21世紀へ向けた活力ある地域社会づくり」
新潟県農地部農村総合整備課長 梶 弥進男
 - 11:30~12:10 「苗場地域の土地改良事業とリゾート整備」
北陸農政局苗場山麓第2開拓建設事業所
工事課長 笹沼 昭司
 - 12:10~13:20 昼食(映画)
- ◇午後の部
 - 13:20~14:00 「リゾート整備における農村整備の課題」
国土庁地方振興局農村整備課長 坂井 八郎
 - 14:00~14:40 「オランダの農村整備とリゾート開発」
筑波大学社会工学系助教授 佐藤 洋平
 - 14:40~15:00 休憩
 - 15:00~15:40 「森と水とロマンの町をめざして」
福井県今庄町産業課課長補佐 窪田 秀治
 - 15:40~16:20 「若者の定住する活性化社会の創造に向けて」
新潟県入広瀬村村長 須佐 昭三
 - 16:20~16:50 質疑応答
 - 16:50~16:55 現地見学の概要説明

- 16:55~17:00 閉会の辞
- (2) 懇親会 7月20日(木) 18:00~20:00
場所 万代シルバーホテル
新潟市万代1丁目3番30号
☎(025)243-3711
- (3) 現地見学会 7月21日(木)~7月22日(金)
Aコース(佐渡1泊2日コース)
- | | | | |
|---------|---------------|-------|--------------|
| 8:30 | 9:25 | 12:30 | 県営團場整備事業 |
| 県民会館前 | 佐渡汽船 | ～両津 | (金井12:45)～金山 |
| 8:50 | 11:45 | | 13:50 |
| 14:50 | 15:50 | | |
| 尖閣湾(揚島) | (畠野) | ～ | 両津(宿泊) |
| 15:10 | 農村総合整備モデル事業現地 | | 17:30 |
- 8:00~8:20 9:05
宿 ～両津港～新潟
8:00~8:40 11:25
- Bコース(内地日帰り)
- | | | | |
|-----------|--------|----------------|------------|
| 8:30 | | | |
| 県民会館前 | 県庁 | 新川河口排水機場・海岸砂丘畠 | |
| 弥彦山スカイライン | 12:00 | 広域 | |
| 地(角田岬) | (間瀬) | 弥彦 | 弥彦神社 |
| 農道9号線 | 北陸自動車道 | 15:30 | |
| (間手橋) | 卷潟東IC | 女池IC | 新潟博 |
| ど新潟89 | 16:10 | 17:00 | 13:30ナイスふー |
- 16:20
新潟空港～新潟駅
5. 参加費用
 - (1) 研修受講費 8,000円
 - (2) 懇親会費 5,000円
 - (3) 現地見学費 Aコース 19,000円
Bコース 7,000円

はじめに

農村計画研究部会現地研修集会担当幹事

高 橋 強*

近年の国民生活の高度化、多様化の進展はめざましく、余暇時間の増大や高齢化社会の進行とともに「生活の潤い」や「心の豊かさ」を求め、「自然とのふれ合い」を望む声が強くなっている。これに対して農村地域は、自然に恵まれた緑豊かなオープンスペースとして位置づけられ、安全で新鮮な食料や花き、花木等の供給のほか、都市住民が直接利用する市民農園、家庭菜園といった趣味的なもの、観光農園や体験農園といったレジャー的、教育的な利用を目的とするものなど、都市住民の側からは広範かつ多目的な利用が求められるようになっている。

農政審議会の「21世紀へ向けての農政の基本方向」の中でも、「安定成長への移行とともに、国民の価値観は経済優先から生活優先へ、成長志向から安定志向へ、物の豊かさから心の豊かさの重視へ、量から質へと変化しており、総体として所得志向からアメニティ志向へ変化している。このような国民ニーズの変化に沿って、今後は農村住民の福祉の向上、農村のもつ多面的役割の発揮という視点にたった従来の農村整備の進め方に加え、都市、農村が相互の理解を深めるため積極的に交流し、都市に向けても開かれた農村づくりを行うといった新たな視点も取り入れた総合的な農村整備を推進することが求められている。」と述べられている。

また、昭和62年6月に閣議決定された「第四次全国総合開発計画」においても、多極分散型国土の形成とともに定住と交流による地域の活性化、安全で質の高い国土環境の整備を基本的課題として取り上げ、「長寿社会における生活の充実を進める観点から余暇・レクリエーションのための空間整備としてリゾート地域整備の促進を図ることが必要である。」とし、活発な交流を通して地域の活性化を進め、都市と農山漁村の国土における新たな相互補完の関係を確立するとともに、都市住民が農山漁村の自然と親しめる長期滞在型のリゾート地域の整

備や、都市、農山漁村の相互理解を図る機会となる小中学校児童生徒の自然体験学習、農山漁村での滞在学习、上下流の地域間交流活動を、地域社会との調和を図りつつ促進する」としており、総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）が施行され、同法に基づく地域指定が進められている。

これを受けて現在、全国津々浦々でリゾート地域整備計画が検討され、実に一億総リゾートの感がある。リゾート地域整備は過疎化に悩んでいる農山漁村にとって活性化の特効薬として期待され、さらには従来の農業土木にはみられなかった新しい局面を目指すものとして大変喜ばしいことではあるが、同時にリゾート地域整備が美しく豊かな農村づくりの一環としての農村地域整備と地域農業の発展に役立つものでなければならないことを肝に銘すべきである。リゾート地域整備が地価の高騰や水質汚濁、自然環境の破壊、社会的環境の悪化を招き、「農村らしさ」を失うことのないよう、多面的、総合的観点から十分検討することが大切である。

このような観点から、本年度の農村計画研究部会現地研修集会は「農村地域の活性化をめざして——リゾート整備と農村振興」をテーマとして開催され、講師の方々にはそれぞれの立場から、リゾート整備と農村の活性化に向けての課題、そのための農業土木の役割、農村型リゾートの整備のあり方などを多くの事例を交えながら紹介いただいた。本研修集会を機に、これからリゾート地域整備が真の「農村型リゾート」として農村地域の活性化と地域農業の振興に役立つ物として発展することを期待したい。

御多忙な折りにもかかわらず、講師の方々には講演をお引受け頂いた。また、本研修集会の開催に当たっては新潟県農地部をはじめ農林水産省構造改善局整備課、北陸農政局の多くの方々に多大の御支援をいただいた。末尾ながら厚く御礼申し上げる次第です。

* 京都大学農学部教授 (たかはし つよし)

農村地域の活性化とリゾート整備の役割

長崎 明*

農村地域の活性化にとってリゾート整備はどのような役割を果たすか、農業土木の側からアプローチして見たい。そのため、本稿では第一に農業土木とリゾート整備との関連性について振り返り、次いで住民サイドからのリゾート計画の事例を紹介し、リゾート整備にかかる農業土木の課題をまとめようとするものである。

1. 農業土木とリゾート整備

(1) 農業土木と農村計画

都市計画が人口密度の高い都市地域を対象とするのに對し、農村計画は人口密度の低い農村地域を対象としている。したがって、農村整備にあっては、低い人口密度の下で広い地域の保有する人的・物的資源をいかに有効化・活性化するかが課題となる。すなわち、都市計画が主として点的ないし線的整備であるのに対し、農村計画は耕・草・林地をも含む面的な広がりを整備対象とする。

一方、農業土木はその創設以来、土地の持つ農業生産力を土木的手段によって高めることを目的とし、土地・水にかかる地域開発に寄与してきたので、もともと面的開発をめざす農村計画と密接な関連を有している。

(2) 地域工学をめざして

1971年6月、農業土木将来検討委員会（西口猛委員長）は、その報告書「地域工学をめざして」において、「これまでの農業土木学に対する評価と反省の上に立ち、今後予測される社会経済の発展方向に照らして、二・三の問題点」を挙げているが、その中で、「農学栄えて農業衰える」ではなく、「農業が栄える」ための農業土木

学のあり方として「農村における地域開発学」を開発するべき旨を指摘し、総合技術学の一つとして「リクリエーション施設整備学」の発展の必要性を述べている。

これは、70年代の国民所得の増大に伴う生活様式の高度化、多様化に応ずるために、都市と農村とを一体として開発し、農村を都市住民の生活環境として、また自然に接する場として活用することの重視が裏付けとなっている。具体的には、レジャー農場、内水面レクリエーション、観光農園・牧場、歴史的農業の保存、学習農園・レタイヤー農園を挙げている。これらの内容は当時まだリゾートという用語を使ってはいないものの、これらを総合し、長期滞在型の保養空間を創出するのが、今日のリゾート整備の概念にあたるもので、誠に卓見であった。

同報告書は、さらに、これらレクリエーション農業についての研究課題として、①需要予測、②公共投資の範囲（事業の実施方式）、③管理、運営の方法、④計画論（配置論）、⑤法、制度（事業の実施法、管理法、自然保護法）を掲げている。そして、今後の土地改良事業（第三次総合事業）は、その実施に当たって「従来以上に農民を含めた地域住民全体の意志が生かされ、その人々の積極的な参加のもとに、従来の官庁主導型から民間主導型への移行を遂げねばならない」との先見性のある指摘がなされている。

(3) 農業土木学将来ビジョン検討

1988年7月、農業土木学会農業土木学将来ビジョン検討委員会（丸山利輔委員長）は、その報告書「豊かで美しい国土・農村空間の創出に向けて」において、前項「地域工学をめざして」をさらに発展させて、特に中山

* 元新潟大学農学部教授 (ながさき あきら)

間農村地帯の総合開発プロジェクト事業として「地域の特性を生かした自然資源活用型高付加価値農業の展開」に加えて、「都市生活と農村空間との融合を図るリゾート空間の創出、個性と安らぎに満ちた生活環境等の機能を備えた総合的な開発」を期待している。さらに、この理念をふまえて同委員会の事業分科会、総論分科会では、より具体的な提示がなされている。

前項「地域工学をめざして」における“レクリエーション農業”，本項「将来ビジョン」における“リゾート空間の創出”，“安らぎ環境の総合開発”の発想はいずれも、従来の農業土木に新局面を付与した卓見であった。現今のリゾート開発、特にリゾート開発法に基づく開発に対して、農業土木側からアプローチする場合、これらの指摘、すなわち「地域農業・農民・住民の意向を入れた特徴あるリゾート整備」を重視しなければならない。

2. 地域開発とリゾート整備

(1) 全国総合開発計画（略称「全総」）とリゾート整備

農業土木学会が農業土木学及び農業土木（事業）を地域工学の観点から見なした1970～71年は新全総決定直後であり、また農業土木将来ビジョンを検討した1987～88年は四全総の一環としての総合保養地域整備法（俗称「リゾート法」）の制定時と重なっている。

全総の経過をたどると表-1（戦後の国土整備の系譜）のとおりである。周知のように、これら全総の過程で、戦後の新憲法で重視された地方自治が、中央からの

予算獲得、資金導入、技術導入等の必要から、中央への依存を強め中央直結型へと変遷するに至り、過密・過疎の両極分化、地方産業（農林水産業、中小企業等）の衰退を招いた。

これを概観するに、旧全総の拠点開発（点的開発）、新全総の中央主導型交通体系整備（線的開発）、三全総の定住圏構想（点的プラス線的開発）を経て、四全総の多極分散型国土づくり（面的開発）に至り、開発は国土全面に及び、人・物・情報の全てをネットワークで交流し、中央集中が強化されようとしている。

この四全総の一環として内需拡大・民間活力利用をうたって中央主導によるリゾート開発が進められ、それをテコに中央の開発業者の地方への進出がより強力に推進されようとしている。

かつてのレクリエーション産業は、前記農業土木学会報告に述べるとおり、それぞれの地域の実態に即しながら地域住民の手によって行なわれる農林水産業の副業的存在であった。だから、例えばスキー場・ゴルフ場・レクリエーション農業等にしても、地域の自然・景観等を大切な地域資源としながら、地域住民の手によって開発されてきた。それは、地域の産業と生活を守る限りで許される自然への働きかけに留まっていた。そこには、地方の歴史、文化とそれを育んできた自然とを守ろうとする地域住民相互の自主規制、自律機能が働いていた。それこそ、われわれ農業土木、農村計画がめざすレクリエーション施設、リゾート構想と正にマッチしていた。

(2) リゾート法によるリゾート開発

前述の全総の経過からみて、リゾート法下で加速され

表-1 戦後の国土整備の系譜

	旧全総	新全総	三全総	四全総
閣議決定	1962年10月	1969年5月	1977年11月	1987年6月
計画年度	1960年	1965年	1975年	1986年
目標年度	1970年	1985年	1985年	1995年
基本理念	地域間の均衡ある発展	全国土への開発可能性の拡大	人間居住の総合的環境整備	多極分散型の国土づくり
開発構想	拠点開発新産都市方式	大規模プロジェクト構想（列島改造）	定住圏構想公害抑制・分散	人・物・情報の交流ネットワーク
経済構造	高度経済成長への移行	高度経済成長進む	安定経済成長	急激な円高による構造経済成長
新潟県の開発計画	新潟県総合開発計画	県勢発展のための長期展望	新潟県長期総合開発計画	新・新潟県長期総合開発計画

つつあるリゾート開発は、これまでの手づくりのリゾート整備と異なり、そのスケール（面積、施設、資金等）の大きさ、開発の進め方（開発組織、開発速度等）、開発への支援措置（法的規制緩和、資金援助等）などからみて、地域の自然的、社会的環境を根底から急速に破壊せしめるおそれがある。

昨年度の本研修集会での川嶋水利課長補佐の講演によれば、リゾート法は農水・国土・通産・運輸・建設・自治の6省庁共管の法律で、その共通項は「民間活力を活用し、余暇需要に応える施設の整備を行い、税制を中心とする支援措置を講ずること」にあった由である。

以下、個別にこれらの諸点について見ていただきたい。

ア 民間活力の利用

1988年8月13～18日の官房速報は「動き出したリゾート」のタイトルで5回にわたる特集を組み、各地の自治体のソフト面への取組などを含めた「点検」の結果を報告している。そこには、こうした大規模リゾート開発に経験の浅い地方自治体が、豊富な資金・経営ノウハウなどを持つ海千山千の民間企業によって、自在に振り回される実態が明かにされている。

和歌山県串本町では、企業から示された計画を受け入れるべく、地権者からの同意を取り付け、ゴルフ場計画用地内の市民グランドの移転準備などを始めたとたん、資金ぐり困難化を理由にあっさり計画断念の通告を受けた。三重県浜島町では、開発に乗り出す予定だった企業が倒産して計画が宙に浮いた。この2例をはじめ、水面下での似たような話から、同取材班は「おいしい話はない。自治体は企業を甘く見るな」と警告している。

また、自治体のプランそのものの甘さとして、通年観光の困難性、地方中心都市への無関心、長期滞在の実現の難しさ、リゾート料金の高さ等を掲げている。とりわけ、リゾートの枕言葉として良く使われる「長期滞在」とは裏腹に、総理府の観光白書によると、日本人の国内観光旅行の1回当たり平均宿泊日数は、昭和58年1.84泊、59年1.96泊、60年2.14泊、61年1.69泊、62年1.78泊と伸び悩みを続けている。日本開発銀行調査部では、これについて「有給休暇の取得率の低さ、長期休暇制度の未発達などの構造的要因から、今後休日・休暇が増加した場合でも、短期滞在型が増える」と予測している。自

治体のフィーバーぶりをよそに、民間はよりクールに「企業の論理」に沿って行動している。民間にいわせれば、リゾート開発は初期投資額のわりに資金回収に時間がかかる一種の装置産業でリスクが大きい。こうした民間とコンビを組むには、自治体側も「地に足の着いたプラン」を持つことが何よりも重要だろう、と指摘しているのは至当である。

さらに、官房速報取材班は、長期滞在のためにはどう楽しんで貰うかのソフトプラン（もてなしの心、ホスピタリティ）が大切なに、自治体の構想の大部分がハード先行で、ソフト面の取り組みが遅れているとも指摘している。そして、岩手県のリゾート構想を例に、国際オペラ歌手を中心とするコンサートなど「あくまでも地元民活で地域住民による手づくりのリゾートへの挑戦」を好い例として紹介している。同取材班は、同県リゾート対策室の「今はリゾートのスタート、問題はゴール。勝負は10年後」の言を、地に足を着けた自信を感じている。

イ 対象地域の広さ、施設の多様性・総合性

良好な自然条件等を備えた相当規模の地域（概ね15万ha程度以下を想定）がリゾート法による特定地域とされる。自然保護・景観保護の視点に立てば、このような豊かな自然に恵まれた地域は、開発によって急激な変動をほどすのではなく、観光資源として、また国土保全・自然保護の対象として穏やかな手が加えられるべきである。「経済主義的な民間事業者の手によって、スポーツまたはレクリエーション施設・交通施設、販売施設等々の施設が相当程度整備されるリゾート開発」を、地元の住民は決して望まないであろう。そのうえ、民間企業者は経営的に引き合わなくなれば、いつでも引き上げることができる。あとに残されるのは、高騰した地代・物価・人件費、スマラム化したリゾート施設、挫折感に打ちひしがれた地元住民、荒廃した土地、汚れた水、すんだ地域文化・教育・福祉、とり返しのつかない地方自治体の赤字財政ということになりかねない。

対象地域が広大なこと、とりいれられる施設が多様であること、その維持・管理・運営に総合性を要すること等は、これまでの地方自治体にははじみにくいくことばかりである。こうした点でのノウハウを自治体自らが身に

つけることなしに成功はおぼつかないであろう。

ウ 整備の進め方

主務大臣が6人、6省庁にまたがっている。わが国の官庁機構（いわゆるタテ割り行政システム）からみて、当然、それらの間でのせめぎあいが予想される。「重点整備地区内の用地の確保が容易であること」のために、とかく農林水産省がより多くの支援措置（例えば、農地転用の緩和など）をとらされたり、農林業施策の後退を余儀なくされたりすることを危懼せざるをえない。

エ 支援措置

リゾート法によると、基本構想に基づいて実施される地域の整備にあたる民間業者に対する支援措置として、①課税（国税、地方税）の特例、②地方税の不均一課税に伴う補填措置、③政府系金融機関による低利融資、④民間業者支援のための地方債の特例措置、⑤道路・下水道等の公共施設の整備促進、⑥民間事業者に対する助言・指導その他、国等による援助、⑦農地法等による処分についての配慮、⑧国有林野の活用についての配慮、⑨港湾に係る水域の利用についての配慮の9項目が掲げられている。

リゾート開発は、もともと資金、ノウハウ、組織等の能力を持つ民間業者の活力を活用しようとするものであ

るから、その上に、こうした支援措置を講ずるのは屋上屋を重ねるの感なきにもある。それらの支援が間接的にせよ、地元に還元されれば良いが、中央の大手業者の論理はそれほど甘くはない旨、官庁速報の取材班は警告している。

3. 地域住民のためのリゾート整備

(1) 地域住民とリゾート

昨年度の本研修集会で川嶋水利課長補佐は、その報告の「おわりに」で次のように述べている。

「リゾート整備を通じた地域の発展は、①需要を引き付ける魅力をいかに設定するか、②農林業を始めとする地場産業の振興にいかに結びつけるか、③地域住民の参加がいかに得られるか、④多額な初期投資にいかにして耐えるか等種々な課題をかかえている。」

これらの課題の指摘は農業土木がこれまで培ってきた観点に立つものであるが、ここでは特に②及び③について筆者なりに付言したい。

ここでいう「地場」・「地域」ないし「地元」とは何か。農業土木において狭義の地域概念は「農業生産の行われる場」（図-1の中央の四角）を意味し、その周囲の

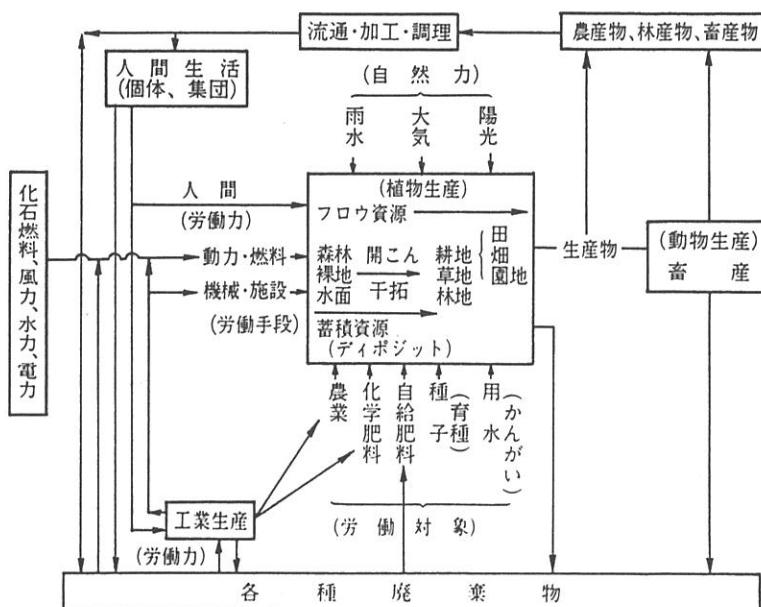


図-1 農業生産の場とその環境

環境からさまざまなインプットを受け入れ、農業生産（太陽エネルギーの地球上の固定）によって内部資源を蓄積すると共に、生産物及び廃棄物を環境にアウトプットする循環系（生態系）を形づくっている。

その限りでは、農業土木の対象領域は図-2の右端（農村地域内の第1次産業の中の農業の場）にとどまるが、農村環境整備をとりいれることにより、しだいに左側へと発展し、近年は都市地域における1次産業（例えば都市農業）をも含むに至っている。

一方、一般土木における都市計画は、もともと都市地域内の生活と環境（3次、2次）を主たる対象としつつも、都市周辺の環境としての国土の保全の立場から、しだいに右方向へと発展し、農山村地域の3次産業・2次産業をも含むに至っている。

このように錯綜、オーバーラップする関係の下でリゾート計画が進められてきた。したがって、リゾート計画に当たられる光には都市サイドからのものと農村サイドからのものとがあり、それぞれに明暗（メリット、デメリット）を画いている。

都市サイドからみるリゾートは、狭い都市地域にひしめきあっている都市住民のための憩いの場としてであるのに対し、農村サイドのリゾート観は、そこに存在する固有の地域空間・資源（歴史的所産たる文化まで含めて）をいかにして高い付加価値を添えて都市住民に提供し自らの生活を豊かにするかである。都市住民が長期滞在型保養（リゾート）で農村を訪れるのは、ムラにはマチにない自然・景観・生産・文化・人情があり、それを見たり聞いたり触れたり体験したりしたいからであろう。

しかし、そのようなムラ固有の環境はそれぞれの地域の

自然と人間とが長い歴史的過程で培ってきた微妙なバランスの上に存在しているから、それを大規模かつ急激に変動させると、とりかえのつかないダメージを与えることになる。ムラで農林水畜産業を営む人びとが副業として行ってきた民宿はこの調和の上に成り立ってきたものであった。

(2) 住民によるリゾート整備の事例

ア 石打丸山スキー場の例

都市からのレクリエーション人口を受入れつつも豊かな地域資源を生かし、住民自らも生きる道を求めるようとする活動が新潟県塩沢町石打丸山区で進められている。このスキー場が開設された1949年当時の石打は170戸、1,115人で産業の中心は農業であったが、平均耕作面積は50aにすぎず、炭焼・養蚕を副業とし、日雇・出稼ぎで生計を立てていた。このような極限状況打開のため地元民が中心となってスキー場を開設し、1985年現在では、入り込み客数104万人、宿泊施設240軒、収容18,000人、ゲレンデ200ha、リフト33基、提携企業5社を数え、わが国有数のスキー場となっている。本地域住民でこの産業に直接参加している数は246戸中の202戸、83%、地域経済のほぼ100%が依存している。

このスキー場の第1の特徴は、地方自治の基本単位たる石打区と観光部門を担当する石打丸山観光協会とが一体的に運営されている点にある（図-3）。石打区予算は石打区議会によって決定されるが、年度予算の10数%がスキー場関連（診療所、駐車場、スキー学校、国際交流等）の特別会計によって占められている。

また、図-4のとおり観光協会には索道・旅館・ロッジ・ホテル・商店・売店等の各組合が統括され、さらに協会員の加入・退会・加入金に関する資格審査委員会及びスキー場の管理運営に関する管理運営委員会が設置されている。

第2の特徴はその基本姿勢にある。「明るく豊かな地域経済の振興をめざして」のスローガンの下に、(1)地域主義、(2)地場産業への取り組み、(3)安全なスキー場づくり、(4)国県への主体的な働きかけ、(5)地域活動の学術的研究、(6)将来構想、がうたわれている。

ここでいう地域主義とは、地域住民のための地域住民

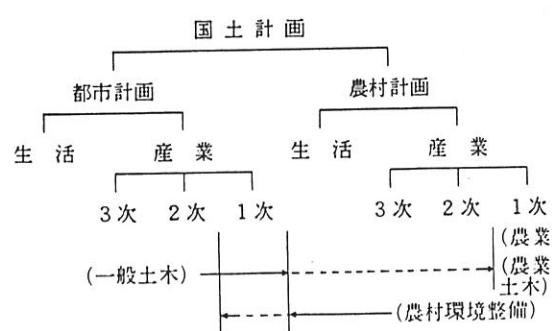


図-2 都市計画と農村計画の範囲

による観光産業の強調という意味と解され、内容としては、①スキー場の管理運営権を地域住民が確保すること、②進出企業との対等平等の立場での開発協定を締結すること、③スキー・観光産業を第1次産業を補完するものとして国県等に位置付けさせ、そのための具体的な振興施策を実現させること、④高速交通体系下における地域開発を、地域住民の自主的経済圏域の拡大、地場産業の振興、地域経済の育成に役立たせること、⑤自治体には、スキー場開発を地域開発の重要な課題として捉え、税収の確保や雇用の獲得だけでなく、地域住民の直接的な営業参加、地場産業の育成の立場に立った施策を講ずるよう望むこと等を挙げている。

地場産業に対しては、観光産業の欠陥を補完する立場で取り組むこととし、観光産業の欠陥とは、自然環境の破壊、騒音、交通渋滞、屎尿・ゴミ・水等の生活環境の破壊、風紀など社会教育環境の悪化、観光関連の環境整備のための投資の増大等としている。

さらに、安全なスキー場づくりのために、ゲレンデの基盤整備だけでなく、山麓の防災対策（街路・下水道・排水路整備等の都市計画及び治山・治水・排水等の山麓整備）を講じてきた。また、1985年から2カ年計画でスキー場全体の環境アセスメントの作成に取り組むとともに自治体との連携に基づく合理的な開発と公共事業の活用を推進している。高速道の塩沢石打IC、新幹線の上野・石打間の割引切符、自治振興資金による公営駐車場・高原スキー場開発等、主体的に国県に働きかけ、それぞれ実現してきた。

これらの実践の積み重ねの中で、観光産業の究極の目的は豊かな経済活動に支えられた文化・教育の香り高い、より人間的な地域づくりをめざすことであるとし、東大、京大、奈良大、早大等の研究者の協力を得て、地域経済分析、環境保全、教育問題について検討を進めている。

将来構想としては、スキー場の拡張・開発とともに都市計画街路の整備、防雪防災対策の強化などの地域再開発の推進をはかり、あわせて都市公園、公共下水道、都市下水路の整備促進による通年リゾートへの挑戦をうたっている。また、サービス向上の面でも「石打丸山は、国民大多数の庶民のためのリゾートとして位置づ

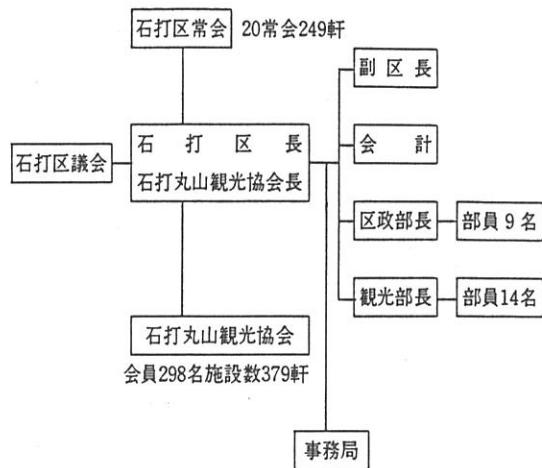


図-3 石打区・石打丸山観光協会組織図

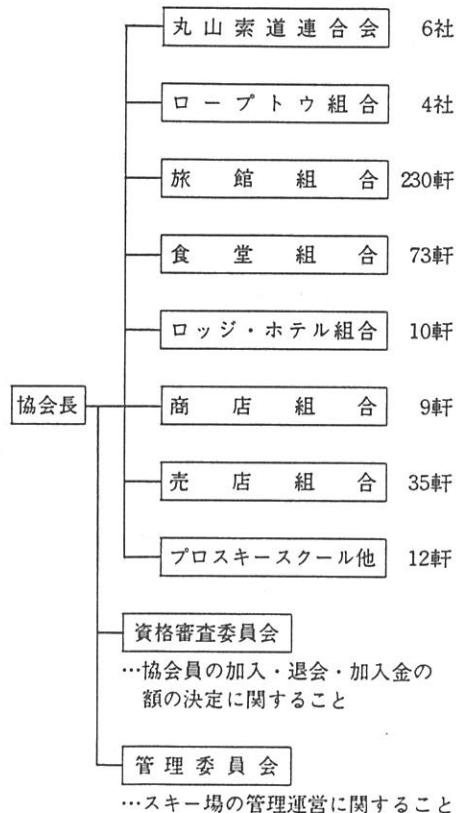


図-4 石打丸山観光協会組織図

け、グレードの高さを求める、徹底したサービスに努める」をスローガンとしている。

以上、見てきたように、石打丸山スキー場の特徴は、そのスキー場としての優れた自然環境を主体的に観光資源として生かすことによって、地域の農林業も活性化し、住民自らの経済・文化・教育の基盤を築こうしてきた点にある。そこには約40年にわたる歴史的経過があることを指摘したい。

イ 津南町住民のリゾートに対する意向

昨年12月新潟県が策定した総合保養地域の整備に関する基本構想（「マイ・ライフ・リゾート新潟」構想）によると、「当県は、この地域の有する、自然的・社会的条件を生かして、幅広い国民ニーズにこたえられるリゾートを民間活力の活用に重点を置きつつ整備し、ゆとりある生活の中で心身の健康を養う、現代人のふるさとを創造するとともに、当地域及びその周辺地域の活性化を図るために、総合保養地域整備法に基づき本構想を策定するものである」とうたわれている。しかし、この基本構想の詳細は、いわゆるリゾート法にいう特定地域（1市11町2村）の住民にはあまり知られていないようである。今年2月25日、津南町で開催された「リゾートを語る会」の参加者約400名を対象とするアンケート（回収177名）には住民の関心の深さが示されている。

会場で聞いたリゾートの話に対して「初めて聞く話もあった」・「ほとんど知らなかった」が72.3%に達している。リゾート開発の実現に対しては「地域の発展に役立つので期待している」が43.5%，「マイナスだから進めるべきでない」が16.9%，「どちらともいえない」が35.6%と批判的・懐疑的回答も少なくない。「期待している」と答えた人77名のうち63名が「雇用の拡大」を掲げ、次いで「地域に活気が出る」58名、「後継者が残る」41名、「地元産品の消費拡大」34名、「生活環境の充実」28名、「文化の発展」20名、「地元商店の売上げ増加」14名、「地代収入への期待」5名と期待の多様さを見せている。

これに対して、リゾート開発の前途に「やや不安」99名、「大変不安」61名、計160名、90.4%が不安を訴え、前項の「期待している」77名中62名、80.5%が何らかの不安を表明している。

不安の内容についてみると、160名中

・川の水やわき水が少なくなったり、汚染されたりする	126名
・自然が荒され、災害が増える	104
・森林・緑が少なくなる	100
・ゴミが増えたりして汚れてしまう	88
・静かな環境が騒々しくなる	69
・自由に山菜取りやキノコ取り、山歩きができなくなる	66
・地価が高くなる	51
・風紀が悪くなる	46
・農地がつぶれたりして農業がやりにくくなる	35
・交通渋滞・交通事故が増える	34
・子供の教育に良くない	32
・その他	11
今後、この会を開くとした場合に期待する話題として	
・自然環境の保全について	100名
・今地元で計画されているリゾート開発の具体的な内容について	97
・開発による地域経済の活性化について	83
・観光と農業について	61
・ゴルフ場問題について	49
・他の観光地の実情について	34
・観光と子供の教育について	29
・その他	3
が挙げられている。	
なお、アンケート用紙の意見欄への文章回答も予想以上に多く61件に達し、関心の大きさを表わしている。これらの意見について類型化と集計を試みると次のとおりである。	
・リゾートに対する期待（賛成的意見）	2件
・リゾートとの共存を期待（中立的意見）	2
・リゾートに対する疑惑（批判的・反対的意見）	49
情報の公開・伝達・検討を要望	14
自然環境への悪影響	12
民活導入への懸念	10
地域の文化・生活・人間性の荒廃	7

住民自治・参加を要望	6
・リゾート絶対反対	2
・主権者への提言・謝意	6

津南町は、県が策定した総合保養地域の整備に関する基本構想の重要な一角を担っているが、これまで地域産業の自主的振興を基本としてきただけに、また、リゾートマンションの林立する湯沢町に隣接するだけに、冷めた客観的な見方をしているようである。リゾート開発を推進するには、こうした地域住民の懸念に積極的にこたえる以外になかろう。

4. リゾート整備の役割と農業土木の課題

リゾート産業は、これまで農業土木が主たる対象としてきた農業（第1次産業）とは異なり、都市住民の長期滞在をねらったサービス業（第3次産業）である。

一方、将来に向けて農業及び農業土木の発展を期すためには、農業生産者の利益だけを考えておれば良いとする時代が過ぎ去ったのも事実である。近年、「産直」といわれるよう、生産物を媒体として生産者と消費者、ムラとマチが直結することが望まれているように、リゾートを通じて農村空間そのもの（フィジカルな面もメタフィジカルな面も）を媒体として、共に豊かな生活の

糧とすることもまた農業及び農業土木にとって望ましいことに違いない。

しかしながら、リゾート整備は農村空間・地域資源の全てを対象とするだけに、大規模かつ急激な開発には慎重でなければならない。農業土木（土地改良）事業はこれまで、①投資効果を算定し、②農業生産者の同意を得ながら、③急激な自然改造（開発行為）を極力回避しつつ、④国土保全と⑤農村振興に寄与してきた実績を有する。これらの5項目は農業土木ならではの基本姿勢であって、リゾート整備においてもこれを基本とすべきである。

そのためには、「民間活力の活用」も場合によっては必要とするに違いないが、外来企業の持つ「経済の論理」・「自由競争の原理」には農村空間の開発と相いれない面があることも留意すべきである。

リゾート整備のもたらす農村空間への開発が農村環境にどのようなインパクトを生ずるかについての将来予測とその評価（アセスメント）に関する研究もまだ緒についたばかりで、農業土木学の緊急かつ重要な課題である。さらに、土地改良事業への生産者の同意と同様にリゾート整備への住民参加のあり方・手法に関しても農業土木学こそが答えを出せるのではないか。これまでも総合的な実践の科学をめざしてきた農業土木学はその要請にこたえうるものと期待している。

21世紀に向けた活力ある地域社会づくり

—新潟県の農村整備—

梶彌進男*

はじめに

新潟県では、昭和63年7月、高生産農林水産業の展開と活力に満ちた快適な地域づくりを目指した「新・新潟県農林水産業振興基本構想（21世紀へのグリーンプラン）」を策定した。

本県の農業は、広大な農地や豊かな水資源などの恵まれた生産条件を生かし、全国に名高い「コシヒカリ」を中心とした米の生産をはじめとした総合食料供給基地としての地位を確保するとともに、県経済の重要な基幹産業の一つとして位置づけられている。

また、農村地域は、生産の場であると同時に緑豊かな生活の場でもあり、生産活動を通じ県土の保全および健康な地域社会の維持創造などにも大きく貢献している。

しかし、農産物の市場開放要求の高まり、食料消費構造の変化、農畜産物価格の低迷、農業労働力の高齢化など、農業を取り巻く情勢は内外とも厳しい環境下にある。

このような中で、21世紀へ向けて農業の発展と農家生活の安定を図るために、農業をめぐる諸情勢の的確な見通しの下に、今後進むべき基本方向を明らかにし、この実現に向けての関係者の英知を結集して、生産性の高い農業の確立と豊かで美しく住みよい農村地域の建設をめざした各種施策の展開が必要であると考えている。

1. 新潟県農業のあらまし

(1) 本県農業の全国的地位

ア 農業構造（表-1）

- 農家数は全国の3.5%を占め、全国順位は5位。

- 第2種兼業農家が全国を上回る率で増加。
- 耕地面積は全国の3.7%を占め全国順位は3位。

（うち田は6.1%で2位、畠は1%で26位）

イ 農家経済（表-2）

- 農業粗生産額は全国の3.7%を占め全国5位。
- 米の粗生産額は全国の8.2%を占め全国1位。

ウ 農業生産（表-3）

- 水稻の収穫量は全国の7.4%を占め北海道に次いで2位。
- 麦・大豆は転作の主要作物として面積が増加したため全国的地位が向上している。
- えだまめ、球根類は全国1位の収穫量
- 畜産は豚の17位が最高。

(2) 農業構造の動き

ア 農家戸数の推移

- 総農家数が減少する中で第2種兼業農家が増加。
- 中核農家（基幹男子農業専従者のいる農家）は減少し16.9%（25,180戸）
- 複合経営農家は減少し8%（10,440戸）。

イ 経営規模別農家数の割合

- 大規模経営階層農家の増加が続く。
- 農家数が減少する中にあって「3ha以上」層の規模の大きな農家が増加傾向

ウ 農家人口の推移

- 高齢化が進む農家人口

農家人口が減少するとともに、60歳以上の人口が年々増加、農家総人口の26%を占めている。

エ 耕地面積の推移

- 耕地面積の減少が続く。

* 新潟県農地部農村総合整備課長（かじ やすお）

表-1 農業構造

(単位: 戸、人、ha)

	新潟県	全 国	全 国 シェア	全 国 順位
農業構造(昭63)	農 家 数 148,940 (100)	4,240,190 (100)	3.5	5
	専業農家 10,340 (2.9)	613,920 (14.5)	(▲ 7.6)	27
	第1種兼業農家 26,690 (17.9)	604,470 (14.3)	(3.6)	4
	第2種兼業農家 111,920 (75.1)	3,021,780 (71.3)	(3.8)	5
	中核農家 25,186 (16.9)	754,000 (17.8)	(▲ 0.9)	
	複合経営農家 10,440 (8.0)	842,040 (24.6)	(▲ 16.6)	
	農業就業人口 200,530 (100)	6,086,260 (100)	3.3	
	基幹的農業従事者 108,200 (54.1)	3,354,940 (55.1)	(▲ 1.1)	
	農業専従者 72,000 (35.9)	2,591,260 (42.6)	(▲ 6.7)	15
	耕 地 面 積 199,200 (100)	5,317,000 (100)	3.7	3
田		175,600 (88.2)	2,889,000 (54.3)	6.1
畑		23,600 (11.8)	2,428,000 (45.7)	1.0
				26

表-2 農家経済

(単位: 千円、億円、%)

	新潟県	全 国	全 国 シェア	全 国 順位
農家経済等(昭62)	農業所得(千円) 939.1	943.8	指数 99.5	22
	農外所得(千円) 4,344.7	4,668.1	指数 93.1	27
	農家所得(千円) 5,283.8	5,611.9	指数 94.2	30
	家計費(千円) 4,864.0	4,819.3	指数 100.9	22
	農業依存度(%) 17.8	16.8	(1.0)	19
	農業粗生産額(億円) 3,884	105,619	3.7	5
	米(億円) 2,667	32,337	8.2	1
	生産農業所得(億円) 1,535	38,552	4.0	5

全国シェアの()は構成比の差

表-3 農業生産

(単位: t, 千鉢, 頭)

	新潟県	全 国	全 国 シェア	全 国 順位
農業生産	水稻收穫量 736,000	9,888,000	7.4	2
	麦收穫量 10,400	105,300	9.9	4
	大豆收穫量 8,080	276,900	2.9	13
	えだまめ收穫量 13,500	115,900	11.6	1
	すいか收穫量 25,500	851,800	3.0	5
	ねぎ收穫量 15,600	563,500	2.8	10
	かき收穫量 16,100	290,200	5.5	7
	日本なし收穫量 17,400	467,700	3.7	8
	チューリップ(球根) 55,900	107,100	52.2	1
	アイリス(球根) 27,400	50,900	53.8	1
	クロッカス(球根) 10,600	11,300	93.8	1
	花木(鉢もの)出荷量 5,590	18,100	30.9	1
	乳用牛飼養頭数 18,100	2,017,000	0.9	25
	肉用牛飼養頭数 27,300	2,650,000	1.0	32
	豚飼養頭数 303,900	11,725,000	2.6	17

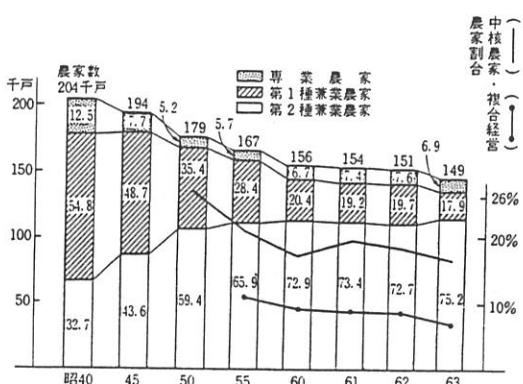


図-1 農家戸数の推移

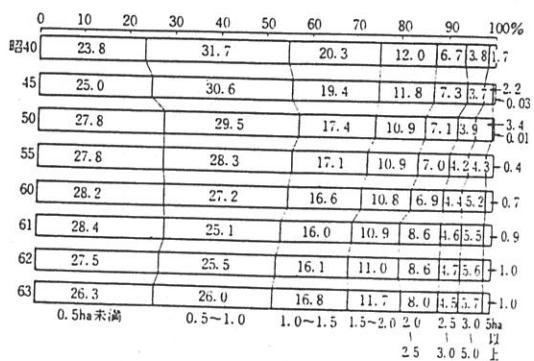


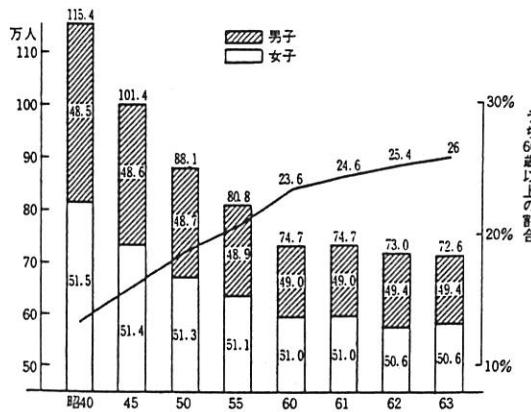
図-2 経営規模別農家数の割合

耕地面積の減少が続いているおり、さらに耕地利用率も畑が114.8%と全国よりも高いものの田が90.8%と低いため田畑の平均では93.7%と全国・北陸より低い。

オ 農業粗生産額の推移

- 農業粗生産額が減少に転ずる。

昭和61年まで粗生産額は増加していたが、62年度は米畜産等の減少により4,000億円を割った。



2. 新潟県の農業生産基盤整備状況

(1) 農業基盤整備の現況

ア 整備状況

- 水田における大・中型機械化体系が可能とみられる20a以上の区画整備済み面積は、32.1%である。
- 全国水準の42.9%（推定）に比べて低い状況である。
- 平成元年度農業基盤整備事業予算
- 公共事業の完全消化を前提に、NTT資金の活用を含め、国の公共事業の伸率を勘案し、編成してある。

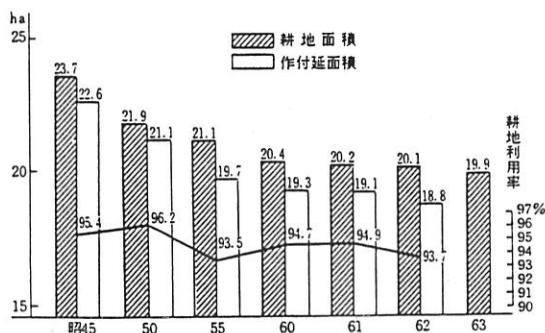


图-4 耕地面積の推移

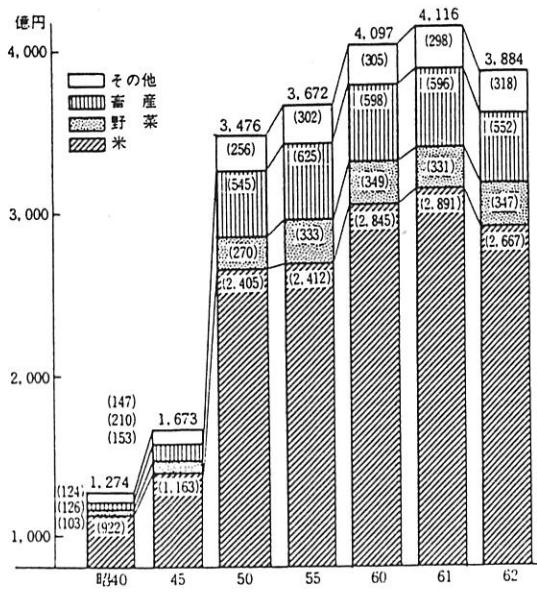


图-5 農業粗産額の推移

(2) 高生産農業を支える農業生産基盤整備の基本方針

① 高生産農業を目指す土地基盤の整備の推進

当県の自然条件、農地の特質等を踏まえ、地域の特性に応じた生産性の向上と農業構造の改善を促進し、農業生産の再編成を図るため、は場条件の総合的整備、農業用水の確保、農道の整備等を推進する。

また、農政の当面の課題となっている水田農業確立対策の円滑な推進および転作の定着化を図るために、排水改良、環境排水、客土等により土地条件を整備し、水田の汎用化を推進する。

なお、事業推進のもととなる調査計画についても土地

表-4 整備状況

(単位: ha, %)

区分	50	60	61	62
水				
ほ場整備 ①	192,200	179,500	177,800	176,900
1次整理 ②	21,146	54,001	55,230	56,860
計 ③	115,505	85,548	84,110	82,675
田				
ほ場整備率 ④/①	11.0	30.1	31.1	32.1
③/①	71.1	77.8	78.4	78.9
畑				
総面積 ⑤	27,200	24,000	23,700	23,600
整形畑 ⑥	2,193	10,090	10,310	10,450
不整形畑	25,007	13,910	13,390	13,150
⑤/⑥	8.1	42.0	43.5	44.3

注: 1) ほ場整備とは、20a以上の区画で播作の大・中型機械化体系の導入可能なほ場条件とみなされるものである。

2) 1次整理とは、昭和38年以前に実施した水田の区画整理であり、水路は用排水兼用で農道は耕耘機などが通れる程度の耕地整備が行なわれた状態をいう。

3) 整形畑とは、10a以上の区画で各耕区に継続する基幹農道が完備している。

改良長期計画に基づき積極的に進めることとし、県単農業基盤整備事業にあっても、その充実を図り、地域における農業生産条件の整備を促進する。

ア 基幹用排水施設の整備

イ ほ場整備

ウ 農道整備

エ 水田汎用化の推進

オ 調査計画樹立の促進

カ 県単農業基盤整備

② 生産基盤と一体的な農村生活環境の整備促進

農業・農村の健全な発展を期するため、農業生産基盤と生活環境の一体的整備の推進を図る。

このため、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農業集落排水事業及び県単農村集落環境整備事業を実施することにより、定住条件の整備と併せ、ゆとりと潤いとやすらぎに満ちた活力ある農村地域の形成に努める。

また、集落地域整備法の活用により集落における農業生産条件と生活環境の調和のとれた計画的な集落整備を推進する。

③ 農地保全及び防災対策の推進

災害を未然に防止し、県土の保全、農業経営の安定に資するため、地すべり対策及び同関連事業の計画的実

施、地盤沈下対策の推進、農地の灌水防除対策、ため池等整備並びに水質障害対策等の各種防災事業の推進を図る。

④ 中山間地帯・離島の基盤整備の促進

中山間地、豪雪地、過疎地域等においては、その立地条件を活かした基盤整備を促進し、地域の活性化を図るため農村基盤総合整備事業、土地改良総合整備事業等山間地を対象とする事業をはじめ、現行補助制度を最大限に活用するほか、中山間地帯を対象にした制度の拡充を図る。

また、離島においては、農業基盤全般の整備水準向上を目的として、各種事業制度の活用を図り、基盤整備を積極的に推進する。

⑤ 優良農用地確保対策の推進

需要に応じた食糧の安定的な供給と、生産性の高い農業経営を達成するため、農振法、農地法の適切な運用により、優良農地の確保を図るとともに農地の流動化を促進するため、県農業公社が実施するほ場整備農地流動円滑化事業等の農地保有合理化促進事業を推進する。

また、農用地開発事業の推進を図るとともに、畑作営農の定着化に努める。

⑥ 土地改良区の育成強化

土地改良区及び土地改良事業団体連合会を育成強化す

表-5 平成元年度農業基盤整備事業予算

事業名	昭63当初 A	昭63現計 B	平成元当初 C	C/A×100	C/B×100
かんがい排水	千円 13,795,584	千円 13,730,828	千円 13,335,826	% 96.7	% 97.1
湛水防除	7,900,720	8,002,244	8,354,650	105.7	104.4
地すべり対策	5,131,656	5,172,347	5,077,296	98.9	98.2
ため池等整備	2,636,717	2,524,040	2,492,163	94.5	98.7
防災ダム	311,810	293,464	299,695	96.1	102.1
地盤沈下	6,089,666	5,792,460	6,011,520	98.7	103.8
水質障害対策	129,660	282,240	281,393	217.0	99.7
土地改良施設管理修繕	194,264	191,815	177,005	91.1	92.3
ほ場整備	13,897,944	13,337,646	14,163,100	101.9	106.2
土地改良総合整備	2,623,243	2,646,449	2,893,525	110.3	109.3
農道整備	11,466,761	11,073,175	11,888,010	103.7	107.4
農地開発	266,903	258,623	187,799	70.4	72.6
開拓地整備	90,626	90,626	90,100	99.4	99.4
水田農業確立	1,701,463	1,739,623	1,905,675	112.0	109.5
農村総合モデル	4,509,490	3,705,458	3,972,175	88.1	107.2
農村基盤総合	3,703,517	3,927,089	3,709,625	100.2	94.5
計	74,450,024	72,768,127	74,839,557	100.5	102.8

るため、土地改良区の統合整備を促進するとともに、土地改良区の運営について指導育成を図る。

また、国の土地改良事業償還円滑化特別対策事業の活用、土地改良区負担金積立等強化対策の拡充等によって地元負担の軽減対策に努め、事業の円滑な実施と土地改良区の体質強化を図る。

⑦ 土地改良施設の高度利用と維持管理体制の充実強化

農業用排水施設等土地改良施設の有する多面的機能を有効に活用し、小水力発電、克雪利用等により農村地域の活性化を図るために高度利用を推進する。

また、国営造成施設管理事業、土地改良施設維持管理適正化事業、基幹水利施設技術管理強化特別指導事業並

びに土地改良施設管理設備修繕事業等を強力に推進し、土地改良施設の維持管理体制の充実強化を図る。

3. 新潟県の農村生活環境整備状況

(1) 農村生活環境施設整備の現況

ア 整備水準（集落割合）

- 水道施設や生ごみ処理施設等については、全国より整備されているが、家庭排水処理施設等については遅れている。
- 経済地帯別には、農山村の整備が全体的にやや遅れている。

表-6 新潟県の生活環境整備状況

項目	説明	全国	新潟県	都市郊	平地村	農山村	山村
1 居住区域内 道路（国・県 道及び1・2 級市町村道以 外の道路）	農業集落等に関連する国・県道及び1・2級市町村道以外の道路の舗装率 $\frac{\text{舗装済延長}}{\text{実延長}} \times 100$	50.0 —	47.4 66.7	53.8 72.0	57.9 68.4	36.8 56.3	47.6 60.0
2 1・2級市 町村道	農業集落等に関連する1・2級市町村道の舗装率 $\frac{\text{舗装済延長}}{\text{実延長}} \times 100$	70.0 —	68.8 76.9	63.2 92.9	80.0 90.9	62.5 71.4	68.4 68.8
3 水道	主として上水道、簡易水道、その他水道を利用している農業集落の構成比 $\frac{\text{水道利用集落数}}{\text{農業集落数}} \times 100$	73.8 —	84.1 89.8	89.6 97.3	93.2 95.9	74.8 81.6	89.7 94.1
4 家庭 排 水 处理	主として公共下水道、コミュニティプラント、宅地内吸入槽及び貯溜槽に流出している農業集落の構成比 $\frac{\text{公共+コミュニティ+吸入槽等下水道プラント}}{\text{農業集落数}} \times 100$	8.9 —	3.1 3.6	0.8 1.3	6.9 7.0	1.6 1.6	3.0 6.1
5 生ごみ処理	家庭生ごみについて、主として収集処理を行っている農業集落の構成比 $\frac{\text{公共機関が収集+許可業者が収集}}{\text{農業集落数}} \times 100$	70.2 —	90.6 95.4	90.9 97.9	94.0 94.5	86.9 94.2	95.7 98.6
6 し尿処理	主として水洗処理、汲み取り収集処理を行っている農業集落の構成比 $\frac{\text{公共機関許可業者による汲み取り処理}}{\text{農業集落数}} \times 100$	70.7 —	73.4 85.2	80.8 97.7	69.4 80.8	69.2 81.6	89.2 90.8
7 集会施設	集会施設のある農業集落の構成比	77.5 —	82.0 86.9	84.9 89.1	81.7 86.4	81.3 86.3	81.5 86.9
8 地・遊び 場等	園地・遊び場等のある農業集落の構成比	30.8 --	34.3 39.0	51.9 58.0	27.6 33.4	32.6 34.7	29.6 39.1

注：上段：昭和57・58年度農村地域整備状況調査（昭和58年3月31日現在）（国土庁全国調査）

下段：昭和62年度新潟県農村地域生活環境整備状況調査（昭和62年3月31日現在）（県単独調査）

農業振興地域指定市町村（県111、全国3,094）の区域内にある農業集落（県5,119、全国141,597）を対象としたが、集計に際しては、集落の全数が都市計画法上の市街化区域、又は用途地域の区域内にある農業集落を除いた集落を対象とした。

4. 活力とやすらぎのある地域社会 づくりのために

(1) 活力ある地域社会づくりのために

農山漁村地域は、地域住民にとって掛け替えのない生産、生活の場であるとともに、豊かな居住空間と緑豊かな自然環境を有し、都市住民を含めた心のふるさとであり、地域の活性化を図るために、各地域で健全で活力に満ちた農村社会づくりが推進されている。特に、農村高齢化、混住化による集落機能が低下する中で農村地域の有する多面的諸機能を生かしながら、農林水産業及び生活基盤の充実を図るために、居住快適性、地域文化の向上に配慮した個性的なむらづくりを、農家、非農家が連帯し、自発的、組織的に推進するのを助長するため次の施策を進める。

① 高齢化社会への対応

ア 高齢者の生産活動への積極的誘導

農村高齢者は農業生産に従事する意欲が高く、継続的なきめ細かな生産管理作業及び補助作業に優れた活動がみられることから、青壮年が主として担う基幹的機械作業と組み合わせ、高齢者の能力を生かした生産活動への誘導が極めて重要である。

このため、中核農家を中心とした地域農業の組織化を推進し、地域農業の担い手として高齢者の就業の場を確保するとともに、中核農家と高齢者の相互補完をしあえる農業互助システムの確立を推進する。また、身近にある豊富な地域資源と高齢者の能力を活用した伝統工芸品や特産品づくりを推進し、併せて組織化を促進する。

イ 高齢者の知識と経験の活用

豊かな知識と経験に裏付けられた高齢者の世話役としての役割や、地域おこし活動の中心的推進者としての役割はますます重要になってきている。このため、生産、生活、文化活動に優れた人材を認証するなど、高齢者の役割を明確にし、地域活性化のための高齢者の地域社会活動を促進する。

ウ 高齢者の健康で安定した生活の維持

高齢化が進む中で、高齢者の健康で安定した生活の維持を図ることは、健康づくり、生きがいづくりの面から

極めて重要である。このため、豊かで健全な食生活をめざした高齢者による自主的な生きがい活動の観点から、野菜、花き工芸作物等の生産活動の推進、都市高齢者との交流等を促進する。

また、中核農家等の労働、生活問題の解決を図るために、高齢者介護援助など農村地域の生活互助活動を中心とした労力活用システムを導入推進する。

② 混住化社会への対応

ア コミュニティ活動の推進と場づくり

混住化の進んだ農村地域においては、農家、非農家等の連携及び老、壮、青各世代総参加による主体的なむらづくり活動の推進が重要である。このため、地域住民の連帯感の醸成及び相互理解による自主的なむらづくり共同活動の助長、集落リーダーの育成を推進する。

また、合意形成を図る場としての集会施設、文化施設、農村公園、手づくり広場等の保全整備を積極的に進める。

イ 自主的集団活動の促進

地域住民のコミュニケーションを深めるため、相互に共通の目標に向かって自主的な学習・協力活動を実施することが効果的であり、花壇づくり、自給野菜づくり、農作業体験教室等の活動を促すとともに、住民全員が参加できる、地域ぐるみのむら祭り、正月行事など地域のシンボルとなる行事等の自主的集団活動を助長する。

③ 集落機能の活性化

ア 集落自治組織体制の確立

集落機能の活性化のためには、地域住民の連帯感の醸成と地域内を横断的に結ぶ各種活動組織を充実強化する必要がある。このため、農林漁業者の地域組織体制の充実強化を支援助長するとともに、非農家を含めた集落自治機能の強化と、地域ぐるみ組織体制の確立を促し、むらのビジョンの策定と自主的な実践活動を助長する。

また、農山村集落では、都市住民との交流等を通じ、都市社会に開かれた活性化対策を推進する。

イ 集落リーダーの確保育成

多様化した住民意識を集約し、合意形成のもとに実践活動へと誘導してゆくためには、集落リーダーの役割が極めて重要である。このため、集落の各種活動リーダーの確保と育成を図るとともに、研修会活動、交換交流等

を通じてリーダーの資質の向上を図る。また、次代を担う青年や婦人、高齢者の地域活動への参加を促進する。

④ むらの伝統文化の継承

活力ある農村社会の形成を図る上で、地域住民のコミュニティ活動を活発化することが重要であり、伝統文化の継承と新しい文化の創造活動を通じながら、コミュニティ活動の助長を図るために、次の事項を推進する。

ア むらの景観保護と文化遺産の保全

農村地域の優れた文化遺産や美しい景観は、むら人の誇りであり、シンボルとして重要な役割を持っている。むらの住民の総意と力によって、次の世代へ伝承されるよう保全、保護のための活動を助長する。

イ 伝統文化の継承活動の助長

伝行事、芸術等は地域住民の主体的な活動によって人為的に継承、復活されるべきものである。今日まではむら人の力で受け継がれてきたが、最近、都市住民などを含めた新しい活動の展開が期待されており、農村住民の継承組織づくりにあわせ都市住民の参加についても積極的に推進する。また、正しく技能が伝わるよう高齢者等からなる指導者を確保し、伝承のための措置を講ずる。

ウ 学習と創造による新しい農村文化活動の助長

若年層や農村婦人の伝統文化継承と学習活動は、農業生産や生活とともにむらづくりに大きな役割を持っている。このため老、壯、青による学習活動を促進し、自発的なむらの活性化をめざした新しいイベントを開催、交流の促進等を通じて農村文化の創造実践活動を助長する。

(2) うるおいのある定住条件の整備のために

① 快適な農村環境の整備（農村アメニティの促進）

農村が地域住民にとって農業生産と快適な生活とを営む場としての要件を備えたものであり、また、都市住民からみても魅力あるものにつくりあげていくには、今までの農村整備関連の事業に加えて、特に次の事項について推進する。

ア 農村地域特有の豊かな自然や歴史風土等を基盤とし、ゆとりと潤いとやすらぎに満ちた快適な居住環境をつくる意識の醸成を促進する。

イ 年齢差や職業を超えて住民相互が常に話しえる気風を育てる。

ウ 農村においては、自然保護はもちろんあるが、並木や公園などの公共的な施設と、生垣、住民の屋根の色や形など個人的な施設との調和も必要であり、集落修景協定など地域住民の合意形成を促進する。

また、古くから伝承されてきた文化の保存や運動会、まつりなど各種のイベントを積極的に開催し、住民自から自分のふるさとに対して自信と誇りを持てるような対策を、市町村、集落ごとに推進する。

エ 生活環境整備については、農業振興地域整備計画など各種計画との整合を基本としながら各市町村、各集落ごとに多様化している住民ニーズを的確に把握し総合的、計画的に集落整備を推進する。

② 就業の場の創設

農山漁村地域への定住の促進を図るために企業の導入を進めるとともに、共同作業施設、下請共同作業施設、高齢者生産活動施設等の整備など地域住民の就業機会の拡大を図る施策を講ずるものとする。

なお、施策推進に当たり当該市町村においては、各種の情報を収集、分析するとともに企業の経営者等に対して積極的に誘致活動を展開する。

また、企業導入に際しては、優良農地が改廃や蚕食されることのないよう土地利用計画を明確にするとともに、集落道路の整備など就業者の利便性の向上にも配慮する。

また、観光との連携強化を図る観点から、観光農園、体験農園、その他農業者等によって経営される誘客施設の整備を進めるとともに、本県農林水産業への理解と農産物の販路を拡大するため、農業宣伝事業の積極的な展開を図る。

③ 地域の特性を生かした特色ある農業生産と地域特產品の開発

ますます競争の激化が予想される中にあって、地域の特性を生かした特産物の産地化に当たっては、生産者、農業団体、行政・試験研究機関等の連絡協調をより一層密にしながら宣伝や情報収集活動を活発にするなど他産地に打ち勝つ体制づくりを進める。

また、新たな特産品の開発についても技術の確立や生産の組織的対応を基本としながら、生産から販売まで積極的に取り組む組織体制づくりを推進する。

苗場地域の土地改良事業とリゾート整備

笹沼昭司*

1 農地開発事業の終焉とリゾート整備

第3次土地改良長期計画に盛り込まれた農地造成47万haは、国民のコンセンサスを失いかけているようである。それは米ソ対立に象徴された国際緊張が緩み、カーター政権が食糧を武器として扱った時代から、ガットのウルグアイラウンドにおける第1次産品の貿易の自由化が、国際問題の大きなテーマとして持ち上がる時代に示される平和な時代の国際貿易秩序の形成を意味していると思われる。

また日本では、昭和60～62年度の東京を中心とした不動産投資や株式等の金融市場の拡大が金余り現象として現在、地方に押し寄せている。とりわけ苗場周辺では“東京都湯沢町”という言葉が闊歩するように湯沢町の人口9,400人を超えるリゾートマンション19,600戸、77棟（完成予定を含めて）が町内に林立する状況である。さらに昭和62年12月、マイライフ・リゾート新潟が国から承認され、8地区、5千2百億円の投資が見込まれており、国営苗場山麓農地開発事業地区周辺にも当間高原、苗場山麓、南越後の3地区、総事業費3千億円余のリゾート地域がある。昭和63年度、国営の加茂東部農地開発事業、昭和57年度、苗場山麓第3農地開発事業が地元農家の同意が得られず挫折している。苗場山麓第3地区は、今回承認された当間高原リゾート地域に指定され、県、十日町、NTT、鹿島建設、東京電力、農協等の第3セクターが、会社を構えて土地の買収等の作業に入っている。その投資規模は、第1期分として苗場山麓第3地区的農地造成620ha、区画整理380ha、総事業費68億円（昭和50年）を遥かに凌ぐ、1,100ha、1,670億円で



写真-1 湯沢町岩原リゾートマンション群

スポーツレクリエーション施設、戸建別荘、農園群等を配し、北イタリアの避暑地コモ市のミニ版を作ろうというものである。農家が昭和24年、国営水沢津南緊急開拓建設事業で実施された水利施設の再整備、増反を実現するよりも、リゾートによる地域開発に期待する形である。これは産業としての農業に意欲を失いかけているものと捉えることができる。まさに民活という企画と資金力の凄まじさに驚嘆せざるを得ない。もちろん、金余り現象に裏打ちされながら、野に山に自然を満喫しながら余暇を楽しもうとする東京等の住民が数多くおり、田舎を欲しがっているということも事実である。津南町には苗場山麓地区と南越後地区のリゾート地域があり、苗場山麓リゾートの一部は国営苗場山麓第2事業地区を含んでおり、また第1地区に隣接している。国営事業は総合農地開発事業であり、苗場地域には県営団体営事業と合わせ、総事業費670億円の農業投資が実施されている。国営苗場山麓第2地区の小松原工区（地区面積100ha、昭和60年度造成完了）は、リゾートの重点整備地区に指定され、夏場の体験農園、冬場のスキーゲレンデとしての

* 北陸農政局苗場山麓第二開拓建設事業所工事課長（ささぬま しょうじ）

マイ・ライフ・リゾート新潟

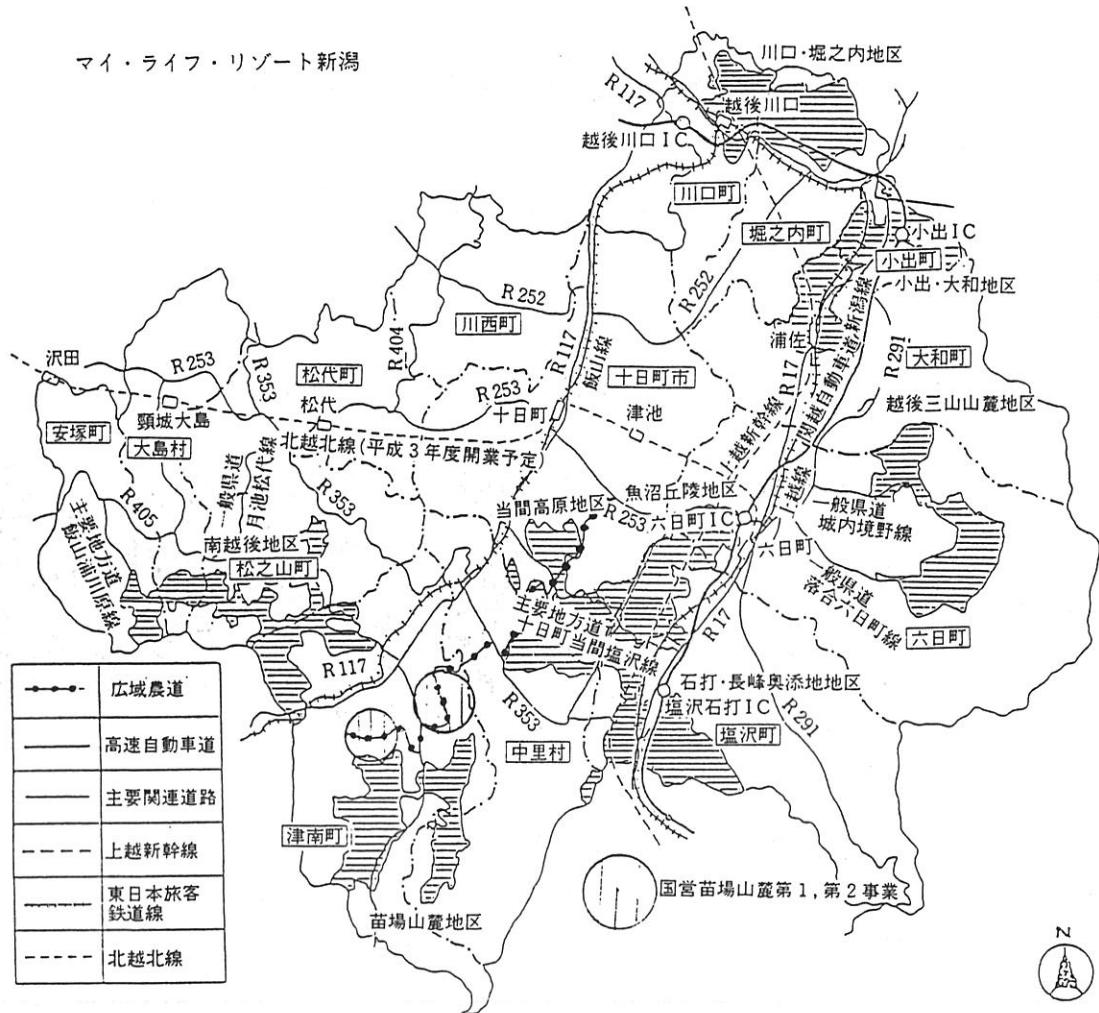


図-1 苗場周辺のリゾート地域

利用が組み込まれている。第1地区の背後地500haは、90ホールのゴルフ場、冬場クロスカントリー等の計画があり、農業目的の工作物（ダム、幹線道路等を含めて）もリゾート地域の一端を担うことになりそうである。

表二一 津南縣農業專業別農家數

	總農家數	專業農家 農業農家數	第1種兼業農家數	第2種兼業農家數	農家人口	備考
昭和55	2,423	238	838	1,313	10,313	
60	2,296	257	647	1,392	9,659	

第四章 航材管理

2 津南農業とミニリゾート

津南町の農業販売額は昭和62年度45.5億円で、稲作が23億円、畑作が12億円である。当町に国営事業が実施された昭和48年当初から比較すれば、稲作で2倍、畑作で3倍になっている。農地造成は約800haが計画され、既に600haが完了している。また畠の区画整理は440haが計画され、既に260haを完了して、畑作が地域開発・産業として重要な位置を占めている。専業農家、第一種兼業

農家の農家総数に占める割合は4割となっており、農業に対する意欲も高い町である。しかし冬場に仕事がなくなると、出稼ぎとしてスキー場の臨時雇用ができる町内、また比較的近い湯沢、野沢方面に300人程度が出ている。さらに関東方面に季節労働者として200人程度が働いている。近年、季節労働者は減少する傾向にあり、家に近いスキー場で働くことが希望となっている。婦人も民宿、ホテル等の販賣さん、ルームサービスとして働く場があり、御主人が家に残るといった事例も見られる。

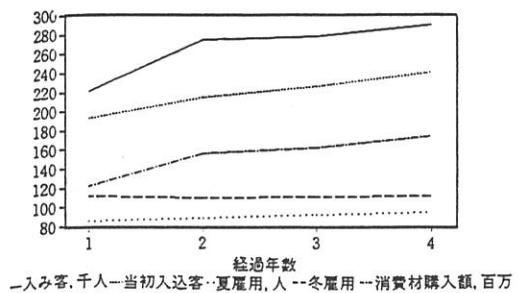


図-2 グリンピア津南

ここで年金福祉事業団が、昭和60年12月に完成させた大規模年金保養基地グリンピア津南と津南町の効果の一端を検討する。グリンピア津南は総事業費172億、ホテル収容力455人、冬場スキー場としてリフト5基、夏場テニス場25面、キャンプ場、サイクリング等のはか、遊技施設も整ったミニ・リゾートであり、首都圏客を対象にして、シャトルバスが湯沢との間を結んでいる。国営苗場第2事業が開始される前に、造成適地を含む370haが主に買収され、国営水沢津南事業で建設された大谷内ダムがその敷地に囲まれている。また苗場山麓第2事業で造成された小松原工区（標高900～1,050m）が体験農業パック、スキーのイベントで使用され、その取付道路もスキーのゲレンデとして利用されているほか、受益地農家の冬場の雇用、農産物の消費、町の商業の売り上げにも大きく貢献している。グリンピア津南の入込客数及び津南町から購入される食料、資材等の消費材額、雇用は次の通りである。入込客数は当初計画（昭和49年）より大き目に推移しており、当初ホテル収容力1,200人、ゴルフ場9ホールを計画しての入込客数であることを考慮すれば、健全な経営が実現していると予想される。稲作で農薬を撒く場合、土日に多くの利用客が車で通ると気が引けるという農家の声を聞くが、生産者と消費者の身近なふれ合いを感じさせる。大谷内ダム（120万t）は完成後、ボート遊び、つり堀等の湖面利用が計画されている。土地改良区が利用権を貸し出すようになれば、湖面利用によって、土地改良事業の農家負担を軽減することに役立つと思われる。ダムは修景、親水の場としてグリンピア津南の大きな目玉となる可能性がある。小松原工区の夏場、高原野菜の出荷（8,500万）及び体験農場以外に冬場スキー場としての周年利用は、リゾート



写真-2 グリンピア津南と大谷内ダム・小松原工区

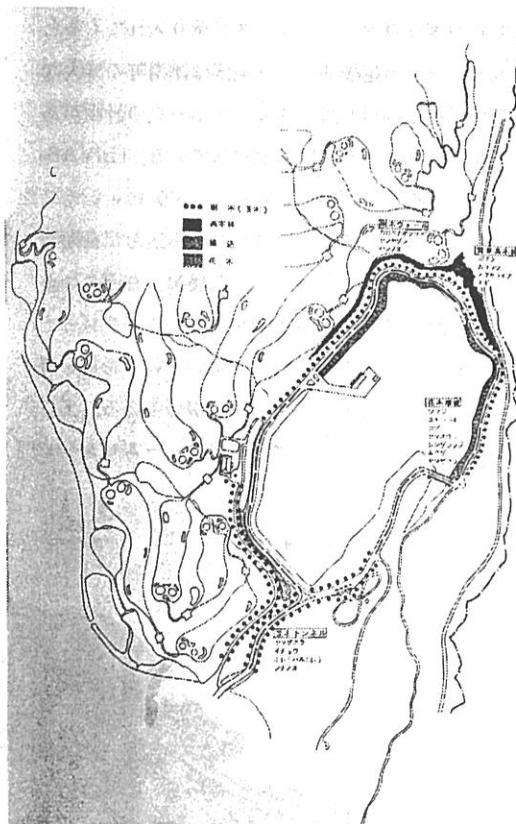


写真-3 大谷内ダムの湖面利用計画

あって実現されるものであり、国土、農地の有効利用ということになる。苗場山麓リゾートでは小松原工区に隣接して、ゴルフ場の計画も上がっている。

3 土地改良事業とリゾート

現在、苗場山麓リゾート、当間高原リゾート地区を結ぶように広域農道工事が施工されている。10ヶ年計画で延長26.6km、総事業費75.7億円である。受益面積は十日町市、津南町、中里町の8,852haであり、リゾート道路として脚光を浴びることになろう。交通としては北越北線の平成3年度開通、スーパー特急の導入と国道のトンネル建設による湯沢直結の計画等も推進されており、連絡するようになれば、国営苗場山麓事業で建設された幹線農道にも利用客の車やシャトルバスが乗り入れてくると考えられる。また南越後リゾート地区は津南町の雄大な河岸段丘の景観を利用して、スカイスポーツの計画があり、滑走路として農道の利用を検討している。「LIVABLE TOWN」(健康的に暮らせる町)というキャッチフレーズで町内の温泉(クアハウス)を組み込んだ長期滞在型リゾートの目標を立てており、低農業、有機米コシヒカリ、無(低)農薬野菜の供給を図りつつ、リゾート客が愛着を持ち、将来老後を暮らしたいという希望を持っているようなリゾート地という息の長い構想である。十日町・中里町の当間リゾートでは30haのファームビレッジ

(農業区)が計画され、先住の一部の農家が居住しながらリゾート客を指導して、リゾート客に農業体験をしてもらおうというユニークな発想がある。

土地改良事業とリゾートの関係は、直接的には水源施設の湖面及び水利用、幹線道路の交通等があり、間接的に開発農地からの生産物の消費がある。また通常造成地から山奥は山菜の宝庫となっており、リゾート客が容易に山に入ることができるようにしている。さらに畑、道路、水路、調整池等を利用してソバ畑とソバ屋、観光農園、つり堀、ボート等のレジャー施設を農家が組合法人を組織して事業化することなども考えられよう。最近、特別栽培米制度を利用したコシヒカリの生産、YOUパックを利用した物産品の販売も始まっており、生産者と消費者の距離が短くなっている。リゾート客がふるさと創生として、区画整理された圃場や農業、自然を眺めてもらえるように、ふれ合いを大切にしたいものである。

4 リゾートに期待する

津南町におけるリゾート導入を通して、その影響を検討してみたい。図-4はリゾート（観光を含めて）入込

2. マスター・アラン(夏季)

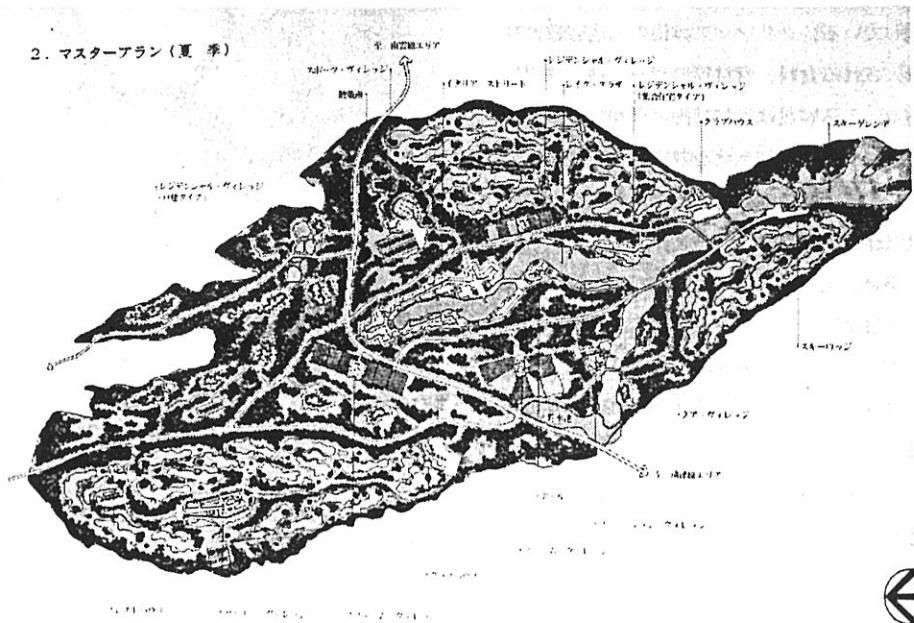


写真-4 当間高原リゾート・珠川原地区

客数、農業生産額、雇用、G.T.P (GROSS TOWN PRODUCT)、出稼ぎ者（関東方面の6ヶ月以上労働者）数、リゾートに伴う町内消費材購入額等を回帰分析手法等で推計したものである。それによればリゾート導入によって、G.N.P上昇率（3%と仮定）を上回る年9%程度のG.T.Pの増加が期待され、これに伴い雇用は今後10年間年50名程度確保することが可能である。うち若年女子雇用数も年7名程度は期待され、津南町出身の高校卒業生がほとんど町内に就労できないという現状を緩和できそうである。また苗場周辺のリゾート地域のスキー場の雇用の増加を合わせて考慮すれば、長期（6ヶ月を超える）の出稼ぎ者もほぼ無くなることが予想され、冬場の関東方面への長期出稼ぎ、若者のいない豪雪過疎地域というイメージが解消されてくることになろう。農水省関係では農政課の事業を導入して、リゾート施設を整備することができる。例えば新農業構造改善事業の中には農林水産物処理加工・直売施設、観光・学童農園等があり、農村地域定住促進対策事業、第3期山村振興農林漁業対策事業等でも同様な施設整備が可能である。従って、事業主体として第3セクター方式が取られるリゾ

ト開発では、下物・上物の整備を公共・非公共事業を組み合わせ、民活を導入しながら調和のとれた総合整備を進めることが肝要である。10・20年後にリゾートに通った客が、自分のふるさととして老後を暮らす時がくれば、その時ケアー、墓地等のサービスを含めたシルバーマンションの建設が始まるとと思われる。津南町に活力と魅力を備えるリゾート開発は「農林業を基盤とした保健保養の町づくり」を掲げる行政の中で、国営苗場山麓事業を基礎にしながら進められようとしている。

5 リゾートと地域の問題点

湯沢町は年間750万人のリゾート客が訪れるリゾート先進地であり、自然、社会的に問題点が上がってきている。昭和63年度まで4,600戸のリゾートマンションが完成し、通年の利用率6.9%という空き状態の多い中で、電力、電話会社の設備投資がかさむとか、週末にスーパーの食品棚が品薄の状態になるというような問題のほか、これらマンションの建設によって深井戸が掘られ、消雪パイプ用井戸、家庭井戸の水の出が悪くなったり、地場産業の温泉街の入りがマイナスになるのではないかという不安、物価高、駐車場難、雇用難（マンションの使用人が増加するなど）、ゴミ処理、土地価格の上昇さらには青少年の非行の心配等の問題が上がっている。特に日照権や道水路等の公共事業に関する資金協力等、積極的行政が介入して規制の条例化が図られつつある。津南町においてもゴルフ場の建設で、芝管理の農業が将来、水道水源を汚染するのではないかという声が上がっている。行政の後追いにならぬようリゾート施設建設に伴う環境アセスメントの実施が必要となろう。いずれに

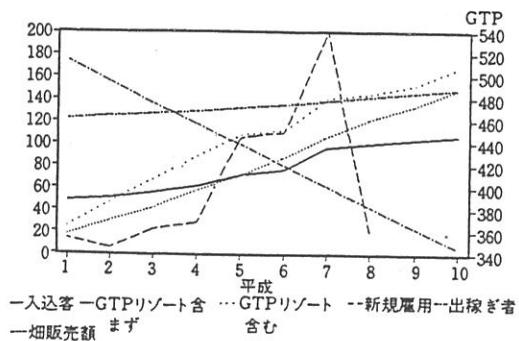


図-3 リゾート整備と津南町

表-2 トレンドの要因

項目	単位	要因
人込客	万人	ホテル収容力（利用率40%）
新規雇用	人	ホテル収容力（利用率40%）、若年女子はその15%
出稼ぎ者	ヶ	町統計
畠販売額	千万円	町統計、畠造成面積及び農業ハリティ指数
GTP(リゾート分)	億円	設備投資、新規雇用、消費材購入額をGTP(リゾート含まず)に加算
設備投資		年事業費の3割
消費材購入		人込客を消費額人を掛けたその4割
新規雇用		新規雇用に給与人（年3%増加）を掛ける
GTP(リゾート含まず)		GNP(新潟県) 人口倍増率を掛けた
GNP(新潟県)		年3%の増加を見込む

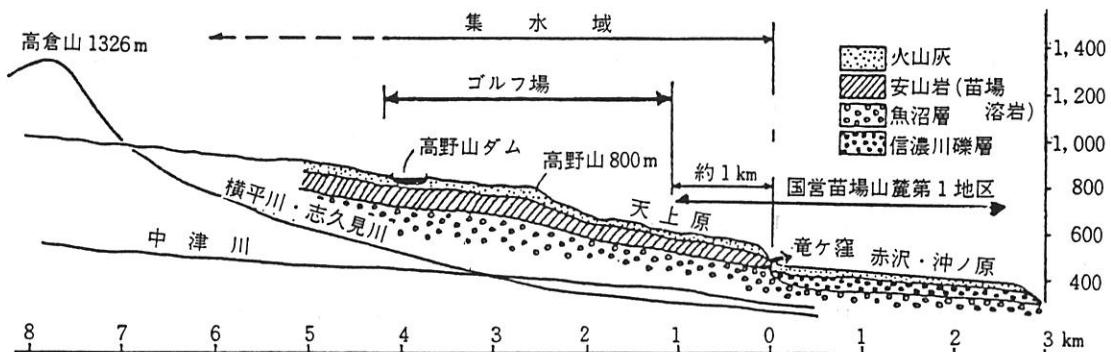


図-4 ゴルフ場と水問題

せよ、リゾート開発は積極的な企業の参加が前提であり、ビジネスチャンスがリゾートに少ないとなるリゾートに進出する企業の意欲を失ってしまう。リゾート客側に週休2日制、労働時間の短縮、仕事の割切りに対する意識の変化等のリゾートに向かわせる成熟した環境はあるが、企業側には初期投資が大きい、需要の不安定、ストックが利かないというリスクが付きまと。そのため企業に税制上の特例措置、資金面の支援措置、規制緩和措置が、地方公共団体に地方債等の特別措置、公共施設整備における農水、運輸、建設、自治省等の事業措置があるものの、リゾート開発が地域に活性化をもたらす雇用、生産、税収等の効果をどれほど持ち上げるのか、結果がでるのはこれからである。またリゾート客を引き付けるつきない魅力（経済性、自然、ふれ合い、休養等）をどのように供給するかも大きな課題である。

6 最後に

現在、日本にゴルフ場が2,000ヶ所程度はあるものと

思われるが、平均100haとしても20万haであり、これは第3次土地改良長期計画にもられた農地造成面積47万haの42%に及んでいる。この長計が始まった昭和58年から昭和63年度までの達成面積が9.4万haであることと、これからリゾート開発で建設されるあまたのゴルフ場の国家緊急時の活用を考慮すれば、長計の見直しという上で、検討に1つのインパクトを与えるであろう。例えば、米とゴルフ場に植えられたジャガイモを含めて、推計は少々乱暴であるが、日本の必要最低カロリーの6割を確保することができる。

農業を工業と同じように考え、自由貿易を前提にして、経済原理だけで農業を計ることは農業の特殊性の部分を無視した危険な選択となろうが、基礎的食料の生産という世界に理解されうる農業を前提として、今後の土地改良事業を推進したいものである。それはリゾート整備の一端を担い、国民のリッチなライフスタイルを満足させて、同時に地域開発を図るという新たな課題への挑戦もある。

リゾート整備における農村整備の課題

坂井八郎*

1 はじめに

国民の自由時間の増大やライフスタイルの多様化の進展により、今後、国民の余暇活動に対する需要はますます増大かつ多様化することが予想される。こうした余暇活動の需要に対応するため、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動など多様な活動を行うことのできる地域づくりを図るために総合保養地域整備法(いわゆるリゾート法)が昭和62年6月に施行され、同法に基づく地域指定が進められているところである。

一方、「過疎化」、「高齢化」、「自由化」の3つのキーワードに象徴されるように、農業・農村をめぐる情勢は、ますます厳しく、農山漁村を活性化していくことが、国としても緊急の課題となっているところである。このような時期に農山漁村の活性化に資すると期待され、我が国に本格的なリゾートを整備することを目的とするリゾート法が制定されたことは、まさに時宜にあつたことであると考える。

さて、国土庁ではさる2月、地方振興局長の私的諮問機関である農村整備問題懇談会(座長：武田誠三日本銀行政策委員)が、四全総に対応して農村整備に関する論点を取りまとめた第4次報告を公表したところである。この報告では、農村整備の新しい理念として「農村居住選好性の向上」を掲げ、この理念を達成するために「アメニティ・ミニマム」の確保をめざした整備を進めるべきであるとしている。都市住民を含めた国民の間にある農村に住みたい、農村を訪れたいという志向を「農村居住選好性」と定義し、この「選好性」を更に高めるよう整備を進めることが今後の農村整備の新たな理念であ

るとしているのである。リゾート法もまた、この農村居住選好性に応える1つの国の施策の具体化ということができよう。

そこで本稿では、農村整備問題懇談会第四次報告に関連して農村整備を進める立場から、農村整備課で行っている諸調査を引用しつつ、リゾート開発をめぐる現在の情勢について、コメントを行いたいと考える。

2 リゾート地域整備に期待するもの

現在、各地で進められつつあるリゾート法に基づくリゾート開発は、重点整備地区を数ヵ所に設け、そのネットワーク化によって地域全体の活性化を図るものであり、特に農林漁業を主産業として、その厳しい経済環境にあえいでいる農山漁村地域にとって明るい希望を与えるものとして期待されているところである。リゾートによる整備が農村地域に進められる場合には地域へ様々なインパクトを与えるものと考えられる。

このインパクトのうち農村にプラスとなるものとしては次のようなものがあるといわれている。(図-1)

第1は、リゾート建設時の建設投資による経済効果である。例えば、リゾート法に基づくリゾート開発構想を例にとると、今までに国により基本構想が承認されている13道府県13地区について、民間資本による直接投資総額だけを見ても、900億円から9,500億円程度の投資額が想定されているところである(表-1)。また、それらにともない並行して公共投資も行われ、建設投資は大規模国家プロジェクト規模相当となることが予想されるのである。

第2には、リゾート産業による地元雇用機会の創出、

* 国土庁地方振興局農村整備課長 (さかい はぢろう)

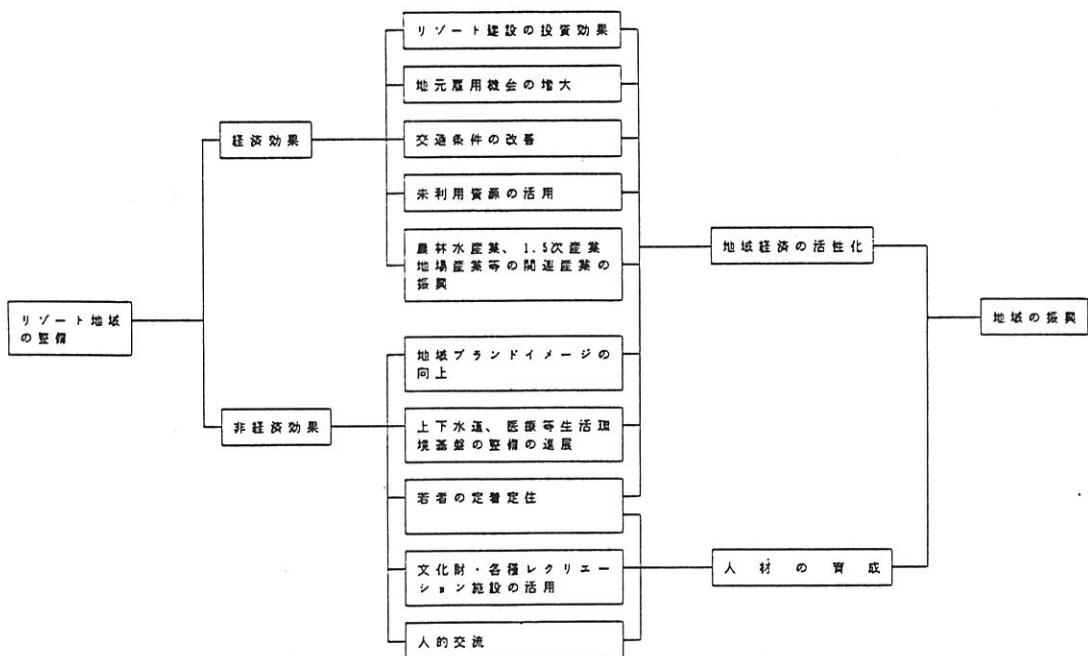


図-1 リゾート地域の整備が地域に与える効果

増大が考えられる。農村における人口の過疎化、高齢化の進行は、集落機能の低下を招くとともに、農林水産業の生産活動が停滞し、国土管理面においても深刻な影響を及ぼしている。地方中小都市及び周辺農山漁村地域において、活力を支えてきた産業の衰退とともに雇用力の減少に対し、リゾート地域整備は、地域の産業、文化活動などに根付いたいわゆる農山漁村型の就業機会の創設が期待され、若年層の地域への定住を促進するに資するものと考えられるのである。

第3は、交通条件、上下水道、医療など生活環境基盤の整備である。特にリゾート開発において地域へのアクセス条件の改善はその成否を決する基礎的条件といえ、リゾート投資に関連した整備の進展にともない、地域もまた、その便益を享受することが可能となる。

第4には、リゾートサイドからの需要の増大による農林水産業、地場産業など地域関連産業の振興があげられる。リゾートの利用者に対する新鮮な食材の供給を初めてとして、リゾート客の健康、安全性、手づくり製品などの志向変化に応じた地域特産品の生産、流通、販売の促進を通じて活発な農林水産業、1・5次産業、地場産業の振興が期待される。

第5は、リゾートプランによる地域イメージの向上とそれによる地場産品の販売促進効果等が指摘できよう。リゾートとして地域の名前が広く知られることにより、地域イメージが確立し、地場産業の付加価値を高めることが可能になる。

第6には、リゾートを通じて新たに持ち込まれる都市的ライフスタイルやこれまで地域では鑑賞できなかつたような芸術との接触の中で、新しい文化や風俗が生まれ、若者にとって魅力のある地域づくりが可能となることがある。このことによって、地域を支える若者にとっても地域に対する誇り、愛着を持つようになる効果も期待されよう。

しかしながら地域のリゾート化にともないマイナスのインパクトも指摘できる。例えば次のようなことが考えられよう。

すなわち、土地や水など地域資源がリゾート産業によって奪われることに伴うスプロール化の問題である。計画的な整備が進められる前にスプロール的無秩序な開発が行われることにより、地価の高騰、上下水道の不足、河川湖沼の水質汚濁の進行、道路の渋滞、騒音振動公害の発生など都市的なマイナスがそのまま持ち込まれると

とともに、それまで安定的に存立し続けてきた地域の「秩序」が土地や水など物理的な現象面のみならず地域住民の社会心理的な分野まで壊されてしまうことまで危惧されている。

リゾート法によるリゾート開発は、当該地域へ降下した落下傘部隊のような効果を持つ事業である。その意味は、この先行した部隊に誘発・牽引されて、その後に、多くの戦果（効果）が期待されるということである。しかし、このことは逆に、開発されたリゾートだけでは、その地域振興効果は十分ではなく、他の多くの事業（後続本隊）が付帯し、補完してこそ、初めてその効用が十分に発揮されることを暗示している。リゾート整備のプラス面ばかりに目を奪われることなく、マイナス面にも十分配意して、整然とした計画的な整備が進められることが必要であろう。

3 リゾート法に基づく開発の現状

昭和62年5月、総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）が制定されて以来、全国各地でリゾート構想が打ち出されている。各都道府県がリゾートに非常に高い関心をもって対応しているのは、リゾート施設を整備して都市等との交流を通じるとともにリゾート関連施設における雇用の場の創出及び低迷している地場産業や観光産業の振興を図り、地方の過疎化に歯止めをかけ、地域の活性化を図ることが期待されるからであろう。

三重県、福島県、宮崎県の承認を皮切りに、現在（平成元年4月28日）までに、合計で13の県で、リゾート法の基本構想の承認がなされた（表-1）。

以下に先行3地区の構想の概要を説明したい。

(1) 三重サンベルトリゾート構想

三重県のサンベルト構想で、法に基づく特定地域として設定された地域は、県の南部に位置し、総面積は約15万6千haで県土の27%にあたる。伊勢市をはじめ23市町村で構成されており、総人口は県全体の22%で約39万人である。

特定地域は次の特色を有している。

① 面積で約40%が伊勢志摩・吉野熊野両国立公園に指

定されている。

② 南海型の気候を有する快適な自然空間と独自の文化圏をもつ。

③ 近畿圏と中部圏の結節点に位置する地理的優位性があり、既存の観光施設が集積している。

サンベルトリゾート構想は、地域のこうした特色を活かし、我が国を代表するリアス式海岸や黒潮おりなす豊かな海を舞台に、マリーナ、サーフィンスポット等のマリンスポーツ施設の整備、水族館、海の博物館等の教養文化施設の拡充など、一大海洋性リゾートを目指すものである。また、伊勢神宮や熊野権現等の歴史的、文化的雰囲気に満ちた伊勢志摩地域には年間5万人の外国人観光客が訪れ、平成6年には世界祝祭博が開催されるなど国際級のイベントも予定されている。こうした背景をもとに、同時にコンベンション機能の強化等により世界にひらかれたリゾート地域を整備していくとするものである。

重点整備地区は、伊勢・二見地区をはじめとして8地区配置し、特定民間施設は36ヶ所、10年間の事業費は約3,500億円を予定している。

リゾート構想の推進にあたっては、自然環境の保全との調和、農林水産業の健全な発展との調和、地価の安定等に配慮することとしているが、サンベルトゾーン構想の実施にあたっては特に次のことに留意することとしている。

① 40%が国立公園区域となっているため、施設整備にあたっては優れた自然景観を保持し、周辺の景観と調和した色彩、意匠等に配慮するための指導要綱を策定する。

② 地価の安定を図るため、重点整備地区の全域について、国土利用計画法の監視区域に指定した。

③ 官民のより緊密な連携の下に、県、市町村、商工会・農林水産業等の地域の関係団体、リゾート開発を行うとする民間事業者からなる推進連絡協議会を発足させる予定である。

④ 海洋性リゾートの形成には海の利用調整が不可欠であり、リゾート事業への漁業業者の参画など、漁業との調整を図っていく。

表-1 リゾート整備構想一覧（基本構想承認済）

県名	構想名	特定地域面積(ha)	対象市町村名	重点整備地区	主な施設等	総投資額	備考
三重県	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想	15万6千	明和町, 玉城町, 小俣町, 二見町, 鳥羽市, 伊勢市等 4市17町2村	伊勢・二見地区等 8地区	ゴルフ場 マリーナ ホテル 芸術村等	3,500億	63.7.9 基本構想承認
宮崎県	宮崎・日南海岸リゾート構想	13万3千	宮崎市, 日南市, 串間市等 3市5町	国際海浜コンベンションリゾート地区等 6地区	ゴルフ場 マリーナ 国際会議場 ホテル等	1,800億	63.7.9 基本構想承認
福島県	会津フレッシャリゾート構想	17万8千	会津若松市, 郡山市, 田島町, 下郷町等 2市5町1村	裏磐梯デコ地区等 9地区	スキー場 ゴルフ場 マリーナ等	2,000億	63.7.9 基本構想承認
兵庫県	淡路島リゾート構想	6万	洲本市, 津名町, 淡路町等 1市10町	海洋スポーツ休養ゾーン等 9地区	マリーナ 国際会議場 観光農園等	4,000億	63.10.28 基本構想承認
栃木県	日光・那須リゾートライン構想	17万	日光市, 今市市, 黒磯市等 3市3町1村	那須ブレリー地区等 8地区	スキー場 ホテル クラブハウス等	2,000億	63.10.28 基本構想承認
新潟県	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾート構想	16万3千	十日町市, 川口町, 堀之内町等 1市11町2村	魚沼丘陵地区等 8地区	スキー場 ゴルフ場 野外劇場等	2,900億	63.12.7 基本構想承認
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾート構想	9万9千	中之条町, 東村, 吾妻町等 12市町村	嬬恋高原スポーツリゾート等 13地区	スキー場 アイスアリーナ等	2,800億	63.12.26 基本構想承認
埼玉県	秩父リゾート地域整備構想	9万9千	秩父市, 横瀬町, 皆野町, 長瀬町等 1市6町4村	長尾根地区等 4地区	埼玉ミューズパーク, 人口スキーフィールド等	900億	元.3.10 基本構想承認
秋田県	八幡平・阿仁・田沢地域大規模リゾート整備構想	17万7千	鹿角市, 森吉町, 阿仁町, 田沢湖町等 1市4町1村	田沢湖畔地区等 9地区	クアハウス スキー場 ゴルフ場 ホテル等	1,600億	元.3.30 基本構想承認
岩手県	さんりく・リオス・リゾート	17万3千	大船渡市, 陸前高田市, 住田町, 三陸町等 4市3町	椿の里(大船渡市, 陸前高田市)等 7地区	マリーナ 水族館 オリンピアホール等	1,600億	元.3.30 基本構想承認
千葉県	房総リゾート地域整備構想	17万8千	富津市, 君津市, 鋸南町, 富山町, 富浦町, 館山市等 9市25町3村	富津地区(山と海の国際リゾート)等 11地区	ゴルフ場 マリーナ ホテル等	9,500億	元.4.18 基本構想承認
長崎県	ナガサキ・エキゾティック・リゾート構想	14万5千	長崎市, 佐世保市, 諫早市, 大村市, 香焼町等 4市19町	針尾・西海橋地区国際級リドーラ・エリア等 7地区	ハウステンボス コンドミニアム ホテル等	3,000億	元.4.18 基本構想承認
北海道	北海道富良野・大雪山リゾート地域整備構想	33万4千	富良野市, 東川町, 美瑛町, 上富良野町等 1市7町1村	旭岳地区等 8地区	リゾート大学 スキー場 アルプス場 観光牧場等	2,800億	元.4.18 基本構想承認

(2) 会津フレッシュリゾート構想

会津フレッシュリゾート構想は、三重県、宮崎県とともに昭和63年7月基本構想が承認された。

特定地域は、会津若松市、郡山市（湖南町）をはじめとする2市5町1村のエリアを対象とし、総面積は約17万8千ha、人口は約18万人、それぞれ県全体の13%、9%を占めている。

特定地域は次のような特色を有している。

① 磐梯山を中心に緑豊かな山々と森林、全国第3位の面積を有する猪苗代湖、五色沼など美しい湖沼群を有し、良好な自然条件に恵まれている。

② 会津鬼怒川線の東京（浅草）への直結、東北横断自動車道いわき新潟線の建設等交通条件の整備の進展により首都圏からの半日行動圏となりつつある。

会津フレッシュリゾート構想は、地域のこうした特色を活かし、立地条件等に応じて次の3つのゾーンを構成するものとし、有機的な連携の下に魅力的なリゾート地域を形成することとしている。

① ハイランドスキー・リゾートゾーン……宝の山“会津磐梯山”を中心に、既存のスキー場とも併せ、我が国有数のスキー・リゾートゾーンを目指す。

② レイクサイドファミリー・リゾートゾーン……猪苗代湖周辺に点在する湖水浴場の活用、マリーナ、ウォータースポーツの拠点の整備を進め、ファミリー層を主な対象とするリゾートゾーンを目指す。

③ ハイランドナチュラルプレリゾートゾーン……南会津の手つかずの自然の中で、体験学習や教育・研修活動のため、セカンドスクール村等の整備を進め、自然交流型のリゾート基地の形成を目指す。

また、重点整備地区9地区を設定し、全体で約2,000億の規模で特定民間施設の整備を予定している。さらに、リゾート構想の実施にあたっては景観対策、地価の安定、官民の緊密な連携のほか、特に次のこと留意することとしている。

① 地域の基幹産業たる農林漁業をリゾート整備の一環として振興するよう、農山村地域の住民リゾート関連産業等への就業機会の確保・拡大を図るとともに、体験農園等の整備やイベントの開催等により、都市と農

村の交流を拡大し農山村の活性化を推進する。

また、リゾート関連産業を対象とした域内生産物の供給の拡大に留意しつつ、地域のイメージを生かした新たな農産物の積極的な生産・販売を展開するため、地域循環型システムの形成を進める。

② 宿泊施設は、長期滞在のための適正な利用料金設定を誘導するとともに、ペンション、民宿、貸別荘や青少年を対象とした合宿施設等、低料金で利用の可能な多様な宿泊施設の整備を推進する。

③ リゾート地は、リゾート客にとって第二の生活空間であると同時に、地域住民の居住空間でもあることから、道路、下水道等の公共施設は、リゾート施設の整備と調整を図りつつ一体的な整備を推進する。

(3) 宮崎・日南海岸リゾート構想

宮崎・日南海岸リゾート構想の対象地域は、宮崎市、日南市をはじめとする3市5町、約13万3千ha、人口約44万人で、それぞれ県全体の18%、37%を占めている。

特定地域は次のような特色を有している。

① 全国で最も快晴日数が多く、冬でも雪を見ない温暖な気候に恵まれ、真冬でもサーフィンができるほか、冬場のゴルフのメッカとなっている。

② 海岸部は日南海岸国定公園に指定され、美しい景観を呈しているとともに、230種にのぼる亜熱帯性植物や自生ソテツが生い茂る南国情緒あふれる地域となっている。

③ 重点整備地区は宮崎市を中心とする北部地域と日南市を中心とする南部地域に2分されるが、両地域間は約1時間で結ばれるほかすべての市町がJR九州で結ばれている。

宮崎・日南海岸リゾート構想は、地域のこうした特色を活かし、国際的なビジネス活動等の交流が展開される場づくりをめざした国際海浜コンベンションリゾートゾーン、家族そろって楽しめる海浜性レクリエーション基地としての青島スポーツファミリー・リゾートゾーン、行動的な海のスポーツレジャー活動を中心とした国際級海洋性リゾートゾーン、亜熱帯性植物を活かした体験農園、栽培漁業施設を活かした体験漁業等の農林漁業の体験活動を中心とした農林漁業体験型リゾートゾーン、ク

アハウスなどの健康づくりや伝統的な文化活動の交流が展開される場づくりをめざした保養・歴史リゾートゾーン、森林活用型リゾートゾーンの6つの重点整備地区を設定し、おおむね10年を目標に民間投資約1,800億円、公共投資約1,500億円の投資が見込まれている。

さらに、リゾート構想の実施にあたっては、特に次のことに留意することとしている。

① 本地域の全市町が国際観光モデル地区の指定を受けている。また、外国人滞在者の通訳や観光案内等が地元住民で構成されたボランティア組織により実施されているため、今後これらの組織の拡充等を図る。このほか、外国語による案内板・標識の設置、洋式トイレやベッドサイズの規格化などを促進する。

② 航空運賃は海外に比べて割高感があるため、航空運賃とホテル宿泊、ゴルフ利用等をセットした料金システムによる滞在コストの引き下げを検討していく。

③ リゾートをとりまく条件整備として、自由時間増大のための土壤づくり、雰囲気づくりを進め、今後とも週休2日制の普及、連続休暇の定着などについて啓発指導を進めていく。

以上、三重、福島、宮崎の3県のリゾート構想は、いずれも、それぞれの地域の自然的、文化的、社会的資源を活用した特徴ある構想となっている。また、自然環境の保全、地価の安定、地場産業の育成等にも配慮したものとなっている。

今後もひきつづき、リゾート構想の承認に向けて、各都道府県から基礎調査の提出がなされることと考えられるが、主務庁として、これまで通り、リゾート法にいいうリゾートとしてふさわしいかどうか、長期滞在へのシナリオが明確かどうか、民間活力の導入熱度はどうか、地元の熱意はどうか、地域活性化の有機的なシステムが構築されているか、推進にあたっての連絡調整体制はどうか等様々な角度から十分に検討を加えていく方針であり、自治体にあっても、じっくりと時間をかけ、魅力あるリゾートづくりのための地域の創意工夫を結集してもらいたいと考えている。

また、既に承認を受けた基本構想については、その着実な実施のフォローアップをしていくこととしているが、自治体にあっても民間事業者と協力のうえ、地域の

アイデンティティの確立、リゾート整備と農林水産業との調和ある発展、セット料金システム等による滞在コストの引き下げ等、施設の整備とあわせソフト面での工夫が一層必要と考える。

4 リゾート開発の考え方、留意点

(1) リゾート開発の考え方

リゾート客の求めるものが、物見遊山の周遊型から、スポーツ・レクリエーションなどの滞在型に移りつつあるといわれている。また「金あまり」と言われる中で、一点豪華主義的な高級リゾート地での東の間の生活を志向する人もあれば、四季折々の自然景観や祭り、風土、人情などが醸し出す「ふるさとの」環境の中での生活を志向するものも多い。田園風景や山紫水明といった「ふるさと」のイメージを備えている農村地域は、自然や田舎生活を体験できるような整備を行うことにより、リゾート客のニーズに応えることが可能である。

我が国のリゾート整備の代表的な例として、北海道占冠村のアルファリゾート・トマム、新得町のサホロ等があげられている。これらは、施設整備や運営面において、従前とは異なる画期的なものであり、今後のリゾート整備の手法として全国的な注目を浴びている。

しかし、トマムやサホロばかりがリゾートであるとして、全国にトマム、サホロのようなリゾートが金太郎飴のように展開するとすれば、逆に我が国のリゾートは魅力のないものになり、リゾート客は飽きて、海外に出て行ってしまうであろう。地域の自然、文化、歴史等に応じた様々なタイプのリゾートが成立する必要がある。それぞれの地域の個性、特性を活かした独自のものを築き上げることが重要である。

リゾートは、これまでの通過型の観光地とは異なり、長期滞在型の観光地としてそこに住み、暮らすことのできる生活空間として捉えられている。いま、多くの地域でリゾート整備のため民間資本を誘致し、スキー場やゴルフ場、高級ホテルを作ろうとする運動がなされている。民間企業がこうした施設を作れば、リゾートは完成するかのような幻想が日本列島を駆け回っているようにも見える。しかし、リゾート整備はインフラ整備も含めて少なくとも十年～二十年の時間をかけて行おうとするもの

であり、またそれだけの時間をかけなければ国際化の現状の中で欧米の歴史のあるリゾートに拮抗していくことはできないだろう。

これら欧米のリゾートに比肩しうるリゾート地域を形成するには、大企業、民活主体のリゾート施設ばかりでなく、その周辺に農村が主体となる「農村型リゾート」が同時に存在していることが重要になると思われる。この「農村型リゾート」は、農村整備問題懇談会第四次報告の中で提示されたものであり、大規模民活リゾート施設に対置する形で、各地で展開が可能なものとして紹介されている。ここではまず、農村整備懇談会の「農村型リゾート」に関する提言を紹介する。

自由時間の増大を背景に国民の余暇需要は今後ますます増大すると見込まれるが、国民のニーズは行楽や宴会中心の観光から恵まれた自然環境の中で地域文化、地域社会とのふれあいを通じて自己実現を図るという方向に多様化してきている。

これまで観光は農村地域の産業の中で一つの柱として取り組まれてきているが、今後は国民のニーズに対応しア、に述べたリゾート関連地域以外の農村でも、快適な居住環境整備を通じて都市住民等によるおいやすらぎ、明日への活力を提供する産業—保養産業—として地域ぐるみで積極的に振興していく必要がある。

それは、いわゆる観光資本の大規模な設備投資を機軸とするリゾートに対置される形で、農村のヒトと資源を生かした独自のリゾート「農村型リゾート」をつくり出していくことを意味する。

この場合、保養産業とはいっても、国民のニーズが多様化、個別化してきており、これに対応して供給するサービスの内容及び関連して創出される就業機会も多様であるため画一的に規定し難いものであるが、どの様な形態を選ぶにせよ、さまざまな魅力づくりを含めたアメニティのある地域づくりが根底に必要となることから、その振興に当たっては、次の点に留意しつつ地域住民・行政・関係業界一体となった地域ぐるみの対応をすすめる必要がある。

① ニーズを的確に把握した企画づくり

都市住民の農村へのニーズは、性別、年代別にも多様化しているので、それらを的確に把握するとともに、対象を定め、各種イベント等ソフト面も重視した企画づくりを行う。

② 地域特性を生かした個性づくり

地域の資源、景観、伝統文化、特産物等を生かした地域の個性づくりを進める。この場合、「地域イメージ」が重要となるので、ポイントとなるもののシンボル化、「ネーミング」の工夫等を重視する。

③ 自然景観、伝統文化の継承保存

あるがままの自然のみならず人の手が加わり長年かけて形成された景観の保全を重視するとともに、遺跡、伝統的建造物、伝統芸能、伝統的クラフト等の保存に努める。

④ 魅力性、快適性に富んだ受入れ施設の整備

ニーズに対応した各種スポーツ施設、イベント施設の整備等にあわせ、宿泊施設の生活上の整備（バス、キッチン、トイレ）等の整備を進める。

⑤ ニーズに対応するための情報の収集、整理、提供体制の整備

農村での過ごし方とアクセス手段について各種のメニューを準備するとともに、それらの情報を都市住民に組織的に提供する。

この保養産業おこしを、農業振興として組み合せて考えるとした場合、まとまった形で地域におろしたものとしては、（既に一部類例があるが、）次のようなものが考えられる。

① 大規模農業公園

都市住民への農業とのふれあいの場の提供、都市近郊における農業地域の保全及び農業の活性化を目的とするもので、農用地の再編整備と宿泊、体験施設等を備える農業公園を一体的に整備する。

② 広域アグリ・リゾートゾーン

緑の環境の中での新しい人間活動の場を造り出すため、大規模な農業景観の中にサイクリングロード、スポーツ広場、大ホール等をもつフレク基地

を整備する。

③ 田園休暇村

移住を希望する者、ライフステージに応じ一時定住するもの、セカンドハウスをもって週末や休暇を楽しもうとする者等多様なニーズに対応するため、農用地の再編整備等と一体的に居住地の整備や再開発、既存の住民等と交流広場等を整備した休暇村をつくる。

この他にも、自然休養村を核にその周辺農村を含めた拡がりで自然休養機能をパッキング形式で提供する「自然休養村ネットワーク」とか、思いきった個性的な地域づくりとしての「工芸村」、「芸術家村」、「学者村」づくり等も考えられよう。

この「農村型リゾート」は、21世紀の長期滞在リゾートの主体であると考えられ、大規模民活リゾート施設の吸引力に依存して、その周辺部に寄生して存在するようなものではない。逆に大規模民活リゾート施設の存立の必要条件として不可欠であるばかりでなく、大規模民活リゾート施設のあるなしに拘らず、全国各地に展開されるべきものであると考えられる。

(2) 留意点

次に国土庁農村整備課でこれまで実施してきた「広域農村整備手法検討調査」等の諸調査研究の成果に基づき、リゾート開発、整備を一般的に進めるうえでの留意点を具体的に述べてみたい。

① 広域的な整備、企画

歴史的、交通的に一体となり得る広域市町村圏において、イベントの企画、キャンペーンの実施等を相互に調整しつつ、統一したコンセプトでこれらを実施することにより、集客力を強めることが期待される。リゾート整備に当たっては、単一市町村の枠に拘泥することなく、広域的な観点からの企画が必要となろう。隣接した市町村それぞれが、競合する同様な施設を建設したり、同時に同種のイベントを実施したり、あるいは相反する施策を進めることは、社会资本投資の効率性や地域イメージの確立にも問題がある。広域的な取り組みを具体的に進

めていくためには、市町村、リゾート関係事業者、農協等がそれぞれの役割分担に基づき計画的に進めていくことが必要である。例えば、第3セクター等新たな組織づくりも検討の課題となるのではないか。

② 生活提案

個々の農村の持っているポテンシャルをどのように活かしてストーリーを作り上げ、リゾート客に対し、リゾートライフとしての生活提案をしていくかが課題となる。例えば、今は湯治客のみが通う寂れた食塩泉の温泉も、リハビリテーションに効用効果があるといわれており、健康が重要になっている現在では、この課題を提示し、提案することによって再び魅力を取り戻すことが可能となると考えられる。標高差が少なく、斜度が十分でないスキー場でもファミリースキー場というように従来の視点を変えることにより新たなマーケットに対応できる可能性がある。どのような提案をマーケットに対しできるかを分析することが集客力を高める課題となるのではないか。

長期滞在させるためにはそこで生活ができればならないということも考えておく必要がある。生活するためには都市的な機能がいる。その中でいちばん重要なものは宿泊エリアだが、宿泊エリアの中にはアーバンライフが要請される。オートキャンプがあったり、キャンプをするなど自然の中でアウトドアとしての宿泊も当然、商品の1つではあるが、リゾート「地域」の中には、高級レストランや劇場、プレミアム等アーバンライフを提供できる空間も必要となる。アウトドアとアーバンライフの調和ある整備が、長期滞在型リゾート整備の課題といわれている。

③ 国際化への対応

リゾート、自由時間について生活提案をしようとしたとき、50年前からリゾートを運営してきてフリータイムを快適にする技術の集積のあるヨーロッパに対して、50年遅れていることを意識した上で、その遅れをどれだけ短縮しながら成功させるかを考えなければならないと言われている。

昨今は、円高の影響もあって格安の海外リゾートツアーが提供されるようになっている。20代の女性は8人に1人が既に海外旅行をしている。50年進んだこのリ

ゾート体験をしてきた人々が、日本のリゾートをどのように考えるかということを頭にいれておかなければならない。

国際的な評価とか、国際的な情報、国際的な市場を念頭においた上で、どのようなリゾートを作り、整備を進めていくかというグローバルな視点が必要となると考えられる。もっと大胆に21世紀の生活提案、自由時間の生活提案がきちんとなければならないだろう。グレードが高く、かつ質が高いことを提案していかなければならぬ。

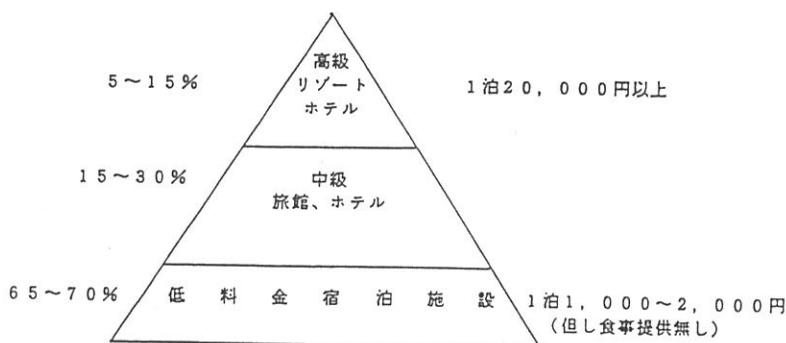
④ 多様な資源、地元の嗜好

リゾート開発が農林水産業の振興に寄与する点の1つとして、特産品の開発による観光客への販売、ホテルやレストランへの食材の供給による安定収入が言われている。特に食材提供は直接的な効果であり、これに期待するところは大である。しかし、現実的にはかなり困難なところも指摘されている。つまりリゾートに供給する食材は、常時安定して、少量多品目の、高品質で均一なものであることが要求される。この高度な要求を満足する供給体制が地元で整備されない限り、リゾート市場は全国市場から入手することになり、リゾート開発の地域へのメリットは半減することになる。この意味で、リゾート開発着手以前からリゾートに対する農産物の供給体制の企画や整備が求められている。

都市の人たちもわらぶき屋根でいろいろあってそこで地元のものが食べられたらそれが最高だと考えていると

されており、また事実そのとおりではある。しかし、それも1日やったら2日目はいやになる。ところがそういうものをいつまでも都市からのお客は求めているのだと農村側は誤解をする。リゾートという長期滞在型観光を考える場合は、例えば、洋食、和食、中華から、ファーストフードまで多種多様、高級安価のレストランを用意するなど、リゾート客の多様な要求に応えうる施設が前提となる。

宿泊施設も同様である。ヨーロッパのリゾートでは、65~70%の宿泊施設は低料金である一方、5%~15%ぐらいは非常に高料金のホテルもあると聞いている。リゾートとして宿泊施設にこのような構成ができるといふとリゾートにならない。大企業や第3セクターによって高級ホテルを作っても、そこに地域の人々がペンションや民宿を作ったり、農家や農村の人々が参画して一つの構造を作っていないと、リゾートとしては成り立たない。豪華なホテルと広い部屋を提供し、自然もあるし、スキーやテニスもできるし、いろいろなことができるのはいいが、そこには文化もないし、地元の人とのコミュニケーションがない。一緒に行く人達とのコミュニケーションしかないからそれではリゾートにならない。従って、地域の中に高級ホテル、高級別荘のような空間を設けるとともに、あわせて宿泊だけを提供するような農家民宿やオートキャンプ場、キャンプ場などの長期滞在を経済的にも可能にする低料金宿泊施設の提供もリゾートとして備えていかなければならないメニューだと



注：低料金宿泊施設が長期滞在型リゾートの成立条件となる。低料金宿泊施設には、キャンプ場、オートキャンプ場の他、食事提供しない農家民宿が考えられる。食事提供しなければ、従来の民宿方式に比べ農家にとって負担を軽減することができ、リゾート客にとっては長期滞在が可能となるとともに食事選択の幅も広がることとなる。

図-2 リゾート地域の宿泊施設の構造

言われている。(図-2)

これは、食材、宿泊施設だけに限らず、イベントや観光施設、みやげ物などにも言える。一方的な「いなか」の押し付けや昔の味の押し売り、あるいは高級リゾートの強制は、魅力どころか反発を招くということに留意すべきである。

今あるものや条件だけで考えず、もう少し大胆なことを考え、1つのエリアにいろいろな特性があり、祭りがあり、イベントがあり、違う選択ができるところにリゾートが成立するのではないだろうか。

⑤ 自然景観や伝統的景観と調和ある開発

リゾート開発の実施に当たり、当該地域の調和ある発展という観点から、留意すべき点として次の点を指摘したい。

第1は、原生的自然と管理された自然生態系の保全である。都市住民のリゾートに対する欲求は、単に自然景観の探勝にとどまらず、自然を活かした各種のスポーツや趣味活動等の体験活動等まで求めており、豊かな自然が保全されていることが必須の条件となっている。これからは自然に関心を持つ都市住民に、原生的自然だけではなく管理された自然についてもその保全の主体として積極的に参加を求め、地域住民と都市住民が一体となって、広く自然の機能と美観を保全していくことが必要である。

第2には、管理された自然の生態系を保全するということは、とりもなおさず農林漁業がその地域できちんと営まれているということであり、都市住民の中に自然を対象とする農林漁業に自ら参加したいという欲求もあることを受け止めていかなければならない。都市の住民に豊かな自然を提供するためには、その地域の農林漁業が活発に行われて、自然が適正に管理されていることが必要である。

第3には、鎮守の森の整備や、家並景観の統一といった農村らしさを醸し出す整備や、モデル地区を選定した「農村共同溝」により電柱のない景観を創出することも考える必要があろう。都市的な整備の充実を前提としつつ、それを表に出さず、ふるさと景観を創出するようより高度な整備が必要であると考えられる。

次に特に車について検討してみたい。車は客のリゾー

ト地域へのアクセス手段として今後もそのシェアを高めていくことが予想され、道路の整備には今後とも努力していく必要がある。

しかしその一方で、日帰りを促進させている等のマイナス面があることにも留意しておく必要がある。このマイナス面に配慮して上高地のように自動車の進入を止めたり、スイスのツェルマックのように町全体をノーカーボーンにし、ターミナルを作り、木のインターフェースとともに各種スポーツができるネットワークを組むような工夫をしている地域も見られる。これにより、人が宿泊するようになったり、人が歩くことにより、その空間に長くとどまるようになって今の消費構造よりももっといい消費構造が生まれてくることが期待される。このようなところでは、積極的に自然景観の保全、街並の保全など環境保全を商品化していく方法も考えられる。

たとえば、乗用車利用者のために市街地や観光拠点地の近接地に十分なスペースの駐車場を確保するとともに、市街地内や観光拠点への乗り入れ規制を行い、「市街地～駐車場」間、「自然観光拠点～駐車場」間の連絡バスの運行などを行う「パーク＆ライド」方式について検討することも一法であると考える。観光拠点地における交通渋滞や駐車場探しは客にとって苦痛であるとともに景観などの魅力を損なう材料にもなるであろう。この際、各駐車場の空車状況が分かるように電光表示システムを圈内各主要施設近傍に設置することも考えられる。

⑥ 地元ソフト体制の整備

「地域住民の自発性、連帯感の育成、組織化と民間事業者との協調」の必要性である。リゾートが、真に魅力あるものとなるためには、自然環境だけではなく、地域住民とのふれあいが大切であり、その意味では計画から運営までの各段階における住民の積極的支持、協力が必要である。民間事業者に対する土地の提供などにおいても、地域の住民の協力の下に、進出する民間事業者との協調体制を作ることが大切である。

⑦ 都市住民への情報提供

「都市住民へのアップツゥーデートな情報の提供」の問題である。従前にはなかったリゾートが、今回、新たに開発されるのだから、農村地域でのリゾート事業を振興させるためには、農村の側から都市住民や民間事業者

に対するアップツゥーデートな情報の提供が必要となる。情報システムのハード整備等初期投資については、従来から割合熱心に行われる傾向にあるが、その後のソフトの改訂、充実、フォローアップについても継続的に努める必要があろう。

(3) 農村型リゾートの類型化と具体的事例

今後の農村振興施策の展開として(1)において農村型リゾートを提起したわけであるが、次に地域振興に役立つ農地空間の多面的利用方法という観点から現在先駆的に行われている具体的事例をもとに、類型化し、以下に紹介する。

① 農園ホテル＆レストラン型

美しく管理された農地空間の中にホテルやレストランを立地する。

●事例：㈲那須南ヶ丘牧場（栃木県）

1戸の酪農家が牧場での食事や宿泊等を提供するという考え方で観光牧場として農業経営を変えていった。この種のものの我が国の先駆けである。入り込み200万人、宿泊8千人、年商14億円という。雇用者は99名（パート含む）。那須（11ha）の他に磐梯（40ha）と山形（100ha）にも同様の観光牧場をもつ。牛180頭、馬58頭、ロバ100頭、羊80頭。施設は、山荘、アーチェリー、乗馬等である。

経営のコンセプトは、場長が体験した満州三河の白系ロシア人の牧場の自給自足生活の豊かさを商品化するというものであり、入場無料、ガンジー種乳牛など高価だが徹底した純正食品志向、団体客（リベートなし）より個人のグループや家族を歓迎、動物の一部放し飼い等の自然的たたずまいの追求、テーブル等の手作り等が特徴である。食事はジンギスカン形式でコストダウンを図っている（羊肉は輸入）。

② 農家民泊型

農業生産空間を都市住民の余暇・レク空間として売る場合、拠点施設とそのまわりの空間という発想ではなく、分散的に個々の農家の農業生産空間を余暇・レク空間に利用してもらい、さりげなく自然と農業との体験を提供しようというのが、この種の付加価値農地空間の発想である。

仰々しい近代的な建物（拠点施設）と売らんかなの人都関係ではなく、農家の手作り民泊とそれをとりかこむ美しい農業生産空間は、本物の自然と農業の体験を求める人々のニーズに応えるのではないかと考えられる。生活の豊かさと健康的なライフスタイルを真の意味で売れるのは結局のところ個々の農家かもしれないとも思われる。

●事例：群馬県甘楽郡

自然活用型農業構造改善事業によって整備された。総事業費は3億円弱で、主な施設として、農林漁業体験実習館（計画中）、体験農業園地等管理施設、自然景観保全施設（遊歩道）、農産物処理加工施設（味噌）、農産物直売施設がある。

体験館と接続して町と東京都北区の共同の宿泊施設（定員60人程度）が建設される予定である。今、都の自治体が首都圏近郊の山村に大金を投資して大規模に休暇施設を建設している。しかし、甘楽町では、それなりの考えもあり宿泊施設は小規模に計画している。そこに泊まれなければ、町内の家庭が宿を提供する。これが、町の考えである。既に、北区の親子が町内の家庭に泊まる親子交流（春夏2回）が2年目を迎える。親戚同様に付き合いも始まったという。

③ リタイヤメント・コミュニティ型

他の先進諸国のはずよりも短期間に高齢化社会を迎える日本において高齢者や退職者は、どこに住むのだろうか。健康的なライフスタイルを求めて都市から農村へ移り住む人も多いのではないか。このような問題意識からの発想がリタイヤメント・コミュニティ型農地空間利用である。豊富な自然と完備された医療施設を持つ農村地域に、このような人々や高齢者対象定住団地開発をもくろむ民間ディベロッパーの関心を集めている。広い菜園付の定住住宅はいかに地方といえども新たな団地開発となると安くはならないと思われるが、隣接した農家の既存の農地空間を貸すことを開発構想に取りこめば安くレベルの高いリタイヤメント・コミュニティの設定が可能となり、退職者・引退者にゆったりした空間と生き甲斐を提供できるのではないか。

しかし、各方面から指摘されているリタイヤメント・コミュニティのものつ種々の問題も考慮しておく必要がある。

●事例：ミサワ・ホームのプライム・コミュニティ（静岡県伊東市）

目下急速に有名保養地化している伊東高原に次のコンセプトで開発された。

「大都市から2～3時間の距離にある自然条件に恵まれながら活用の機会を持たない土地に計画的に村落の建設をし、企業の定年退職者を迎える。大都市に居住する孫の世代と良好なコミュニケーションを保ちながら優れた個人的能力・団結力・組織運営能力を發揮して科学技術の成果を生かした野菜栽培などの生産活動を健康的な軽労働によって行い、労働・生産を通じて社会参加を持続し、高齢者の生きがいの場とする。」

この構想は多くのマスコミにとりあげられ、定住地を探す退職者から多くの反響があった。その反響の大きさからみると農村におけるこの種のものの可能性を感じられる。

④ 療養施設型

療養施設滞在者の農作業を通じてのリハビリのために農園を提供する形態である。現在日本では心身症、精神病等の場合には農園作業が療法として行われているようであるが、一般的の肉体的病気の場合リハビリは室内で用具を用いて行われている。

しかし、病気の種類も様々であり農園作業といつても軽重様々であろう。このような目的での農園利用は少なくないと考えられるが、今回の調査では事例の収集は不十分に終わっている。

⑤ 家族農園型

個々の家族に個人的な農業生産と余暇・レクのための空間として農地を貸し出すという型である。

1つのタイプは域内住民を対象にした市民農園であり、他の1つは、域外の人を対象とした市民農園であり宿泊施設の整備を前提とする。いずれも形態としては、広く行われている市民農園が対応している。

●事例：ドイツのクラインガルテン（ドイツ語で小さい庭を意味する貸し農園）

ドイツにおいては、19世紀前半頃より都市労働者の救済という目的で、小屋の建設を許す農地の貸し付けが奨励されるようになってきた。その後、農産物自給から花や余暇・レクというようにその機能は変化しつ

つあるが、一般大衆に広く普及している。

種々のクラインガルテンがあるが1区画の面積は200～400m²のものが多い。

⑥ 観光農園・体験農園型

これは従来からあるもぎ取りや入園によって、食品を売るとともに生産空間を余暇・レク空間として開放するものである。このタイプは、ふるくから行われてきて新味もあまりなく果樹などが痛むという欠点も指摘されているが、新しいやり方を工夫すればなお利用者を引きつけられよう。

●事例：南楽園（大阪府堺市）

南海、泉北高速鉄道から10分の堺市別所で地主2名による共同経営の観光農園(120ha)である。一体は地形に恵まれており、フィールドアスレチック、戦時中の防空壕を活用した喫茶、イベントなど、種々の試みが行われている。特に宝さがし、カラオケ大会、釣大会、いもほり、案山子コンクールなど周年利用を実現するためにイベントに工夫がみられる。年間入場者は4万人。

⑦ スポーツ施設型

牧草地を冬はスキー場として使うとか牧場を利用して乗馬クラブを同時に開設するなど農地空間を同時にスポーツ・アクティビティ空間として利用するものである。

●事例：乗馬牧場民宿（バンガロー）（山梨県小淵沢町）

戦後開拓農家が酪農を経営していたが経営不振のため約0.8haの草地を利用して乗馬牧場民宿を開設した。馬は10頭程度で、農業の方は野菜の自給程度である。なお、この町では近年乗馬を売りものにするペンションが増えており、他のもう一戸の農家はペンションの乗馬用地に牧場を利用させている。

⑧ 植物園型

珍しいあるいは美しい植物園を作りこれによって人を集めビジネスに結び付けるというタイプである。

●事例：西武舞鶴農場（京都府舞鶴市）

昭和44年に西武レストランが山林（共有林）を買収して肉用牛牧場を造成したが、これを昭和48年西武百貨店が譲り受け牧場景観のリゾート施設を開設した(50ha)。

フィールドアスレチック、ホニー牧場、テニスコー

ト、花菖蒲園、ログハウス山荘（会員制ビル、非会員向けの山荘）、レストラン等があるが、一番の売りものは、3haの椿園（1,100種、2万本）で、京大、中国科学院等と連係して学術的にも日本有数のものを造りあげている。年間4～5万人の入り込み、1万人の宿泊という。

5 おわりに

昭和62年にリゾート法が成立して以来、地方ではその指定を得ようと積極的な動きがみられ、マスコミ報道も盛んに行われた。一時は、各県1ヶ所ずつの指定だけでは治まらないような雰囲気もあった。各地域が望むような大規模リゾート地が、全国に何百ヶ所もあっては、意味はなく、かえって魅力を失ってしまうのではないか、というような懸念を抱かせた。

しかし一時のブームは去り、腰を据えた検討が各地で行われているようであり、喜ばしい限りである。本文にも書いたように、ブームの先鞭となったトマムやサホロのような高級リゾートが、全国各地に金太郎飴のように点在したら、それこそ共倒れとなってしまうであろう。円高の恩恵で、海外のリゾートへも国内リゾートに比べ、それはほど割高感がなく（場合によっては安価で）遊びに行ける時代である。

ふるさと創生を例示するまでもなく、日本人の間にはふるさと志向、農村志向の郷愁が高まっている。過疎

化、高齢化、農業の国際化という難しい環境に直面している農村において、21世紀に向けて自立と繁栄を招く1つの鍵は、地域全体に整備の行き届いた「農村型リゾート」の構築であろう。これは、民活による高級ホテル、ゴルフ場等の施設の誘致で事足りり、とされるものではなく、いわゆる「ふるさと村」遊園地の設置だけで十分なものでもない。地域住民の地味な、そして長時間にわたる自主的なふるさとづくりに向けての努力と、都市住民も居住したくなるような農村地域の生産生活環境整備の進展（農村アメニティ・ミニマムの達成——農村整備問題懇談会報告）に向けての市町村当局の積極的な取り組みが、成功の前提となるのである、と考えられる。

本稿は、農村整備問題懇談会第四次報告、ならびに国土庁農村整備課で実施した下記調査の調査研究の成果に基づくものである。

委託調査名	委託先
広域農村整備開発手法検討調査	福島県、京都府
農村整備手法検討調査（民活）	（財）日本農業土木 総合研究所

本文の作成にあたり、各調査を委託された団体や委員会の先生方に対し、おことわりなしに引用を行っており、この場を借りて、お詫びをするとともに調査研究に当たられた方々に対し改めてお礼を申し上げたいと考える。

オランダの農村整備とリゾート開発

佐 藤 洋 平*

はじめに

オランダにおいてリゾート開発やレクリエーション開発が国の政策のスコープに入ったのは、レクリエーション地域について国が調査を実施した1950年代後半からである。その調査では、現にレクリエーション利用されていたり、そうした利用に適している土地や水について、州別に浜辺、農村レクリエーション用地、河川、湖に分類し、日帰り型レクリエーションのための近接性に特に重点を置いて調査した。また、マリーナであるとか水泳プール等のような施設についても調査は行われた。この調査データは時々更新され、国土計画を策定する際の資料として活用されている。1970年代になると野外レクリエーションは農政の中で重要な政策の一つに位置づけられるに至ったが、それは農漁業大臣が行った1972会計年度予算の説明の中に見ることができる。そこでは、農業者以外の人々も農村空間を利用し活用できるようにその可能性を拡大すること、変化を受け易い自然環境を保全することが唱われている。こうした政策の方向は第三次国土計画によってより一層強く推進されることになった。すなわち、その計画書の一分冊として著わされた「農村地域計画書」は、農村地域を農業生産のための地域として単に位置づけるのではなく、自然、景観、レクリエーションにとっても重要な意味を持つ地域であると位置づけ、農業とその他の機能との相反する利害を調整しながら農村の有する多様な機能を引き出す政策を進めるための基準として国土を五つの地域に区分し、それぞれの地域において重視すべき政策を例示した。

このような政策が採られるに至った背景として、1950,

60年代を通じた高度経済成長によって達成された生活水準の向上、余暇時間の増大、都市から農村への人口移動に伴う農村社会の「中産階級化」、自然を保護し景観を保全することへの関心の高まり等を挙げることができる。農業は、この年代を通じて、近代化され、機械化され化學化された集約的農業へと変じた。こうした方向を追求することによって達成された高生産性農業は、余剰農産物を生み出すほどになるのであるが、他方で、農村の自然や農村の変化に富んだ美しい歴史的文化的景観にマイナスの影響を及ぼすようになった。

「豊かな」都市型社会を手にして人々は農村の自然や景観を保全することを望み、自然や景観が保全されている農村をレクリエーションの空間として求めるようになったが、高生産性農業の振興は国民のこうしたニーズとの間に軋轢を高めることとなった。こうした中で、1975年に政府はいわゆる「関係白書」（「農業と自然あるいは景観保全との関係についての白書」の略称）を著わし、農村が有する多様な機能の発現と農業生産との間の関係を調整する政策を開始した。これは、前述したように、その後に出された第三次国土計画の中で農村地域を対象とする政策にも反映されている。

オランダではリゾート開発という言葉が用いられるのは極めて稀であり、一般にはレクリエーション計画とかレクリエーション開発という言葉が用いられる。レクリエーション計画に関わる主要な機関・団体等およびそれらの任務を表-1に掲げる。従来レクリエーション開発に関する政策は厚生・文化省の所管のもとにあったが、省庁の機構改革に伴い、野外レクリエーションについては農漁業省が所管することになり、農漁業省は農業生産を主務とする政策官庁から農村地域を所管する政策官庁

* 筑波大学社会工学系助教授 (さとう ようへい)

表-1 レクリエーション計画に関わる主要機関
Table 1. The main agencies with responsibilities for recreation planning in the Netherlands

機 関	役 割
国	
経済省	観光および商業的レクリエーション
住宅・計画・環境省	国土政策および国土利用に関する全ての事柄の調整
厚生・文化省	スポーツおよびレクリエーション
農漁業省	野外レクリエーション
観光会議	観光
国土計画庁	国土計画の策定とその実施についての指導（各省間調整を含む），計画の審査
社会・文化局	ライフスタイルの変動予測
州	
州政府	地域計画の策定
州観光会議	観光振興
地方自治体	
市町村	構造計画と配置計画の策定，レクリエーションやレジャーに関する事業

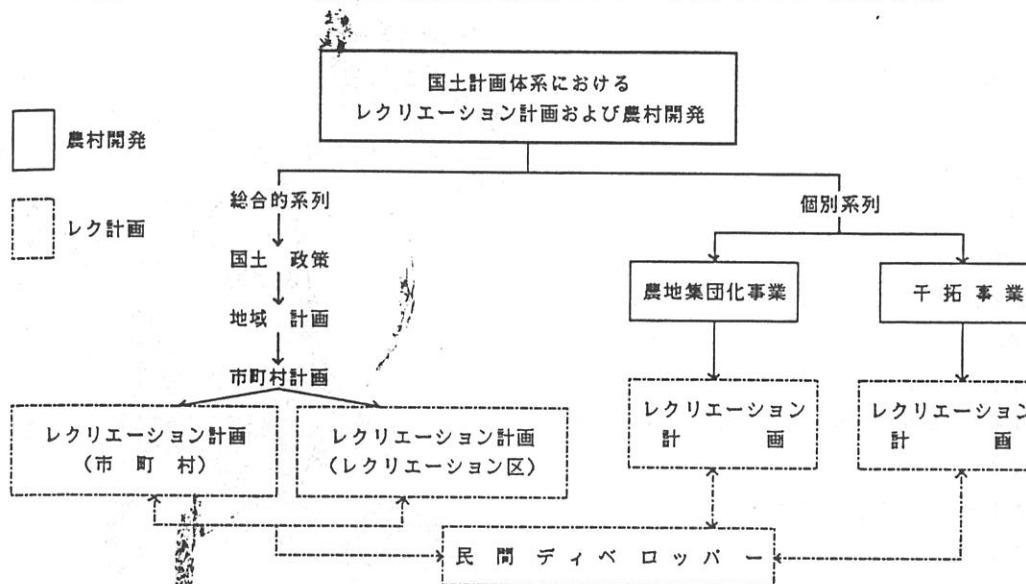


図-1 國土計画体系におけるレクリエーション計画と農村開発の位置づけ⁹⁾
Fig. 1. Outdoor Recreation Planning and Rural Development within the Physical Planning System

へと発展した。

レクリエーション計画はオランダでは国土計画体系の中に位置づけられている。また、国土計画に位置づけられる農村開発（農地集団化事業および干拓事業）の中にもレクリエーションの計画は明確に位置づけられている。図-1はレクリエーション計画が国土計画体系に占める関係を図示したものである。レクリエーションの具体的な計画は、この図に見るように、以下の五つの異なる部分でそれぞれに立てられる。

- 1) 国土計画体系のもとで個別の市町村が策定,
- 2) 国土計画体系のもとで幾つかの市町村が連合した

レクリエーション区が策定,

- 3) 農地集団化事業計画の一部として策定,
- 4) 干拓事業計画の一部として策定,
- 5) 国土計画体系のもとで民間ディベロッパーが策定,

本稿では農村の多目的な土地利用の一例としてレクリエーションを取り上げ、上記五つのレクリエーション計画について農村整備との関連で概説し、それを通じてオランダで現在進められている農村地域政策の一端を紹介する。が、その前にオランダの国土について若干の予備知識を得ておこう。

表-2 オランダと日本の国土指標（1983年）⁶⁾

Table 2. Some national land data of the Netherlands and Japan

	オランダ	日本
国土面積	41.5千km ² (内、陸地37.3千km ²)	377.8千km ²
人口	14,340千人	119,483千人
人口密度	344.6人/km ² (383.4人/km ²)	316.3人/km ²
土地利用		
農地	23.9千km ² 64.5%	55.2千km ² 14.6%
森林	3.0 8.0	253.1 67.0
自然・原野	1.6 4.2	3.1 0.8
建築地	5.2 7.6	25.1 6.7
水面	3.4 9.0	13.2 3.5
その他	0.2 6.8	28.1 7.4
小計	37.3 100.0	377.8 100.0

1. オランダの国土

オランダの国土面積は41.5千km²、その内の37.3千km²が陸地面積であり、ここに1,434万人（1983年現在）の人々が居住している。人口密度はバングラデッシュ、韓国に次いで高く、1km²当たりの人口は345人である。国土の主要指標についてわが国と比較した表-2に見るよう、国土面積、人口規模ともにわが国の約十分の一に相当し、九州に類似する（ちなみに、経済力も九州とほぼ同じである）。国土の25%は干拓地で、国土の27%を占める海拔0m未満の土地に国民の60%が居住している低平な地の国である。

国土の三分の二は農地として利用され、水面が9%，森林はわずか8%を占めるだけである。わが国は国土の三分の二が森林に覆われていることを想起するならば、わが国とは著しく異なる国土景観を呈していることを容易に推察することができよう。図-2に見るように、農地の約60%は草地であり、全農家の70%強が草地を利用する。有畜經營および耕種經營の農家の70%強が10ha以上の経営規模農家であり、20ha以上の規模のそれら經營種の農家が農地の70%を利用している。加工農産物も含めて、総輸出額に占める農産物の割合が約23%であることからも分かるように、先進工業化諸国の中でも屈指の強靭な構造を備えた農業国と言うことができる。

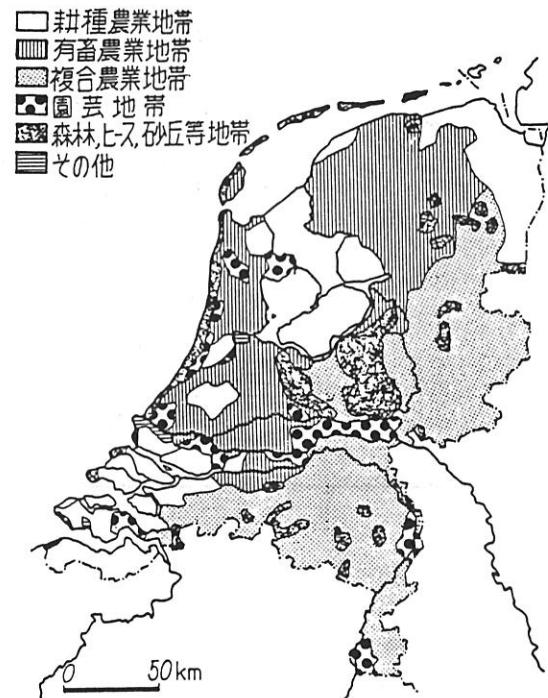


図-2 土地利用

Fig. 2. Agricultural land use in the Netherlands

2. 国土計画体系の概観

国土計画体系は国土全体の空間（土地）利用に関わる全ての活動を対象とする計画体系であり、第二次世界大戦後からしばらく経過した1962年に国土計画法（Wet op de Ruimtelijke Ordening）が制定されたことによってその体系は初めて整備された。

国土計画の体系で重要なことの一つは三つの異なる行政レベルに対応して計画が立てられることであり、この三つのレベルでの国土計画が相互に整合していかなければならないことである。

中央政府は国土計画書 (Nota over de ruimtelijke ordening) および構造概要計画 (Structuurschema) によって国土政策を公表する。前者は国土政策の基本を表わす最も重要なもので、1960年に最初の計画書が発表されて以来約10年ごとに策定され、現在は1987年に策定された第四次計画書に基づいて国土政策がすすめられている。後者は国土利用に重要な影響を与える部門（例えば上水道、電力、交通・運輸、自然および景観保全、レクリエーションなど）について約25年から30年という長期の政策概要と基本方向を表わすもので、5年ごとに見直しが行なわれる。

州は地域計画 (Streekplan) を立てるが、それは国土政策に整合していかなければならない。この計画は州の全域あるいはその一部地域を対象に立てられ、その地域における開発構想の概要を明らかにする。開発について、必要ならばその各段階ごとに、記述された概要書と、開発の主要な概要が表現されている解説付き図面とによってこの計画は構成される。

市町村は州が策定する地域計画に整合するように構造計画 (Struktuurplan) と配置計画 (Bestemmingsplan) を立てる。前者は市町村の一部地域だけを対象として立てることもできるし、幾つかの市町村が連合してそれらの地域を対象に立てることもできる。この計画は市町村の開発構想を明らかにするものであり、プログラム的な性格をつけて、10年ごとに見直される。開発構想を表現した解説付き図面が計画書に添付される。この計画の策定は義務づけられていないので実際にこの計画を立てている市町村は非常に少ない。後者の計画は土地の利用について最も重要であり、かつ、基本となる計画であり、土地の利用および建造物の利用に関する規制を伴う。すなわちこの計画は住民の権利を直接に制限するものである。計画は土地の利用を表示する解説付き図面とそれに関連する土地利用上および建造物利用上の制限によって構成される。この計画は既成市街地外の地域を対象に策定が義務づけられているが、既成市街地を対象とすることもできる。^{1),2)}

3. 市町村とレクリエーション計画

具体的なレクリエーション計画は、国土計画の体系のも

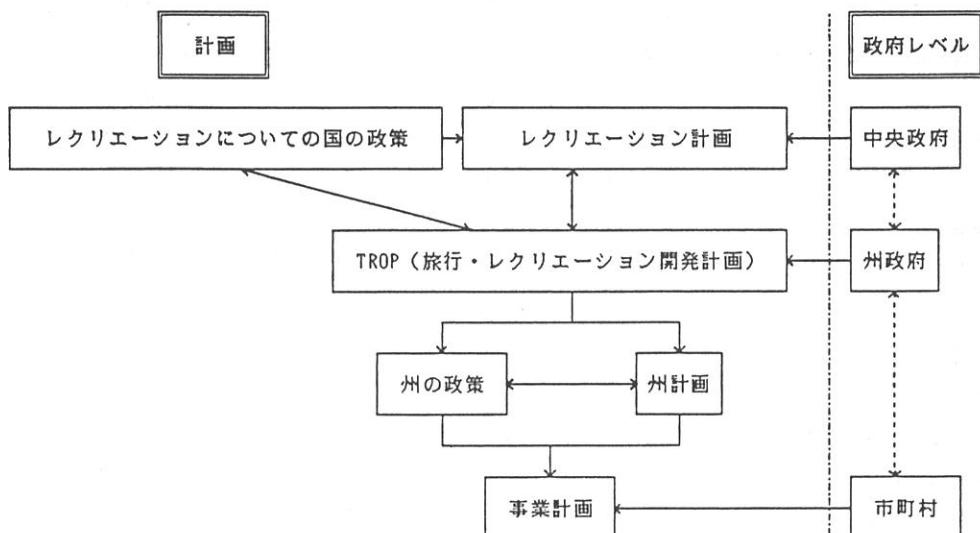


図-3 國土計画体系に基づくレクリエーション計画⁹⁾

Fig. 3. Outdoor recreation planning as fitting within the Physical Planning System

とに、図-3に示されるような流れに沿って実施される。州レベルでのレクリエーション開発計画(TROP)は、この図から分かるように、レクリエーションについての国の政策に調和していかなければならない。州は国のレベルで描かれた方針に整合するようレクリエーションに関する政策やレクリエーション施設設計画を立てなければならぬ。したがって、州がある地域にキャンプ場を計画しようとしても、その地域が国の計画では日帰り型レクリエーション地域としてのみ位置づけられている場合には、州のその計画は認められないことになる。

さらに、市町村(あるいはレクリエーション区)は、レクリエーションのための施設、例えばキャンプ場、運動公園などといった具体的な施設の整備計画を立てる場合、その上位のレベルの州計画(TROP)に調和するよう立てなければならぬ。

レクリエーションの計画を立てる場合は、そのどのレベルにおいても、調査研究が行なわれるが、それは大学か特定の研究機関で実施される場合が多い。

4. レクリエーション区と レクリエーション計画

レクリエーション活動は必ずしも市町村の範囲に留まるものではない。過去20年間に顕著にみられた所得の増大、自動車保有者の増加および自由時間の増大によって、レクリエーションについては、行楽頻度の増加および活動範囲の広域化という現象がもたらされた。ボート、ヨット、ウインドサーフィン、キャンプなどなど多種多様なレクリエーション活動のために人々はより遠くへ出かけていくも厭わないようになった。こうした傾向によって、レクリエーション施設の計画を一つの市町村だけで立てることが適切でない場合も生じ、より広域で計画を立てる必要となつた。そこで、多くの市町村は特定の法律に則り自主的にレクリエーション区を構成するようになった。

レクリエーション区設立の目的は以下の3つである。

- 1) 國土計画体系に則り必要なあらゆるレクリエーション施設を計画する。
- 2) その施設を独自に(國の助成を受ける場合が多い)

が)、あるいは民間ディベロッパー参入させて、建設する。

- 3) 自らが建設し所有するそれら施設を管理する。

レクリエーション区のもとでレクリエーション開発を行なうことのメリットは、市町村が個別に行なうよりも、より良い計画を立てることができることと、より効率良くレクリエーション施設を建設し管理することができるということにある。

5. 農地集団化事業と

レクリエーション開発

農地集団化は農家のいわゆる外部生産条件を改善するために行なわれる。農家が自らの努力によって農地を集団化していた時代から、やがて農地集団化法(Ruilverkavelingswet)が1924年に制定されて、農地集団化事業は本格的に始まった。事業面積は第二次世界大戦後に飛躍的に増大した。

第二次世界大戦後に見られた工業部門を中心とする発展は農業をも例外とするものではなく、農業生産の集約化(機械化、規模拡大、専門化など)がすすめられた。しかし、農村地域が有する種々の機能(例えばレクリエーション、自然)を考慮する必要性が次第に呼ばれるようになり、農業生産の拡大が景観や自然に与える影響からそれらを保護したり保全することが求められるようになった。こうした時代状況を背景に農地集団化法は1985年に土地開発法(Landinrichtingswet、以下では新法と略称する)に改められた。この新法は、旧法が農地集団化のみを視野に置いていたのに較べ、農村の開発という広い視野の中に農地整備を位置づけ、以下のような目的を掲げている⁴⁾。

- 1) 安定した高い所得水準を農村地域に確保する,
- 2) 生産および生活環境を改善する,
- 3) 都市住民などのためのレクリエーション施設を整備する,
- 4) 自然生態系を保全する,
- 5) 道路網を改善する,
- 6) 伝統的文化的歴史的景観を保全する。

こうした目的を達成するために実施される農地集団化

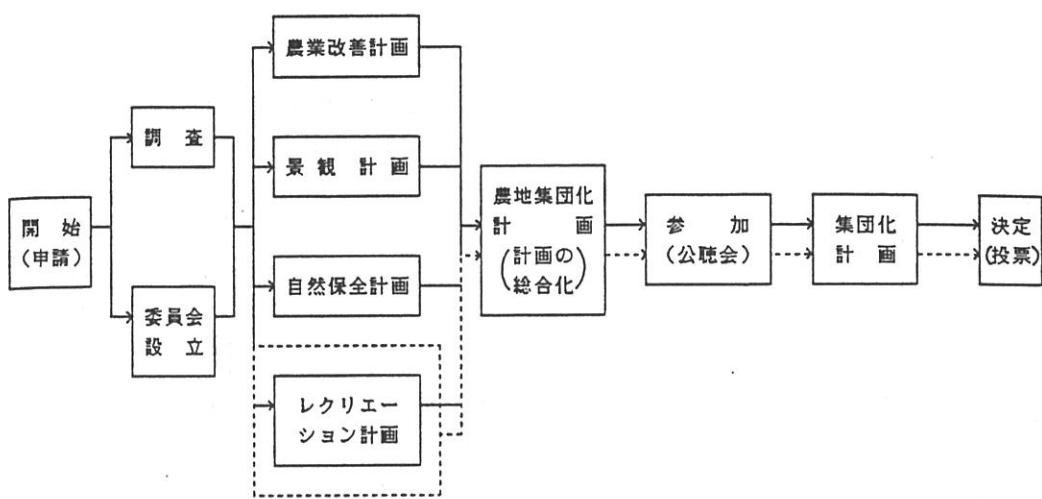


図-4 農地集団化事業の「準備段階」⁴⁾

Fig. 4. The preparation-phase of a land consolidation project

事業の計画作成手続きは、図-4に描かれていくように、いくつかの段階から構成されている。農業改善計画、景観計画、自然保全計画およびレクリエーション計画の四つの計画を作成した後にそれらを農地集団化計画に統合させるための手順や、関係権利者や利害関係グループが参加するための手続きなどが「準備段階」の手続きとして定められている。

農地集団化事業地区の大きさは数100haの大きさのものから23,000haのものまであるが、多くは5,000~8,000haの規模である。事業の完了までには「準備段階」(計画作成)に約8ないし9年が、「実施段階」(事業実施)に10ないし13年が費やされる。

図-4に見るよう、レクリエーション計画は農地集団化計画を作成する過程の一部分を構成している。農地集団化計画の作成過程においてはどの様な種類の施設を整備することが必要か、どの地域がレクリエーションに適しているかということについての調査研究が行なわれる。その成果を踏まえて日帰り型あるいは滞在型のレクリエーション施設が整備される。表-3は過去2カ年間における農地集団化事業の費目別金額を表わしたものである。レクリエーションに直接関係する費目が事業費の5~6%を占めていることが分かる。

なお、レクリエーション、自然や景観の保全など公益目的の用地について新法はその土地の強制取得を可能と

表-3 農地集団化事業の費用構成(百万ギルダー、%)⁶⁾

Table 3. Various costs in landconsolidation projects in 1984 and 1985 (in 1,000,000 Dutch guilders)

	1984年	1985年
道路網等	90 (29%)	76 (24%)
水管理	74 (24)	76 (24)
土地の改良	59 (19)	76 (24)
補償工事・事務費等	34 (11)	43 (14)
レクリエーション	18 (6)	17 (5)
景観	18 (6)	11 (4)
農家移転	7 (2)	10 (3)
その他	10 (3)	5 (2)
総事業費	310 (100)	314 (100)

* 1 ギルダー=約70円

する規定を設けている。ミデン・デルフント (Midden-Delfland) 地区では、農地基盤の整備と一体となって、環状都市圏 (Randstad) の都市住民のレクリエーション空間として2,000haの用地を開発することを内容とする土地再開発事業 (Herinrichting) が新法のもとで現在実施されている。⁶⁾

なお、「管理協定」や「生態インフラストラクチャ」という新しい方法を農地集団化事業に導入することによって農村の景観や自然生態系を保全することが試みられている。

6. 干拓事業とレクリエーション開発

(1) 干拓事業の概要

オランダの国土の27%は海面下にある。こうした地域は河川の流末に生じる土砂の沈澱によってもたらされたデルタにその起源を有している。こうした起源を背景にオランダは絶えず水と戦いながらも、これまでに多くの干拓計画が立てられ数々の小規模な干拓が行われてきた。1918年には北海からゾイデル海を締め切り五つの干拓地を造るために法律が国会を通過した。そして1927年にゾイデル海干拓事業が開始され、淡水化されたゾイデル海はアイセル湖と呼ばれるようになった。この巨大な事業には以下の三つの目的が掲げられた³⁾。

1) 洪水に対する安全性の確保

2) 淡水貯留湖の形成

3) 農業規模の拡大

計画は以下のような手順を踏んで実施された。

1) 締切堤防の建設、

2) 干陸された土地を耕作するまでの適性や阻害要因などを調べるための試験的干拓地の造成、

3) 順次予定される五つの干拓地の造成と開発、

最初の干拓地は第二次世界大戦後の食料不足が主たる理由となって造成された。やがてこうした食料不足は解消し食料過剰に変わった。

干拓によって創り出される新たな土地の利用について、食料の供給過剰という状況の中で、土地の農業的利

用を優先すべきであるという社会的圧力は小さくなかった。また、戦後の工業化社会の発展、ヨーロッパ共同市場の形成、産業の発展などの結果として社会福祉の体系が著しく整備された。こうした状況変化に伴って、表-4に見るように、干拓地の土地利用計画はその都度見直しが行われてきた。干拓地の土地利用計画が時代の経過に伴い以下のような多くの変化を経てきていることをこの表は示している。

- 1) 農地面積の占める割合は最初のボルダーの87%から最近では50%にまで減少した、
- 2) 一方、宅地は1%から25%へと増加した、
- 3) 森林、自然保全およびレクリエーション用地も3%から18%へと増加した、
- 4) 農地についてもその区画規模が拡大された。

(2) レクリエーション計画

レクリエーション計画の中では広域的施設の計画が重要である。日帰り型および滞在型のレクリエーション施設では水辺および浜辺と関連する施設の需要が土地そのものと関連する施設に対する需要と同程度に大きいこと、野外レクリエーションの中の50%は水に直接関連するものであることが明らかにされている。それゆえ、レクリエーション施設を水に関連する施設と土地に関連する施設に分けて考えることができる。

水に関連するレクリエーション施設は主として堤防や新たに造られた湖水やアイセル湖に設けられた浜辺に設置される。とりわけ重要な施設には以下のものが挙げら

表-4 四つの干拓地における土地利用の構成割合⁶⁾
Table 4. Land uses in four successive polders (in % of total areas)

干 拓 地	ビーリンガーメール干拓	北東干拓	東フレーポラント	南フレーポラント
開 発 時 期	1930-1940	1942-1962	1957-1980	1968-?
農 地	87	87	75	50
宅 地	1	1	8	25
森 林 及び 自然保全*	3	5	11	18
運河、水路、道路等	9	7	6	7
面 積 (km ²)	193	469	528	430

* レクリエーション用地を含む。

れている。

浜 辺：日帰り型のレクリエーションには浜辺と草地が不可欠である。

遊技設備：魚釣り、ウインドサーフィン、ボート、水上スキーなどの設備に対する需要が強い。

マリーナ：遠距離の航海やモーターボート用。

キャンプ場：週末や休日のレクリエーションのための施設として強い需要が見られる。

この他に、運河網に設けられる施設としてピクニックや魚釣りための設備が挙げられる。

図-5は干拓地フレーボラントに整備されている水に関連するレクリエーション施設を表わしている。これらの施設は環状都市圏の人々のレクリエーション需要に対してアイセル湖干拓局が1978年に策定したフレーボラント・レクリエーション基本計画に沿って整備された。

土地に関連するレクリエーション施設は森林や自然保全地域に設けられている場合が多いが、干拓地の広大な農場景観もドライブを楽しみとする多くの人々にとって魅力のある地域となっている。干拓地での主要なレクリエーション活動には散歩、乗馬、ハイキング、ピクニッ

ク、日帰りキャンプなどが挙げられるが、それらは主として干拓地に設けられた森林や自然保全地域で行われる。干拓地には毎年100万人を超える人々がこうしたレクリエーションを目的として訪れている。また、森林地域ではキャンプ場や別荘など滞在型のレクリエーション施設の開発も行われている。

7. 民間ディベロッパーと レクリエーション開発

これまでの各章では主としてレクリエーション計画を立てることについて論じてきた。しかしながらこうした計画に引続いて施設の建設、維持および管理が行われる。こうした過程では、図-6に示すように、公的団体と民間ディベロッパーとの間に協同関係が成り立つことが予想される。

レクリエーションの形態は多様であり、その分類方法には種々のものが考えられる。レクリエーションに関する国の政策と任務について、オランダ政府は以下のようなレクリエーション施設を供給することを任務としている。

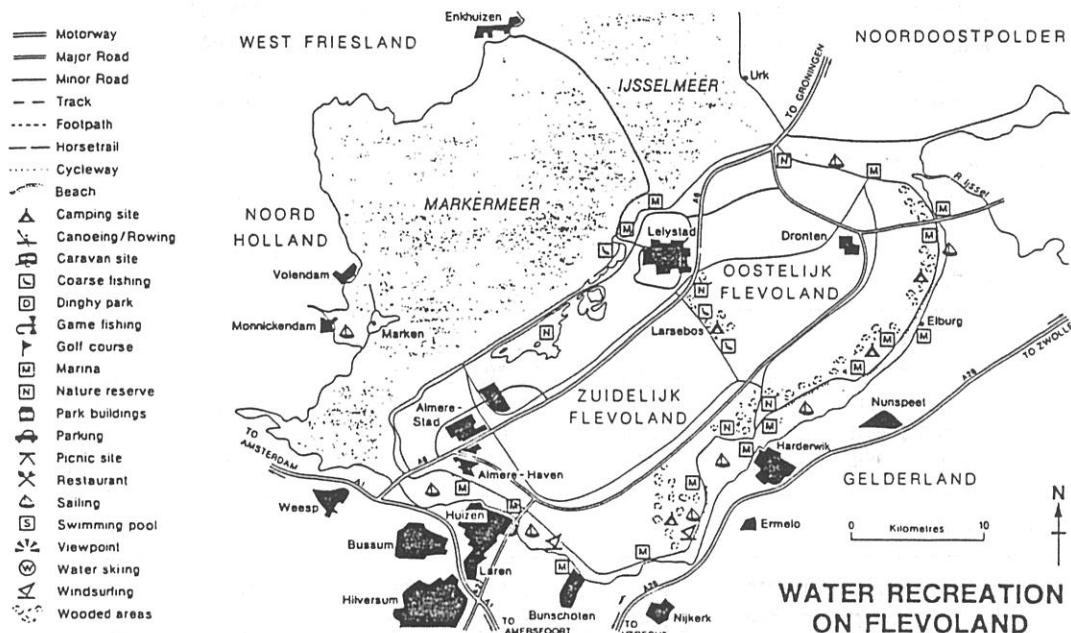


図-5 フレーボラントに存在する水関連レクリエーション施設

Fig. 5. Water recreation on Flevoland

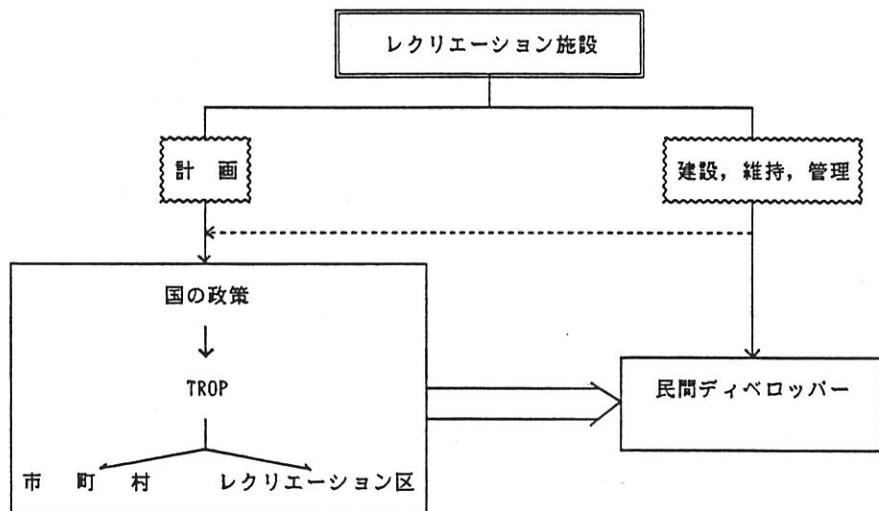


図-6 レクリエーションにおける公的団体と民間ディベロッパーとの関係模式図⁹⁾
 Fig. 6. Schematic representation of the relation of public bodies and private developers in Outdoor Recreation

表-5 ロッテルダムおよびその周辺地域におけるレクリエーション施設別経費 (単位: ギルダー)⁹⁾
 Table 5. Costs of recreation activities for Rotterdam and its surroundings (in Dutch guilders)

施設	一単位当たりの支出	一単位当たりの収入	一単位一人当たりの公共負担
運動場	f 11.9	f 0.70	f 11.20 (1ゲーム)
テニスコート	f 9.3	f 2.60	f 6.70 (1時間)
学校体育館	f 5.4	f 1.40	f 4.00 (1時間)
他の体育館	f 6.8	f 1.20	f 5.60 (1時間)
プール	f 8.2	f 1.40	f 6.80 (1時間)
ポート場	f 11.6	f 0.90	f 10.70 (1教科)
庭園	f 4.7	f 0.40	f 4.30 (1時間)
キャンプ場	f 2.7	f 2.40	f 0.30 (1泊)
子供牧場	f 2.4	-	f 2.40 (入場料)

表-6 農地集団化事業における野外レクリエーション活動別訪問者一人当たりの経費 (単位: ギルダー)⁹⁾
 Table 6. Costs of outdoor recreation activities per visitor in land consolidation projects (in Dutch guilders)

利率10%の場合	散歩	サイクリング	乗馬	ドライブ	日帰りキャンプ	魚釣り
建設費	18,0500	37,300	86,300	700	22,800	17,600
管理費	<u>13,200</u>	<u>35,400</u>	<u>39,700</u>	<u>300</u>	<u>7,300</u>	<u>2,300</u>
合計	31,700	72,700	126,000	1,000	30,100	19,900
年間訪問者	25,000	20,000	25,000	25,000	10,000	10,000
訪問者一人当たりの費用	1.25	3.65	5.05	0.05	3.00	2.00

利率5%の場合	散歩	サイクリング	乗馬	ドライブ	日帰りキャンプ	魚釣り
建設費	11,300	22,900	52,900	500	14,000	10,800
管理費	<u>13,200</u>	<u>35,400</u>	<u>39,700</u>	<u>300</u>	<u>7,300</u>	<u>2,300</u>
合計	24,500	58,300	92,600	800	21,300	13,100
訪問者一人当たりの経費	1.00	2.90	2.60	0.05	2.15	1.30

- 1) 民間企業が利益を得ることができないようなレクリエーション施設,
- 2) 人間にとて基本的ニーズと感じられるレクリエーション施設

表-5に各種のレクリエーション活動に関わる費用を例示する。表-6には農地集団化事業で整備されたレクリエーション施設について活動別に、最近算出された費用を掲げる。これら二つの表は、1)活動別にみた訪問者一人当たりの費用には大きな違いがみられること、2)利益を挙げることが難しいものが多く、収入より支出の方がはるかに高いことを明らかにしている。こうした実態は公的団体がレクリエーション施設の計画ばかりではなく、建設および維持管理に対しても積極的任務を担うべきことを示唆している。公的団体が担うべき任務と考えられる対象施設としては、乗馬用小径、自転車道、ドライブを楽しむ道路、ピクニックや魚釣りなどの施設を挙げることができる。

しかしながら、いくつかの施設については利益を挙げることができ、民間企業がそれらの施設の管理に参入することも可能である。キャンプ場、マリーナ、ある種の運動場（例えばテニスコート）、遊園地などがそうした施設に挙げられる。

民間企業がレクリエーション部門へ参入することを推進したり参入を拡大させるために多くの調査研究が実施され、参入推進のための試みが現在進められている。

おわりに

農村が有する多面的機能を円滑に発現させることができない多目的土地利用の目標をいかに達成させるかが具体的な政策課題となる。本稿では農村の多目的土地利用の一つにレクリエーション開発を取り上げ、オランダにおける国土計画体系および農村開発の主要事業における位置づけを明らかにするとともに、レクリエーション計画の体系を概説した。

オランダのレクリエーション計画について、その性格を一言で表わすならば、地中海沿岸地域のリゾート開発が意図するような、地域の経済を飛躍的に発展させるための手段（地域経済開発型）としてあるというよりは、国土の均衡ある利用を進め、国民の生活空間を豊かなものに作り替えて行く手段としてレクリエーション計画は国土政策の中に位置づけられていると言ふことができる。

参考文献

- 1) Brussaard, W. (1980) : The rules of physical planning, National agency for physical planning, Ministry of Housing and Physical Planning, Central Department of Information and External Affairs. The Hague, The Netherlands, pp. 43.
- 2) Coops, R. & Knoers, P. (1982) : Een weg door je tuin? Romen, pp. 154.
- 3) Duin, R. H. A. & de Kaste, G. (1986) : The pocket guide to the Zuyder Zee project, IJsselmeer Polders Development Authority, pp. 200.
- 4) Landinrichtingsdienst : De Landinrichtingswet.
- 5) van Lier, H. N. (1988) : Multiple land use planning in rural areas exemplified for the Netherlands, mimeo.
- 6) 佐藤洋平 (1988) : 都市型社会における農村整備, 農業土木学会誌 56 (10), pp. 61 - 70.
- 7) 佐藤洋平 (1988) : オランダ農村事情, 日蘭学会通信43, pp. 2 - 4.
- 8) 佐藤洋平 (1988) : 管理協定に見るオランダの農村資源管理政策, 農村計画学会誌 7 (3), pp. 19 - 27.
- 9) 佐藤洋平, H. N. ファン リール (1989) : オランダにおけるレクリエーション計画と農村開発, 農村計画学会誌 7 (4), pp. 13 - 28.

森と水のロマンの町をめざして

窪田秀治*

1. 町の概要

(1) 沿革

今庄町は、越前、加賀両藩の宿駅本陣が置かれ、幕府参勤交替の往来により、北陸街道の宿場町として栄えました。また、明治29年7月国鉄北陸線の開通により、今庄機関区が置かれるなど、古来より交通上の要所として発展してきましたが、昭和37年北陸トンネルの開通と複線電化により、かつての国鉄の町はその姿を消したのです。

昭和26年4月、今庄村と鹿蒜村が合併して今庄村となり、昭和30年4月、今庄村、湯尾村、宅良村、堺村が合併して、現在の今庄町となりました。人口は現在5,700人（平成元年4月末日）足らずの農林業の小さな町です。

(2) 位置、地形、気象

今庄町は、福井県のはば中央に位置し、分水嶺で岐阜県、滋賀県にも接しています。総面積は241.67km²、東西に18.7km、南北に12.8kmと東西に長く中央を岐阜県境の笹ヶ峰（1,284m）に源を発する1級河川日野川が北流し、地形は急峻で、総面積の93%が山林で占められ、山地の盆地で、河川の支流沿いに開けている四季色豊かな山村です。

本町は北陸から近畿圏へ向かう経路上にあり、市街地から武生市への距離は17km、敦賀市へは18kmと都市に接近しており、町の中央をJ.R.北陸本線及び国道365号線が南北に縦貫しています。また昭和52年北陸自動車道が開通し、本町に今庄インターチェンジが開設されたため、京阪、中京経済圏との距離が短縮され、本町の社

会、経済、文化等に大きな貢献をもたらしています。

また、本町は袋状の盆地であるため、典型的な日本海側気候であり、平均気温13℃、最高気温34.2℃、最低気温-3.8℃で寒暖の差が激しく降雨量も年間2,883ミリと多く、特に冬期の積雪期間は平均118日と長く積雪量も平均126.9cmと多く（昭和38年の豪雪時には、最深積雪315cmを記録）県下有数の豪雪地帯であり、昭和51年に特別豪雪地帯の指定を受けました。

2. ほ場整備事業、農村総合

整備事業等の取り組み

(1) ほ場整備と農業構造の改善

本町の産業は、昔から水稻を主体とした農業が主体ですが、農家一戸当たりの平均耕作面積は66.8aと経営規模は極めて小さく、生産性也非常に低いのが特徴です。このうえ、近年の人口の減少と高齢化、農家数の減少と兼業化の進行など過疎地域特有の現象が顕著であり、我が町の抱える大きな課題となっています。この様な状況を踏まえて、昭和45年の社谷地区団体営ほ場整備を皮切りに、昭和50年には県営ほ場整備事業（宅良地区132.6ha）が行われるなど、農家の意欲的な取り組みにより、逐次整備がなされ、ほ場整備可能地域面積450haのうち現在447.6haが整備された結果、ほ場整備率は99.5%に達しました。又ほ場整備と相添って昭和52年から第2次農業構造改善事業（宅良地区）及び第2期山村振興農林漁業特別対策事業（今庄地区）に着手し、15耕作生産組合を設置し、大型機械の導入を図り、機械の過剰投資の抑制と労働力の節減に努めてきました。

* 福井県今庄町産業課観光開発室長（くぼた しげる）

町章全体の輪郭は今庄の今の字を図案化したもので、四画で構成しているのは、今庄町が旧4カ村すなわち湯尾村、宅良村、今庄村及び郷村が合併したことを意味する。町章を上下に分けて、当町が四隅山に囲まれ、各集落にはそれぞれ清流河川が流れ、今後の発展は山と川を基盤としなければならないことを意味し、上は山に下は川にみたて、この4カ村が一つになって今庄町を構成し、ますます発展するよう円形として図案化したものである。さらには昭和26年に魔藤村と合併したので最後の一画はその合併を意味して連結されている。



仁	量	一	広	ば	う	高	族	一	面	積
東經	136°12'		東	西	18.7 km		高	族	一	面
北緯	35°46'		南	北	12.8 km		160.0 m		241.67 km ²	



図-1 今庄町の位置および面積

(2) 農村整備と新しい農村づくり

1) 農村総合整備計画の策定と町の将来像

このようなは場整備事業等の生産基盤の整備を踏まえて21世紀への新しい農村づくりを進めるべく、昭和56年農村総合整備計画を作成するため、住民へのアンケート調査の実施、集落住民との懇談会等を行い、何を要求、

表-1

(1) 農家数及び農家人口の推移 (各年2月1日)

年	農家戸数		専業	兼業	第1種		第2種	
	戸	農家人口			戸	戸	戸	戸
50	851	3,809	31	820	30	790		
55	814	3,521	33	781	36	745		
60	738	3,173	53	685	19	666		

(2) 経営耕地面積

資料: 農業センサス

耕地面積 ha	田		畠		その他	
		ha		ha		ha
498		464		23		11

(3) 農業生産額

資料: 農業センサス

区分	粗生産額(百万円)	
水稲	516	
麦類	15	
いも類	14	
野菜	30	
果実	11	
養蚕	2	
畜産	33	
加工農産物	9	
その他の作物	5	

ほ場整備の状況

資料: 福井県統計より

地区名	面積	施行年度	備考
社谷	27.5 ha	S45~48	団圃
今庄	3.3	S47~48	山振
荒井	4.3	S48~49	々
杉谷	3.4	S49~50	々
条西部	4.0	S50~51	県圃
今庄	2.6	S50~51	非補助
今庄東部	132.6	S50~60	県圃
八乙女	15.0	S51~55	団圃
第一堺	45.3	S51~55	々
第二堺	68.6	S52~56	々
湯尾第一	27.8	S52~58	々
鹿蒜	49.7	S53~59	々
湯尾第二	27.8	S54~58	々
湯尾第三	10.3	S57~60	々
今庄	3.7	S59~60	モデル
燧	19.3	S58~62	団圃
今庄	2.4	S62~63	モデル
計	447.6 ha		

要望しているかを聞き、これらを踏まえて次のような本町の将来像を設定しました。

① あおく美しいまちづくり

今庄町は、水と緑のおりなす美しい風土、そこに育まれた歴史のまちとして発展してきた。私たちは、このすぐれた資産を継承し、みどり豊かな「あおく美しいまちづくり」をめざす。自然環境の保全を基本としながら、

森林レクリエーションやウインタースポーツへの活用を図ると共に、日野川を中心として、親水性の高い水辺づくりを進め、今庄らしい魅力ある自然風土を築く。また歴史の香り豊かな街道と宿場のまちとして、景観の整備を図り、ほかのまちにはない今庄町独自の顔を形成する。

② 白いロマンのまちづくり

今庄町は、雪のまちである。特別豪雪地帯として有数の積雪地であり、雪による被害も大きく、雪に強いまちづくりを進めるために、雪の積極的な活用や研究を図り、ウインタースポーツや雪のイベントづくりを進めることによって、魅力ある「白いロマンのまちづくり」をめざす。

③ 若々しくすこやかなまちづくり

今庄町は、住みよいふるさとでなければならない。

私たちは、「若々しいすこやかなまちづくり」をめざして、風土の特性を生かした快適で安全なライフステージを舞台に、だれもがすこやかで若々しい意欲にあふれ、高齢者も含めて、みんなが貴重な人材として生きがいをもって参加し、創造していく社会を築く。このため、生活環境基盤、生産環境基盤の整備、スポーツ、レクリエーションの振興、充実などを積極的に進める。また、都市や海外との交流を促進し、産業経済への波及効果を求めるとともに、開かれた自由な空気を醸成する。

④ ロマンあふれる文化のまちづくり

今庄町は、伝説や文学のロマン香るまちである。いま21世紀へ向かって求められるものは、もはや「もの」だけでなく、「ひと」であり、ここらの豊かさである。私たちは、まちづくりの要をひとつずりにおき、郷土に根ざした豊かなひとづくり、文化づくりを進め、「ロマンあふれる文化のまちづくり」をめざす。

⑤ 活力と調和のまちづくり

いま、我が国経済をめぐる環境が大きく変化していくことが予想される中で、今庄町の生産環境の整備の方向を見定め、定住の環境づくりを進めることが求められている。私たちは、山村としてのまちから、若者定住にふさわしい田園都市へと脱皮を図り、農林業の近代化と複合化、新規工業の導入、スキー場の開発をはじめとする観光振興のための環境整備を進めるとともに、相互の連携による農工両立の「活力と調和のまちづくり」をめざ

す。また、都市や海外との交流を促進するとともに各産業の観光性を進め、今庄ブランドとしての特産品の生産流通体制の確立や付加価値の向上を図る。

これら5つを将来像として位置づけ、豊富な水と緑、そして雪とロマンの風土を誇りとして、これを生かし魅力と夢のある創造をめざして、今庄町を「森と水とロマンのまち」と位置づけました。

2) 農村整備による将来像の実現

昭和57年に農村総合整備モデル事業（今庄地区）、農村基盤総合整備事業（宅良地区）、第三期山村振興農林漁業対策事業（旧湯尾村、宅良村、鹿蒜村、堺村）、昭和59年に農村基盤総合整備事業（湯尾地区）、昭和61年に新農業構造改善事業（今庄地区）を取り組み、国・県の御指導を仰ぎながら、現在逐次各種の事業が順調に進展しています。

3. むらおこしを目指して

(1) 地域の特産品によるむらおこし

町ではむらおこしを計るべく昭和60年度より高生産を目指す、三つの委員会を作り、ふるさと三づくり運動を繰り広げてきました。まず土作り部会では、高生産を目指す土作りを、村づくり部会ではふるさとを見直す住みよい村づくりを、特産づくり部会では付加価値の高い特産物の発掘を図り、試作した加工食品について「新しい地域の味」としての評価調査を行うと共に、加工原料栽培の見直し、及び商品化に向けての検討を行っています。

この様な活動の中から、各部会からの答申として、本町には、450年の伝統ある、つるし柿、そばがあるのだから、今一度見直しを行い、大々的にこれらの特産化に向けての加工品の開発を行うことが肝要との意見が出されました。そこで町、農協、農業改良普及所の合同会議を開き、これから対応策を協議し、昭和61年度より本格的に作付体制を行うべく各集落ごとに座談会を行い、住民の方々の理解と協力を得ることとなりました。

表-2 各事業内容

事業名	事業主体	事業内容	事業費
農村総合整備モデル事業 (今庄地区) 着工 S58年	今庄町	ほ場整備、農業用排水施設整備、農業集落道整備、農業集落排水施設整備、営農飲食用水施設整備、用地整備、集落防災安全施設整備、農村環境改善センター整備、農村公園施設整備、農村集落多目的共同利用施設整備	千円 1,624,000
農村基盤総合整備事業 (宅良地区) 着工 S58年	今庄町	農業用排水施設整備、農業集落道整備、営農飲食用水施設整備、農業集落排水施設整備	579,000
農村基盤総合整備事業 (湯尾地区) 着工 S60年	今庄町	農業用排水施設整備、農業集落道整備、農業集落排水施設整備、農業集落多目的集会施設	450,000
第三期山村振興農林漁業 対策事業 旧湯尾村 宅良村 鹿蒜村 堺村 着工 S58年	今庄町 環境整備組合	暗きよ排水整備、農道整備、林道整備、生活改善センター整備、山村広場施設整備 共同駐車場整備	425,000
新農業構造改善事業 (今庄地区) 着工 S62年	今庄町 今庄町農業協同組合 柿生産組合 今庄町転作営農組合	推進事業費、農地造成整備、かんがい排水施設整備、暗きよ排水施設整備、農道整備、農村広場施設整備、構造改善センター整備 穀類等乾燥調整施設整備 農産物処理加工施設整備 大規模営農用機械施設整備	612,730

(2) そばによるむらおこし

① 環境改善センターを起点として

農村総合整備モデル事業の中で、農村環境改善センター設置に当たっては、各界、各層の代表による会議を重ねたところ、センターには、会議室だけでなく特色のある施設を設けて欲しいという意見が多く出されました。

とりわけ現在、転作作物として、そば、大豆の作付があるので、これらを利用した味噌、そば加工実習室等を取り入れた施設がいいのではないかということになったのです。

こうした状況を踏まえて、当施設の内容も産業課内で充分協議した結果、そば、味噌加工調理実習室を配置することになりました。そば加工実習室では、町へ嫁いできた若い主婦の方々に、土地に伝わる伝統のそばのうち方ができるよう、ふる里の味を引き継いで行けるよう指導する場としての実習室を作りました。また、本町は高血圧の方が多く住民の健康管理を図る上で、減塩味噌の



写真-1 農村環境改善センター

普及に務めるため、味噌加工実習室も併せて設置しました。

昭和62年4月に農村環境改善センターが完成し、そば加工実習室は、開設以来、各種団体、グループ、家族の方々が沢山訪れるようになりました。また、国、県の御指導を仰ぎ、そば道場として看板をあげ、広くPRしたことから、これまでの「みる」観光から、豊かな自然の中でゆっくり楽しめる体験型「する」観光へ移行していることを反映して、開設以来18,000名余の来場者が県

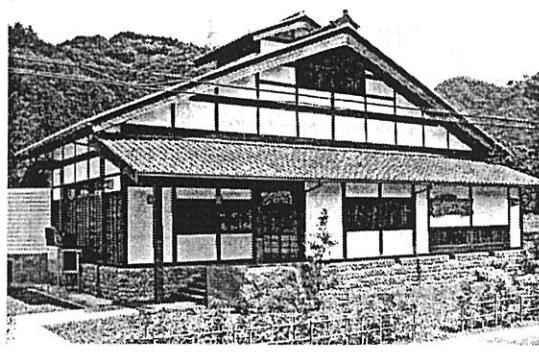


写真-2 今庄そば道場

内外から訪れる様になりました。これは、本町の顔となりつつある「今庄そば」の地位を一層高めると共に、地域住民の生産意欲の高揚に大きく貢献しています。

しかし、更に都市住民とのふれあいの場を広めるためには、既設の道場では狭く、ご来場の皆様方に不便を与えるため、昭和63年に地場産の木材を利用した新そば道場を建設しました。新道場は、和風調の建物として、木造瓦葺き平屋建で50人が一度に体験できる場とし、外には水車も回り、昔をしのんでいただける素朴な雰囲気をかもしだしています。当そば道場では、石臼で丹念にひいた今庄産のそば粉と天然の山芋を使い、入門者に、そばの打ち方を指導しています。

今年の4、5月の入門者は3,264人で、遠くは北海道、広島県より見えています。現在の申し込み状況を見ますと、11月までの日曜日は殆ど満員の状態であり、農村環境改善センターの利用も年々増えるものと予想され、むらおこしの一役をになっています。

② そば生産の拡大

また、今庄そばは北陸トンネルの開通までは、今庄駅のホームで立ち食いそばとして全国に知られ、逸品として有名になりましたが、最近のそばの生産は、地元消費を満たすのみとなりました。この様な状況の中で、水田農業確立対策事業で、転作面積も増加されたため、生産性の高い周年型農業（麦の後作にそば）の推進を図りました。この結果、昭和63年度転作配分面積91.6ha、転作実施面積84haの内、そばの作付面積は60ha（約71%）となるなど、年々農家の方々の理解が得られているのが実情です。これからは、水稻刈り取り後にそばの作付



写真-3 そば道場での高校生の体験入門

を行っていきたいと考えています。

そばの刈り取りは、今庄町転作営農組合が全面受託し、普通型コンバイン1台（平成元年度に1台購入予定）を装備し、農協のライスセンターで乾燥調製、石抜きを行い出荷しています。農家に対する補助は、町単事業として周年型農業（麦+そば）の集団化実施集落に対して10a当たり5,000円、そばの集荷に対しては、農協買入価格1俵（45kg）15,000円ですが、町より5,000円、農協より5,000円の上積み助成を行い、今庄そばの生産拡大を図っています。また、昭和62年に農協が事業主体で、つるし柿、そばの集荷加工施設を建設し、今庄生そばの商標登録を取り、昭和63年4月より生産稼動をしています。

このほか、県内外のイベント等にも参加すると共に、郵便局等を利用して全国に宅配セットで送り出しています。昭和63年実績では10万食が各地に出荷され、販売額は3,700万円となりました。平成元年は30万食の売上目標を定め、老億円のブランド化達成を目指しています。

なお、農協では、そば、つるし柿にかかる収支を特別会計で処理し、当会計剰余金は特産物生産奨励金として、生産農家に還元し、農家所得の向上を図っています。

(3) 柿によるむらおこし

柿は昭和61年から昭和62年にかけて、既存樹の整枝剪定を行うと共に、毎年優良品種の接木更新、500本の新植を行い、隔年結果の解消と生産倍増計画を実施しています。

つるし柿は、季節商品であるため、正月が過ぎると商品価値がなくなるという現状から、出荷調整もかねた加工品としての研究を昭和55年から行ってきました。そして昭和59年秋、ようやく、つるし柿にゆずをはさみ、羊かん状に固めた「柿の茶屋」、つるし柿を5個真空パックにした「柿の宿」の商品化に成功し、年間を通して販売できるようになりました。特に「柿の茶屋」は、平成元年2月10日全国ふるさと食品コンクールにおいて農林水産大臣賞を受賞しました。昭和63年の出荷状況は、連つるし柿（一連100個）80万個で、「柿の宿」（5個入り）2,470袋、「柿の茶屋」（4,550本）の販売があり、年々増加の傾向をたどっています。

(4) 雪によるむらおこし

また、本町は雪の町であり、雪の利用と恵まれた自然環境を生かしたふるさとづくりを目指すため、森林リエーションやスキー場を備えた鉢伏山一帯の開発整備計画（通年型）を策定し、現在実施しています。そば道場や宿場町の歴史散策、夜叉ヶ池登山等を連係させた観光立町としてふるさとづくりに取り組んでいます。

鉢伏山一帯のリゾート開発は、120haのスキー場を中心とした開発で、自治省の「ふるさとづくり特別対策事業」の採択を受け、丹南伝統工芸の里づくりプロジェクトで「今庄シーサイトハイランド整備事業」によって観光客誘致、産業の活性化、若者が定着する活力ある町づくりを目指しています。

第1期計画として平成元年度からスキー場の建設が本格的になり、平成2年度に一部オープンの予定です。第2期計画は平成4年から平成7年までの期間ですべて工事を完了する予定です。

山頂からは、日本海が一望され訪れていただく方々に雄大なロマンが開かれるものと思われます。交通条件も北陸自動車道今庄インターチェンジから約12kmと近く、

福井県を代表する一大観光地域にしたいと考えています。

今、本町は暗いイメージを一新させるため、町をあげての大事業に取り組み、過疎脱却にむけて前進をしています。

4. 農村整備事業等今後の

取り組みについて

本町は、農村整備事業の着手から7年を経過し、順調に事業が進展していますが、当初の計画時においては、事業費の枠の設定等により、住民の要望がすべて取り入れられなかつたため、未だ多くの問題が山積みしています。

特に、生活環境の整備が都市と比べて遅れていることから、農業後継者の確保、嫁不足の問題等が大きな課題となっています。農村においても都市的生活様式になり、家庭内から放出される生活雑排水の悪臭等、非衛生的であるため、集落排水施設（処理有り）の整備を図り、快適な農村を作る必要があると考えられます。また、本町の特産であります“そば”は、転作水田での生産を行っていますが、湿田が多く、収量も低いため、今後これらの問題に対処すべく暗渠排水等を行い、収量の増加を図っていかなければならないと思います。

こうした状況を踏まえて、農業生産基盤、生活環境基盤、生活環境施設を総合的に整備し、近代文化農村の建設を図り、快適な生産生活が営まれるよう、長期的視野に立って、地域の特性を生かした総合的な整備を図っていく必要があると思います。

本町では、自治省のふるさとづくり特別対策事業の採択を受け、豊かな自然を生かし、周年型観光開発（今庄シーサイトハイランド整備事業）の大型プロジェクト事業に取り組んでおりますので、関係の皆様方のご指導ご援助を賜りますよう、お願い致します。

若者の定住する活性化社会の創造に向けて

須 佐 昭 三*

1. はじめに

〈ゆきぐに入広瀬〉

天気予報のアメダスは、降雪状況を報道する。「新潟県入広瀬村では、昨晩に1m76cmの積雪がありました。大変な豪雪です……」驚きの表情がテレビ画面に見える。59年豪雪1月11日あさのニュースである。この報道をみた九州地方の、ある町長の見舞いの電話は「……本当に大変ですね。災害はありませんか、信じられません……しかし、よくそんなところに人が生活出来ますね……」後段は、誠に失礼な電話の口上とも受けとられる。「雪国です、決して心配ご無用です。道路交通も確保されています。入広瀬には縄文時代から的人類生存の歴史があります。数千年の昔から、雪の降らないことの無い私共の地方です。雪と共存しています。雪は水の結晶です。私共の財産ですよ……」このような応答があった。

〈青年との対話〉

「あなたは、新潟のどこの出身かね……」

「ハイ、長岡市の近くです…」

「君は、どこの出身かね……」

「ハイ、私は上越の沿線、小出町の近くです……」

二人の青年は、決してふるさとを「……入広瀬です……」と語ろうとしない。それは「入広瀬」という文字がテレビ報道の活字に見えるときは、豪雪の話題等に限られ、明るい話題というものがない。若者が到底、誇らしく、ふるさとを語ることなど考えられるものではなかった。

この会話は、昭和50年代前半、Uターン青年との対話

の際に、しみじみと語った都市生活における若者の述懐である。

〈ふるさとに誇りを〉

若者達は勿論、村人がふるさとを胸を張って話題にできない。それは、明るい話題はもとより、地域社会の将来に展望もなく、豪雪山村の代名詞が「入広瀬」ということであっては、ふるさとを自信と誇りをもって語るなど不可能なことである。

若者定住、地域おこしという行政の指標も、先ず村人が「わがふるさとは入広瀬です……」と語れることが先決要件であった。

〈「雪は資源なり……」〉

窒息するような「冬ごもり」に似た暗い雪国の生活からの逃避が過疎の最大の原因といえる。雪が地域活性化の資源として捉えられるような施策の展開が村人に誇りと自信を育くむ。そのためには、まず「克雪」である。克雪という課題は、冬期間の完璧な道路交通を確保することで、冬ごもりからの解放を意味した。

次は、利雪である。

その一つは、雪は水資源であることである。氷の結晶が雪である。村域の積雪量は約15億m³、水に換算して約7億m³。これは大変な資源であると考えれば、膨大な財産であるともいえる。

その二つめは、豪雪地なるが故に、描かれるリゾート開発計画である。積雪期間が、他よりも長いことを利点に、多くの人々の訪れを期待する「リゾート利雪都市づくり」を実行に移すこと。

そして第三点が遊雪である。

* 新潟県入広瀬村長 (すさ しょうぞう)

雪は「いやだ……」という村人の「いや」な雪を遊びの対象として都市との交流を実行しよう。逆転の発想である。これが「雪おろしツアーダ遊雪祭り」として実施され、既に6年を経たが、現在は、雪国市町村の殆どが遊雪イベントを企画し、競い合って実施されている。かくして村民の感覚にも過去の雪国特有の暗さというものが払拭され、加えて明るい話題性の提供は「誇れるふるさと」への転機となった。

更に「利雪ダム構想」の具体化も検討されている。

2. 社会資本の整備

〈首都圏は通勤圏域に〉

新幹線で2時間、「列車で1時間30分、新幹線浦佐駅まで車で30分」関越自動車道で3時間30分。

首都圏は近くなった。正に通勤圏域であるという説明も所要時間だけで考えればうなづける。

川端康成先生の小説、雪国は「暗い長いトンネルを抜けると、そこは雪国であった……」と詩情豊かに表現されたが、現在は「……谷川連峰直下の明るいトンネルを抜けると、そこは雪国ユートピアの里があった……」と、いわれる如く激変した。

〈社会資本の整備効果を自分のものに〉

最近「東京都湯沢町」という表現で地域社会の激変を報道している。しかし、手を拱いても私共の地方にまで変化の訪れは望めない。しかし、その変化を生み出すために社会資本整備の恩恵を自分のものにする努力が急務である。

3. むらの政治は

- 第一点は、村民生活の周辺にあるニーズに応える。限り無く山積する住民の政治に対するニーズには明快な答案を示すこと。

- 第二点は、明るい地域社会の展望を語ることである。私は、利雪都市の創造を語り、身近かな若者定住条件の整備を現実のものとして実行に移すことで、お茶の間

に明るさを提供した。

4. わが村の地域おこし、そのあゆみ

その要点は、

- 昭和26年、新農村建設計画の策定と、その実行。戦後荒廃した農村で、住民は村政に何を求めたか。それは「腹一杯めしを食べたい……」ということであった。新農村建設は、水田100ヘクタールの開拓事業を基軸に推進した。当時、米の供出割当は300俵(60kg入)。現在は、開拓事業の成果もあって1万1千俵余の産米が出荷されるに至った。

- 昭和52年、「発展と調和へのビジョン」と題する行政基本構想

あらゆる国県の制度政策を導入し、地域活性化のため、良かれと判断する施策の果敢な実行を期することとした。

私の村長就任は、昭和50年5月である。爾来、農林関係諸補助事業だけでも、その投資総額は、概算50億円余となり、総ての分野に亘り村民生活環境は大きく変化した。

- 昭和55年に「若者の定住するふるさと造り」と題する行政基本計画策定

先ず第一点、若者が定住するため何をなすべきか、私は村民との対話に際して率直な回答を求めた。それは極めて単純明快な問題提起である。

その一つが、働く場を整備拡大してほしい。

その二つめが、若者が健康な汗を流せるレク施設を整備してほしい。

その三つめが、農地の基盤整備である。農地を棄てたら村落形成の基盤を失う。農村の灯を守るために農地を守ろう。そのためには基盤整備が先決条件である。

そして第二点は、都市と同様の生活環境を整備すること。

第三点は、高福祉の里づくりである。

- 昭和59年「若者の定住する活性化社会の創造」と題する行政構想を策定。

その骨子は、第一点に若者定住条件の整備充実。第二点に高福祉の里づくり、そして第三点に、美しい文化の

里の創造である。

「利雪都市づくり」を前面に若者が誇りをもって、ふるさとを語れるため、遮二無二の取り組みが進められている。

5. 政策以前の私の行政手法

●政策の選択であるべき厳しい選挙戦は、政治姿勢を定かなものとする。私は、中央政界の政治抗争のあおりを受けて、再三、厳しい選挙戦を体験している。

そのなかで、三つの誓いと三つの約束がある。

三つの誓いは、社会的公正、実りある対話、そして実行であり、三つの約束は、健全財政の堅持、計画的な村づくりそして和の政治である。

62年度決算統計に示された財政構造等の県下市町村平均との比較は表一のとおりである。私は入広瀬村の、この行財政水準を継続坚持する方針である。

●いま一点、私は政策以前の行政手法に、次の三点を持論としている。

その一つは行政の先取り、即ち、国県の諸制度で入広瀬に適用される諸施策を先取り実行しようとする姿勢が大切であることを常に強調している。

その二つめは、諸制度を自分のものにして実施に移すこと、即ち、霞ヶ関庁舎で成案された制度要綱は、豪雪山村を基準としている筈はない。制度を斜めに見て地域社会に適応する事業に修正、加工して実施すること。本村には、国県の制度、そのもので整備された施設は、殆ど皆無といえる。

その三つめは、ゆうの効用論である。昨今のリクルートに見るような、官民ゆうは絶対に許されない。私の主張するゆうの効用論は、農山村地域の活性化には、民間活力の活用が不可欠である。即ち、若者の雇用安定、経済活性化のため自治行政と企業の緊密な提携こそ、最も配慮すべきことであるという持論である。

6. 若者定住と活性化社会の創造にむけて

●若者定住、地域活性化のための施策は音葉の遊びで

表一 村の財政収支（昭和62年度）

(歳入)

区分	県市町村平均	下村均	入広瀬村	県下市町村平均を100とした指数	附記
市町村民税	円 97,771		円 89,162	91.2	
国県の支出金	34,743		79,475	228.8	
地方交付税等交付金	62,502		337,951	540.7	
その他歳入	69,834		205,821	294.7	
計	264,850		712,409	269.0	

(歳出)

区分	県市町村平均	下村均	入広瀬村	県下市町村平均を100とした指数	比率		
					県平均	入広瀬村	順位
経常的経費	円 184,211	円 448,654	円 243.5	% 76.1	70.1	16/11	
うち公債費	29,740	91,448	307.5	14.7	11.5	15/112	
建設事業費	73,589	205,627	279.4	—	—	—	
計	257,801	654,281	253.8	—	—	—	

はない。また、不毛な政治の争いでもない。中央政界の政治勢力の争いに埋没させてはならない。住民は何を求め、そして行政は何をなすかである。

多数合意のなかで、良かれと判断することは果敢に施策を実行に移すこと。誤りがあれば修正する。

よく、住民の参加意識が話題にされる。昨今は、ふるさと創生一億円の使途について諸々の論議が見られるが、私の村づくりの指標は定められている。

我々が、現在進めている諸施策の総てが、ふるさと創生であるという信念から、普通財源のなかの一億円という認識で既定の事業財源に充当することとした。

即ち、一億円は「……奇なるをもって勝つ……」財源とはしなかった。

●若者が誇りと自信をもって、ふるさとを語ることがふるさと創生の原点である。「若者よ、ふるさとに帰れ……」と声を大にして呼びかける。そのためになすべきことは何かを問い合わせ、その答案を具体的に示した。

重点施策の第一、若者定住のために

その第一点は、就業の場の拡大である。

●安定雇用の場がなければ帰れない。村長就任と同時に民地を買収し、農村工場用地を造成し、企業の進出を求めた。幸い、三企業の進出があり、更に、一昨年U

ターン青年による、きのこの一棟が、同団地に立地した。企業の努力もあって、いずれも工場増設が相次ぎ、躍進の一途にあることは大きな喜びである。

63年工業統計に見る諸数値は表-2のとおり。

●しかし、それだけで若者の雇用拡大は解決されない。具体策も示さず、手を拱いていても前進はない。一つの手法として「工場アパート構想」を提言した。

幸い、県政で「地域バイタリティー育成事業」が提示され、一億円の無利子融資が制度化した。私は、この制度を活用して工場二棟を建設し、企業にリース貸与することで成案したが、地方自治体が一般工場を建設し、民間企業に貸与することに対し、一部に異論もあった。しかし、山村にバイタリティーを育くむためには、工場立地が最善の方途であるという主張が認められ、実現した。リース料金で借入金は返済されてゆくので村財政に影響は全くない。

私は、県、国に対し、あらゆる機会を捉え、農村にリース工場の建設助成策の実現を求めてきた。それは県等の主催する講演会等の講演内容で衆議院、農林水産委員会の参考人、意見陳述で(昭64.4.3)、自由民主党県議団に対する講演で(昭63.3.17)、幸い、昭和63年度、県予算(農林水産業費)にこの制度が発足した。私は、こ

表-2 農村工業団地の実績

区分	製造品目	従業員数	売上高	附記
工場団地A工場	衛生医療品製造	23	183,770	
〃 B工場	プレス加工	16	114,720	24.9%
〃 C工場	土工用アニカーバイイズフィルター	7	176,200	
リース、工場(3)	自動車サービス	57	404,000	21.2
その他工場		144	1,024,550	53.9
計		247	1,903,240	100

表-3 若者就業センターの実績

区分	規模 m ²	建設事業費	財源			従業員数	附記
			起債	補助金	村費		
第一若者就業センター	865	68,700	64,600		4,100	31	
第二若者就業センター	500.3	59,500		22,500	37,000		
下請センター	714	64,920	14,800	29,950	20,170	28	
地域バイタリティーセンター		74,450	58,600	6,910	8,910		
計	2,079.3	207,570	138,000	59,390	70,180	59	

し、更に各集落に体育館を建設し、村民各層が健康な汗を流せる場の整備を完成させた。

これ等の施設を整備した後に余談がある。

●全国的に著名な大学のF教授は学陽書房から刊行した著書のなかで本村の総合文化スポーツセンターをとりあげ事実と大きく異なる論述をした。

「……夏場は東京の大学生をあてにして合宿で人を呼ぶ……（中略）……合宿が終われば利用する者も少ない。スポーツセンターの58年利用者は、のべ1万3千人弱である。合宿での利用者を考えると地元の人は殆ど利用していないことがわかる。57年入広瀬村は「スポーツ村宣言」を出した。これにより村にはスポーツへの関心は向上したのではあるが、実際の現情を見ると疑問を投げかけざるを得ない……」

私は入広瀬村民の名誉のため断じて許せない記述であると謝罪と文章の速やかな修正を要求した。

「……正に世間でいうペニの暴力である。書けばよい、売れればよいというものではないと思います……」とスポーツセンター年間使用者統計表を添付し、「書けばよい、学者はそれでよいかもしれません、書かれた側に立って考えたことがございますか…中傷誹謗もここまで書かれますと、もはやあきれて言葉もありません……」

この厳重な抗議に対し、F教授から謝罪文と来庁しての詫びの挨拶があった。

「この度は、私の勉強不足のため、貴村ならびに須佐村長を始め皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫びいたします……深く反省いたしております。誠に申し訳けありません……」原文のまま…以下略。

しかし、単行本として発刊された書籍は悠久に残る。

いつの日か、その書籍が後世の人に読まれたとき、本村の名誉は傷つけられたままであることを思うとき、本当に残念でならない。

そして第三点は、農地の基盤整備である。

●農地の放棄は集落の灯を消すことである。即ち、父祖伝來の農地を放棄することは、村落の崩壊を意味する。農地を守ることが若者定住の前提である。そのためには、生産性の高い圃場に整備することを不可欠の課題として捉えた。

昔ながらの農地条件では若者は農地を継承しない。

圃場整備を実施することが緊急必須の施策であるという認識で、50年村長就任後、直ちに農地基盤整備促進条例を制定し村財政支出の基準を明確に示した。

圃場整備事業に対する財政支出は表-4のとおりである。

かくして昭和62年度には一部地すべり地域等を除き全区域の圃場整備事業を実施することができた。これは正に村制百周年の歴史のなかで特筆されるべき快挙であると思う。

63年度末までの成果は、表-5のとおりである。

●農地負債整理援助制度の創設

圃場整備事業の実施は、土地改良区の負債となって関係農民の債務は巨額のものとなった。

例示すると表-6のとおり。

10アール当たり年賦償還金は最低7,600円、最高は87,000円である。10アール当たり5~8万円余の負担は米価の推移、義務転作等の厳しい現情から、到底堪えられるものではない。

あらたな施策の構築が必要であるという認識で、私は昭和56年2月定例村議会で新規施策に言及し、農地整備に係る負債整理の必要性を訴えた。そして、村民対話の際にも具体案を提示し、村民の合意形成を経て昭和59、60年度2ヶ年で合計6千万円の基金を設定した。農地負

表-4 圃場整備事業に対する財政支出

区分	村費補助基準	附記
国費助成事業	補助金、融資残の50%	
県費助成事業	同上 の 60%	
村費助成事業	基準事業費の 50%	10アール以上

表-5 圃場整備事業の実績

区分	面積	累積投資事業費	附記
国費助成	109.81ha	794,791千円	
県費助成	19.00	138,920	
村単独助成	72.80	109,047	
計	201.61	1,042,758	

表-6 圃場整備事業と住民負担

区分		県単芹谷内 1.64 ha		地すべり関連沢田地区 1.15 ha	
		事業費	内面10アール当り	事業費	内面10アール当り
総 事 業 費 千円		24,048	1,466 千円	42,630 千円	3,703 千円
内 訳	圃場整備費 %/千円	65.1% / 15,655	955	45.9% / 19,559	1,699
	道路工事費 %/千円	12.8% / 3,078	188	40.7% / 17,372	1,509
	用排水路工事費 %/千円	22.1% / 5,315	324	13.4% / 5,699	495
土 地 改 良 区 起 債		12,690	774	12,750	1,107
内面10アール年賦償還金		—	54	—	87

債整理援助基金条例の制定である。

圃場整備事業の概ね完了した昭和60年12月、この基金財源を充当し、10アール当たり平均年賦金22,700円を上回る元本4,270万円を村土地改良区に補助金として交付、繰上償還を実行せしめた。

この年賦金であれば、概ね上質米1俵程度であり、これならば農地の流動化も可能である。また、若者が農地を継承するにしても、対応可能な額といえる。

●農林漁業金融三法の改正案審議で、衆議院農水委員会参考人意見陳述

この本村独自の資産が国政の場での意見陳述となった。農民の負債を放置することは、農村の崩壊を招くことになる。償還援助の施策を訴えた。また、県議会でも本村の施策を例示し、県当局の見解が質された経緯にある。

●行政訴訟の提訴

この負債整理施策の予算、条例の審議に参画し、採決で反対した議員2名外、住民1名が、この補助金支出は公益性が認められないから、村長は個人の責任で支出金額を全額弁済せよという行政訴訟が提訴され、新潟地裁が2年有余の審理を経て63年5月、被告完全勝訴の判決があったが、原告はこれを不服として東京高裁に上訴していた。しかし、結果は新潟地裁の判断どおり去る5月31日控訴棄却となった。

負債整理施策を実行してからの対話の際に、年老いた農夫が合掌し、「村長、有難う……」という心からの感謝の言葉に接したときのことを忘れることができない。

國も土地改良事業に係る農林漁業資金償還円滑化対策を実行するに至ったが、融資三法改正に際しての国会審

表-7 農林道の舗装計画

区分	計画 延長米	63年まで実績		平成元年計画		累計当初 計画 延長米
		延長米	比率%	延長米	実施率%	
補助事業	5,309	3,274	61.7	600	73.0	1,435
直営事業	8,000	3,926	49.1	1,300	65.3	2,774
資材支給事業	24,108	20,097	83.4	5,100	104.5	(+) 1,089
計	37,417	27,297	73.0	7,000	91.7	3,120

議に本村施策を事例にあげての質疑等が重要な審議資料となつた。

●農林道舗装 6ヶ年計画の策定と実行

山間地の水田は急傾斜地が多い。また、渓谷沿いに所在する農地は圃場整備を実施しても農道が砂利道であつては農業機械の搬出入が容易でない。圃場内道路を含めて舗装道路が必須条件であった。

昭和59年、私は「農林道舗装 6ヶ年計画」を策定し、全村域の農林道舗装を実施に移すこととした。

幸い地域の協力もあって、概ね順調に実施され、平成2年には当初計画を完成する(表-7)。

重点指標の第二、都市並みの生活環境

若者が誇りと自信をもって定住できる環境を整備しなければ、ふるさと指向は望めない。

即ち、都市生活に憧れた若者には、昔同様の生活環境のなかに定住することは期待できない。都市以上の生活条件を整備することが急務である。

その一つに道路等、社会資本の整備

その二つめに下水道の整備

その三つめに生活環境の美化整備である。

先ず、その一つの道路等社会資本の整備のために

●国県道の整備を推進した。特に集落を接続する主要道路は総て「県道」に移管した。村の財政負担の軽減と冬期道路交通確保のためである。

●昭和50年、村長選挙に際し私は公約した。

「速やかに各戸の入口まで舗装道路を整備すること……」

この約束は5ヶ年で達成した。そして、次に無雪道路の確保である。生活幹線道路の無雪化は拡大し、必要路線の約90%を実施するに至った。平成3年には100%達成する。

●レク都市開発推進のための県道整備も大きな課題である。

諸制度を活用し、早期実現のために必要な取組みを進めたいと思っている。

第二点の下水道の整備は順調に実施に移された。

東京都の下水道普及率は82%，新潟県下の平均は14%（62年末）と報ぜられているが、昭和63年末、本村の普及率は約83%である。私は、平成4年度には全村域の95%に完璧な下水施設を整備したい計画であり、国費助成事業の対象とならない地域には村単独で「小規模下水施設整備促進条例」を制定し、2～3戸共同処理で事業実施を進めている。

●農業集落排水整備事業の本村実施概要は表一8のとおり。

●「水清き流れを（破間川）止めたのは私共の責任……」戦後、上流地域での発電用水確保のため、村落の中央を流れる破間川は、生活雑排水の流入等もあって汚濁の激しい河川となつたが、この集落排水事業の実施は、流量は少なくとも漸く清き流れを回復する。

その第三点の生活環境の美化整備は、

●道路修景美化条例を制定した。一つの峠を越え、村落を通過するとき、道路沿域が美しく整備されている風景が点在すれば、旅する人々の心は安らぐ。

昭和52年、この条例を定め、5ヶ年計画を2回、10ヶ年で国、県、村道沿域の空地にミニ公園を整備した。

道路予算に「環境整備費」を設け、通常的な除草等は若干の委託費を支出し、老人クラブに協力をお願いした。幸い沿線のミニ公園は美しく管理され、通過する人々に

表一8 農業集落排水整備事業の実施状況

地区	対象戸数	事業費	進捗率	附記
	戸	千円	%	
穴沢	551	1,138,160	99	平成元年竣工
大白川	83	296,450	99	平成元年竣工
横根	84	406,000	—	平成元年着工
計	718	1,840,610	—	

注：事業費には住民負担は一切求められていない。

は大変好評である。

●「すぐやる予算の設定」村民生活をとりまく環境美化等には、往々にして既定の施策、予算では対応出来ない分野での要望がある。生活周辺の用排水の処理、障害物件の除去、その他諸々のニーズに応えるため、私は「すぐやる予算（生活環境整備費）」を設定した。

それは、村落全体の美化は勿論、行政に対する信頼のため、即ち、行政は直ちに対応するためにも大きな役割を果たしている。

●「わが村は美しく、内閣総理大臣賞」受賞

村落全体の美化、圃場整備事業等農地条件の整備、下水道施設の普及等々が認められ、昭和61年度に於て内閣総理大臣賞を受賞した。

次に重点指標の第三、福祉の里づくりのために

●昭和50年、村長就任後、直ちに「社会福祉条例」を制定した。

福祉もまた、言葉の遊びではない。いかに実行するかである。「百の宣言ありとも一つの政策実行無きところに政治は無い……」という戒めのとおり、福祉施策には特に留意すべきことと思う。

●入広瀬村が国県の施策以外に行う福祉事業については条例に項目を指定し実行することとした。県下112市町で類例のない高福祉の里づくりを実践するため「福祉村を宣言」して諸施策を推進している。

県下では、市部を除き町村では最も早く老人福祉センターを建設し（昭和52年）福祉の拠点として整備した。例示することは省くが、条例に規定する独自の施策は32項目に及ぶ。

●百歳達成者慶祝金給付事業

村制は百周年を迎えた。私は昨63年10月定例議会に選舉公約である福祉充実の一つの提案として、百歳達成者

に百万円の慶祝金を支給する制度を提案し、成立を見た。老人層から大変歓迎されている。

● 福祉基金の設定

昭和51年、福祉村宣言と同時に「福祉基金」を設定した。

村社会福祉協議会を福祉法人に改め（昭和52年）その運営活動費は、この基金収益金を充当し、施策の後退なきよう措置している。基金は現在6千万円である。福祉施策は発足すれば後退は許されない。

● 福祉の里づくりは

その一つに、扶助する福祉

その二つめに、健康を守るための施策

その三つめに、住民の負担軽減措置

入広瀬村の福祉施策は、この三点に要約し実行されている。

その一つ、扶助する福祉は前段述べたとおりである。

その二つめに、健康を守るための施策には健康検診の充実、辺地医療の整備（三ヶ所の辺地診療）そして国民健康保険の八割給付がある。

国保八割給付の全面実施は、県下では入広瀬村のみである（全国に四ヶ町村）。法定七割給付との差、一割分の医療費は一般会計で支弁することとしている。

平成元年度予算に見る医療関係特別会計に支出する一般会計よりの繰出金予算は、表-9のとおりである。

この村民の健康管理に直結する特別会計に繰出す一般財源5,021万円の金額は、個人村民税徴収見込3,495万円に対し、143.7%に相当する。

その三つめ、住民負担の軽減は、税以外の住民負担を求めるとしている基本的な考え方である。

● 公共的施設の管理等は、往々にして集落負担となっている。本村は建設費用は勿論、一切の住民負担を求めることはしない。なお、下水道施設にも各戸負担は求めない。

税外負担軽減のための基金設定は次のとおり。

基金設定による恒久的な負担軽減措置（表-10）

7. ふるさと創生

● 竹下前総理が「ふるさと創生」という政策目標を古

表-9 医療関係特別会計への繰出金（平成1）

区分	総数	人口一人当たり	
		千円	円
国民健康保険	29,890		11,863
老人保険予算	7,210		2,865
直営診療	6,560		2,606
辺地診療	6,580		2,614
計	50,210		19,948

表-10 公共施設管理のための基金

区分	基 金	収 益 予 算	負 担 軽 減		附 記
			1戸当り	1人当り	
地域づくり振興基金	222,000	10,700	15,970	4,280	
福祉基金	60,000	2,890	4,310	1,156	
農業共済救助基金	30,000	1,450	3,625	550	
文化スポーツ基金	90,000	4,340	6,480	1,736	
克雪対策基金	11,000	530	790	212	
負債整理援助基金	14,700	—	—	—	
財調基金ほか	320,360	—	—	—	
計	748,060	19,910	31,175	7,934	

注：収益予算は平成元年当初予算を示す。

めせば、各省庁共、遅れてはならずと競い合って関連する施策を発表する。

私は、わが入広瀬村が今日まで推進してきた一連の施策は「若者の定住するふるさとづくり……」であり、これを推進することが「ふるさと創生」であると確信し取組みを進めている。なお、村単ふるさと創生事業に相当する地域おこし実験事業が、既に二次に亘り実施されている。

● 山菜共和国

一村一品運動が提唱されているが、私は一村三品運動である。それは山菜、木工品、そして美味しい越ひかり。

都市との交流を進めよう

地場の産業を発展させよう

そして、老人の生きがい対策を充実しよう。

この三点を指標に昭和55年、県下で最も早く「ふるさと入広瀬の会」を発足させ、そして翌56年、全国32番目のミニ独立国として、山菜共和国を建国した。現在、村外国民1,500名余、数々のイベントを継続し実行しつつ地域活性化に大きな役割を果たしている。イベントは一回限りの線香花火に終ってはならない。年々新鮮な感覚

で企画し継続することが絶対の要件である。

8. 行政は無限

- 村制百周年記念事業として中国との青年国際交流事業も実行に移されて既に三年余、その成果は大きい。
- 入広瀬村という厳しい環境の中で、何処の町や村よりも優れた生活環境を整備し、活力溢れる利雪の都市を創造したいとする行政指標は、住民の和衷協力で必ず

や達成されるものと確信している。また、しなければならない。

そのためになすべきことは何か、常に無限の課題を求めて思索を続けたい。

地方自治行政は住民のお茶の間に直結している。

住民の年の瀬の語らいに「今年はまた、おらが村も、このようによくなつた……」と語り合って戴けることを念願して……

事務局通信

農村計画研修集会も今回で11回を迎えた。部会の研究会として行っていた時期を加えると20年近い歳月がすでに流れていることになる。この間、現場で様々な工夫・努力されてきた方々には、ここ数年の農村計画に関する関心の高まりは喜び以上のものがあるのではないだろうか。

農業工学研究所で昭和63年11月に開催した農村整備推進シンポジウムには348名の参加があった。参加された方々はお感じになられたと思うが、市町村をはじめとした熱気は、これまでにないものであった。農村計画が画期を迎えており、その実感は強く伝わってきた。

こうした中で、今後の研修では、より現場の要望を反映したものにしていく必要を痛感しているこの頃である。

昭和63年度は第10回現地研修集会を宮城県仙台市で開催したが、宮城県をはじめ東北農政局、宮城県土連、その他現地見学等に関して市町村にも御協力をいただいた。お陰様で大変盛大で実り多い会となったことを御報告を申しあげる。

また、弘前大学での農業土木学会に際して開催した総会および討論集会にも多数の学会員の参加が見られた。今後は研修集会同様討論集会の充実を併せてはかっていきたい。

なお、事務局体制に変更があったのでお知らせする。4月に事務局長の今井敏行が農業研究センターに異動し、後任として有田博之が担当することになった。不慣れな点もあると思うが、よろしくお願いしたい。

平成元年度農村計画研究部会総会資料

1 昭和63年度活動報告（案）

①第10回現地研修集会の開催（農村計画学会協賛）

テーマ：「ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて」
——農村景観の整備と創出——

日 時：昭和63年7月20日 研修集会

21日 現地見学会

場 所：仙台市 電力ホール

参加人員：研修集会：721人

現地見学会：365人

懇親会：371人

②研修集会テキスト兼部会誌の発行

農村計画 Vol. 17, No. 1 (No.35)

昭和63年7月20日発行

③総会および討論集会の開催

日 時：昭和63年7月28日 15:00～17:00

総会 (15:00～15:30)

(1) 昭和62年度活動報告および決算報告

(2) 昭和63年度事業計画、予算

(3) 役員体制

討論集会 (15:30～17:00)

テーマ：「土地分級研究の系譜」(星野 敏氏：岡山大学)

場 所：弘前大学 農学部

参加人員：65人

④常任幹事会 4回

5/16, 7/18, 10/12, 1/10

2 昭和63年度収支決算（案）

（収入）

前年度繰越金	549,348
農土学会交付金	100,000
農村計画学会協賛金額	100,000
第10回現地研修集会繰入金	200,000
雑収入	12,054
	961,402

（支出）

会議費	63,390
通信費	57,790
事務費	152,060
次年度繰越金	688,162
	961,402

3 平成元年度事業計画(案)

①第11回現地研修集会

テーク: 「農村計画の活性化をめざして」
——リゾート整備と農村振興——

日 時: 平成元年 7月 20日~22日

場 所: 新潟県民会館大ホール

②研修集会テキスト兼部会誌

農村計画 Vol. 18, No. 1 (No.36) 元年 7月

③討論集会

テーク: 「東南アジアにおける農村開発の現場から」

日 時: 平成元年 7月 27日

場 所: 東京都 東京農業大学農学部

4 役員体制

(1) 役員一覧(平成元年 6月 1日現在)

部会長 高須 俊行 東京農業大学農学部教授

副部会長 安富 六郎 東京農工大学農学部教授

監事 中川昭一郎 農業土木学会専務理事

事務局長 有田 博之 農業工学研究所農村整備部
室長

事務局 加藤 克明 農業工学研究所農村整備部
主任研究官

事務局 松尾 芳雄 農業工学研究所農整備部
主任研究官

① 幹事 アイウエオ順 ○本年度常任幹事

○青木 登 全国土地改良事業団体連合会技術開発
部長

青野 俊一 若鈴コンサルタンツ(株)

○穴瀬 真 東京農工大学農学部教授

老岐 国男 新農村開発センター

五十崎 恒 岐阜大学農学部教授

○今井 敏行 農業研究センタープロジェクト
第5チーム長

上原 彰夫 (株) チェリーコンサルタント

内田 幸一 太陽コンサルタンツ(株)

○梅田 安治 北海道大学農学部教授

○岡本 雅美	岩手大学農学部教授
○荻野 芳彦	大阪府立大学農学部助教授
翁長 謙良	琉球大学農学部教授
海田 能宏	京都大学東南アジア研究センター教授
加来 研	佐賀大学農学部教授
金木 亮一	滋賀県立短期大学農業部助教授
紙井 泰典	高知大学農学部助教授
輕部重太郎	茨城大学農学部助教授
河原田禮次郎	鹿児島大学農学部
木村 和弘	信州大学農学部助教授
黒田 昭	山形大学農学部助手
○河野 英一	日本大学農獸医学部助教授
○小林 和行	国土庁地方振興局農村整備課課長補佐
○駒村 正治	東京農業大学農学部助教授
佐久間泰一	筑波大学農林工学系講師
佐藤 照男	秋田県立農業短期大学助教授
佐藤 晃一	愛媛大学農学部教授
○佐藤 洋平	筑波大学社会工学系助教授
千賀裕太郎	東京農工大学農学部助教授
○高橋 強	京都大学農学部教授
○田口 高士	農林水産省構造改善局整備課課長補佐
堤 聰	北里大学獣医畜産学部教授
富樫 千之	宮城県農業短期大学講師
○富田 正彦	宇都宮大学農学部教授(農村計画学会)
長島 守正	日本大学農獸医学部助教授
長堀 金造	岡山大学農学部助教授
野村 安治	鳥取大学農学部教授
長谷部次郎	弘前大学農学部教授
畠 武志	神戸大学農学部助教授
樋浦 道夫	(社) 地域社会計画センター
広瀬 慎一	富山県立技術短期大学助教授
広瀬 威士	北居設計(株)
福櫻 盛一	島根大学農学部助教授
○藤沢 和	明治大学農学部助教授
星川 和俊	信州大学教養部講師
細山田健三	宮崎大学農学部教授
松田 豊	帯広畜産大学畜産学部教授
○松村 洋夫	農村開発企画委員会主任研究員
○松本 政嗣	農林水産省構造改善局事業計画課課長補佐

○松本三樹夫	内外エンジニアリング(株)	② 特別幹事・顧問	順不同
○美濃眞一郎	日本農業土木総合研究所主任研究員	特別幹事 石光 研二	農村開発企画委員会常務理事
森下 一男	香川大学農学部助教授	" 北村貞太郎	京都大学農学部教授
○安田 昭彦	日本農業集落排水境界技術開発部長	" 小出 進	東京大学農学部教授
谷口 建	専修大学北海道短期大学助教授	顧 問 太田 更一	(元・部会長)
矢橋 晨吾	千葉大学園芸学部助教授	" 西口 猛	(元・部会長)
○山路 永司	東京大学農学部助手	" 長崎 明	(元・新潟大学長)
○山本 敏	農村開発企画委員会常務理事		
湯川 清光	石川県農業短期大学教授	(2) 役員の交代	
吉田 昌弘	(株)葵エンジニアリング	常任幹事 (元年 4月)	太田信介氏より田口高士氏へ
	新潟大学農学部	"	竹内悟氏より宮本泰行氏へ
	三重大学生物資源学部	"	千賀裕太郎氏が一般幹事へ
	山口大学農学部	" (元年 5月)	宮本泰行氏より松本政嗣氏へ
	九州大学農学部	幹 事 (元年 4月)	軽部重太郎氏が茨大窓口となる
	九州共立大学工学部開発学科		
		事務局長 (元年 4月)	今井敏行より有田博之

刊 行 物 案 内

農業土木学会農村計画研究部会誌「農村計画」のバックナンバーは別表のとおりです。ご入用の方は下記申込要領により、部会事務局までお申込下さい。なおバックナンバーの目次をご希望の方は、目次のコピーサービス（既刊全号）を始めましたので併せてご利用下さい。

記

1. バックナンバーの価格 1冊 1,250円（送料事務局負担）

（ただし合併号は2冊分の価格、コピー版の場合は若干価格が異なります。）

2. 申込方法 購入を希望される巻号（通巻号）冊数、送込先連絡電話番号を明記し、官製ハガキでお申込下さい。

3. 申込先 〒305 茨城県つくば市観音台2-1-2

農業工学研究所 農村整備部

地域計画研究室内

農村計画研究部事務局あて

（TEL 02975(6)7548～9）

4. 送金方法 送込時に振込用紙を同封します。見積

書、納品書、請求書は添付しますが、所定の書類が必要な場合はその旨ご連絡下さい。

5. 目次のコピー 郵便料とコピー代金の実費（既刊全号セット300円）で頒布します。目次コピー入用の方は60円切手5枚を同封し、送付先を明記の上、封書で部会誌と同じ申込先へお申込下さい。

部会誌各号の特集・テーマ

通巻号	特 集 内 容	発行年月	通巻号	特 集 内 容	発行年月
1*	第1回研究集会	1972. 5	18	定住構想と農村計画	1980. 3
2*	投 稿	1973. 4	19	農村定住条件と村づくり	1980. 3
3*	第3回研究集会	1973. 4	20	土地分級と土地利用計画	1980. 3
4*	第5回研究集会	1974. 6	21	投 稿	1980. 7
5*	投 稿	1974. 7	22 / 23	合併号 農村計画と土地利用計画	1981. 1
6	投 稿	1975. 6	24	80年代の村づくりへの展望	1981. 3
7*	第8回研究集会	1975. 12	25	農村計画における土地利用調整	1981. 10
8	投 稿	1976. 6	26	明るい村づくりの新軌道	1981. 12
9*	第6回研究集会	1977. 3	27 / 28	合併号 部会設立10周年	1982. 3
10	第9回研究集会	1977. 3	29	農村計画と集落排水	1982. 7
11*	第10回研究集会	1977. 3	30	水質保全と集落排水	1983. 7
12	投 稿	1977. 3	31、	土地改良の新しい展開を求めて	1984. 7
13	第11回研究集会	1978. 3	32	農村整備の新しい方向	1985. 8
14	第12回研究集会	1978. 3	33	新しい時代の農村計画	1988. 7
15	過疎地域における農山村開発	1979. 1	34	魅力ある農村空間の創造	1987. 7
16	投 稿	1979. 3	35	ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて	1988. 7
17	投 稿	1979. 8			

*印は絶版のため、コピー製本版にて頒布

編 集 後 記

事務局を引き継いだのを機会に、部会誌「農村計画」のバックナンバーを見返した。それで思い至ったのは、農村のイメージが時代の要求の中で変化する変極点にいながら、これを適確にとらえようと努力された先輩の姿

である。

「農村計画」は今後もこうした役割を果し続けることが期待されていると思うと、緊張せずにはおれない。

(有)

農業土木学会農村計画研究部会規約

(昭和60年5月9日改正)

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長1人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかなう。

入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事務局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市觀音台2-1-2 農林水産省農業工学研究所農村整備部地域計画研究室内におく。

1989年7月15日 印刷

1989年7月20日 発行

編集・発行 農業土木学会農村計画研究部会

〒305 茨城県つくば市觀音台2の1の2

農林水産省農業工学研究所

農村整備部 地域計画研究室内

TEL 02975-6-7548

口座番号 東京8-22279

口座名称 農村計画研究部会

制 作: 財團法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14大鳥ビル

TEL 03-492-2987(代)

JOURNAL OF RURAL PLANNING

Vol. 18-1 No. 36

1989. 7

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING
The National Research Institute of Agricultural Engineering.
Department of Rural Improvement, Laboratory of Rural Planning
1-2, Kannondai, 2-Chome, Tsukuba-Shi
Ibaraki, 305 JAPAN